

# **とよの いきいき ほほえみ プラン**

～ このまちで誰もが生きがいをもって、笑顔で暮らさせることを願って～

**第5期豊能町障害者計画**

**第7期豊能町障害福祉計画**

**第3期豊能町障害児福祉計画**

**令和6年3月**

**豊 能 町**



## はじめに

国においては、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とした第5次障害者基本計画の基本理念において、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」することを定めるとともに、関係法令の整



備を進め、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止をはじめ、各種施策を推進しているところであります。こうした国の動向を踏まえ、このたび本町では、このまちで誰もが生きがいをもって、笑顔で暮らさせることを願って、令和6年度から11年度までの6年間を計画期間とする「第5期豊能町障害者計画」、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とする「第7期豊能町障害福祉計画及び第3期豊能町障害児福祉計画」を策定いたしました。

この計画は、基本理念を実現するための目標や重点課題等、本町における障害者施策の方針性を明らかにするとともに、障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等の見込み量を明らかにし、サービス提供体制の計画的な整備を図ることを目的としています。その実現に向けた取り組みを進め、引き続き障害の有無によつて分け隔てられず、地域で孤立することのないよう、誰もが生きがいをもって笑顔で暮らせる共生社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました豊能町障害者計画等策定委員会の委員の皆さんをはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました住民の皆さん、関係機関の皆さんに対しまして心からお礼申し上げます。

令和6年3月

豊能町長 上浦 登



# 目 次

## 第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景及び目的.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画策定の体制.....	4
1. 豊能町障害者計画等策定委員会の設置.....	4
2. アンケート調査の実施.....	4
3. パブリックコメントの実施.....	4
第2章 豊能町の現状.....	5
第1節 人口構成.....	5
第2節 障害のある人の状況.....	6
1. 障害者手帳所持者数の推移.....	6
2. 身体障害者手帳所持者数の推移.....	6
3. 療育手帳所持者数の推移.....	7
4. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移.....	7
5. 特定医療費（指定難病）受給者数の推移.....	8
6. 障害支援区分認定者数の推移.....	8

## 第2部 障害者計画

第1章 障害者計画の概要.....	9
第1節 基本理念.....	9
第2節 基本目標.....	10
第3節 施策体系.....	11
第2章 障害者計画の施策の方向性.....	14
第1節 療育・教育の充実.....	14
1. 療育・相談体制等の充実.....	14
2. 学校教育の充実.....	18
3. 生涯学習の推進.....	21
第2節 雇用促進と就労支援.....	23
1. 福祉的就労の支援.....	23
2. 雇用の促進と安定.....	25

第3節 保健・医療の充実.....	27
1. 保健サービスの充実.....	27
2. 機能訓練・医療体制づくりの推進.....	29
第4節 生活支援の充実.....	31
1. 総合的な相談体制の充実.....	31
2. 障害福祉サービスの充実.....	36
3. 生活安定施策の充実.....	41
4. 精神障害者と難病患者対策の推進.....	46
第5節 理解と交流の促進.....	49
1. 広報・啓発活動の推進.....	49
2. ボランティア活動の推進.....	51
3. 福祉教育の推進.....	54
第6節 スポーツ・文化活動の振興.....	57
1. スポーツ・文化活動の活性化.....	57
第7節 障害者にやさしいまちづくりの推進.....	60
1. 生活環境の整備.....	60
2. 移動環境の整備.....	63
3. 防災・防犯対策の推進.....	66

### **第3部 障害福祉計画及び障害児福祉計画**

第1章 障害福祉計画及び障害児福祉計画の概要.....	71
第1節 計画の方向性.....	71
1. 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重.....	71
2. 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施.....	71
3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備.....	71
4. 地域共生社会の実現に向けた取り組み.....	71
5. 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援.....	72
6. 障害福祉人材の確保・定着.....	72
7. 障害のある人の社会参加を支える取り組み定着.....	72
第2節 基本的な考え方.....	73
1. 障害福祉サービスに関する基本的な考え方.....	73
2. 相談支援に関する基本的な考え方.....	74
3. 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	74
第2章 数値目標の設定.....	76
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	76
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	77

3. 地域生活支援の充実.....	79
4. 福祉施設から一般就労への移行等.....	80
5. 就労継続B型事業所における工賃の平均額.....	81
6. 相談支援体制の充実・強化等.....	82
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.....	83
8. 障害児支援の提供体制の整備等.....	84
9. 発達障害者等に対する支援等.....	87
<b>第3章 障害福祉サービス等の見込量の設定と確保の方策.....</b>	<b>88</b>
<b>第1節 障害福祉サービスの見込量の設定と確保の方策.....</b>	<b>88</b>
1. 訪問系サービス.....	88
2. 短期入所 .....	91
3. 日中活動系サービス.....	92
4. 居住系サービス.....	96
5. 相談支援 .....	98
<b>第2節 障害児支援サービスの見込量の設定と確保の方策.....</b>	<b>100</b>
<b>第4章 地域生活支援事業の充実.....</b>	<b>102</b>
<b>第1節 必須事業.....</b>	<b>102</b>
1. 相談支援事業.....	102
2. 成年後見制度利用支援事業.....	104
3. 成年後見制度法人後見支援事業.....	104
4. 意思疎通支援事業.....	104
5. 日常生活用具給付等事業.....	105
6. 手話奉仕員養成研修事業.....	106
7. 移動支援事業.....	106
8. 地域活動支援センター機能強化事業.....	107
9. 理解促進研修・啓発事業.....	107
10. 自発的活動支援事業.....	107
<b>第2節 任意事業.....</b>	<b>108</b>
1. 訪問入浴サービス事業.....	108
2. 日中一時支援事業.....	108
3. 障害者自動車運転免許取得助成事業.....	108
4. 身体障害者自動車改造助成事業.....	108
5. 点字・声の広報等発行事業.....	109
6. スポーツ・レクリエーション教室開催等事業.....	109

## 第4部 施策の推進体制

1. 関係機関等との連携.....	111
2. 推進体制の整備.....	111
3. 町民参加のまちづくりの促進.....	111

## 資料編

1. とよの いきいき ほほえみ プランの策定経過.....	113
2. 豊能町障害者計画等策定委員会規則.....	114
3. 豊能町障害者計画等策定委員会名簿.....	116
4. 用語解説 .....	117

本文中にアスタリスク記号（＊）のある語句は、資料編「4. 用語解説」で説明を記載しています。

# 第1部 総論





# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景及び目的

すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする「障害者の権利に関する条約」が、平成18年に国際連合の総会で採択されました。日本は、平成19年に条約に署名し、条約の締結に向けて国内法の整備等を進めてきました。

平成25年には、障害のある人に対して不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮を行うことなどを定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、平成28年から施行、同じく平成25年には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、雇用の分野における障害者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務等が定められました。これらの法律の制定等を受け、日本は平成26年に、障害者の権利に関する条約を締結しました。

令和3年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務づけるとともに、行政機関相互間の連携強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置が強化されました。同じく令和3年には、医療的ケア\*児を育てる家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止するため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行されました。

令和4年には、すべての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されました。

日本は平成26年に「障害者権利条約」を締結しましたが、国連の権利委員会による初めての審査が令和4年8月に行われ、懸念と勧告がまとめられました。勧告では、精神科病院での無期限の入院の禁止や、施設から地域生活への移行を目指す法的な枠組みづくり、障害のある子とない子が共に学ぶ「インクルーシブ教育」の確立のために、すべての障害のある生徒が個別支援を受けられるよう計画を立てといった対応の必要性が指摘されました。また、障害のある人の強制入院を「差別」とし、自由の剥奪を認めるすべての法的規定を廃止するよう要請され、旧優生保護法下で不妊手術を強いられた被害者への謝罪や、申請期間を限らない救済等も盛り込まれました。

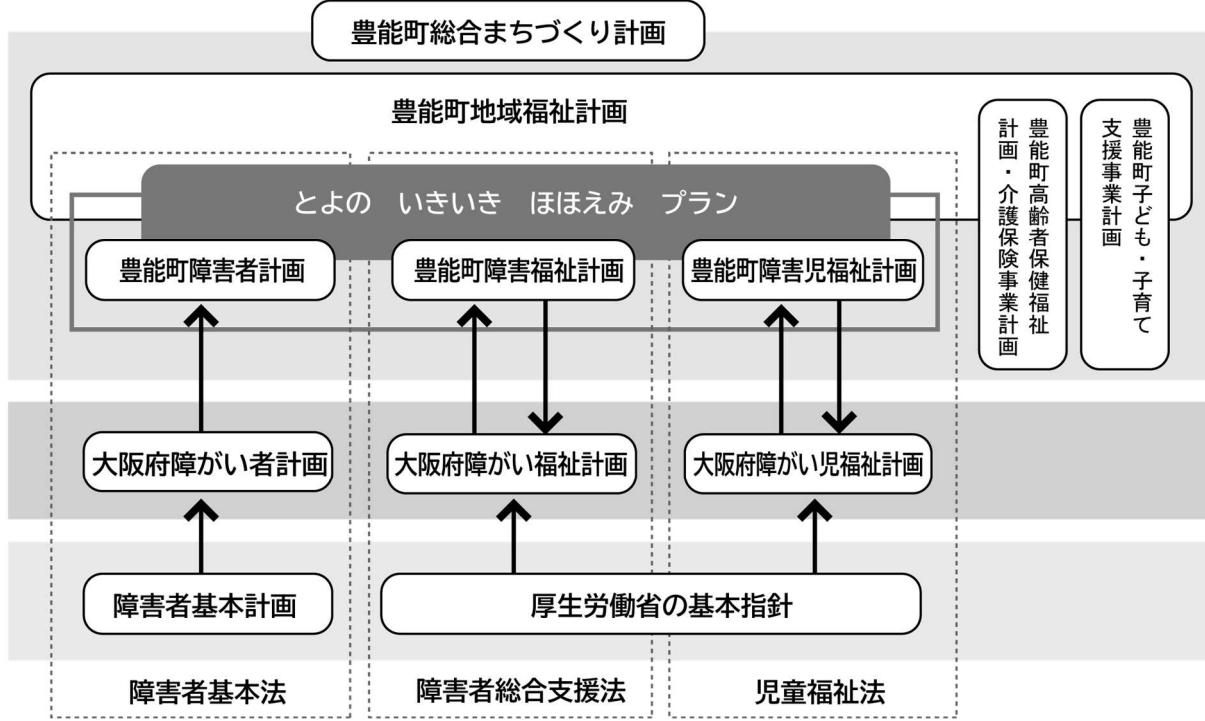
豊能町（以下「本町」という。）では、平成12年3月に「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づき障害者にやさしいまちづくりを進めるため、「豊能町障害者計画」を策定するとともに、障害福祉サービス等の実施計画として、障害者自立支援法や障害者総合支援法に基づく「障害福祉

計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を策定し、障害者施策、障害児施策を総合的、計画的に推進してきましたが、このたび、「第4期豊能町障害者計画、第6期豊能町障害福祉計画及び第2期豊能町障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、近年の障害のある人を取り巻く環境やニーズに対応するとともに、障害者施策を一層推進するために、「第5期豊能町障害者計画、第7期豊能町障害福祉計画及び第3期豊能町障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定したものであり、本町における障害者施策全般に関する基本計画として位置づけられるものです。また本計画は、「豊能町総合計画」に即したものとするほか、本町の関連計画である「豊能町地域福祉計画・豊能町地域福祉活動計画」、「豊能町子ども・子育て支援事業計画」、「豊能町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」等の各種計画との整合性を図るとともに、国の障害者基本計画や基本指針及び大阪府の障害者計画等を踏まえて策定しています。

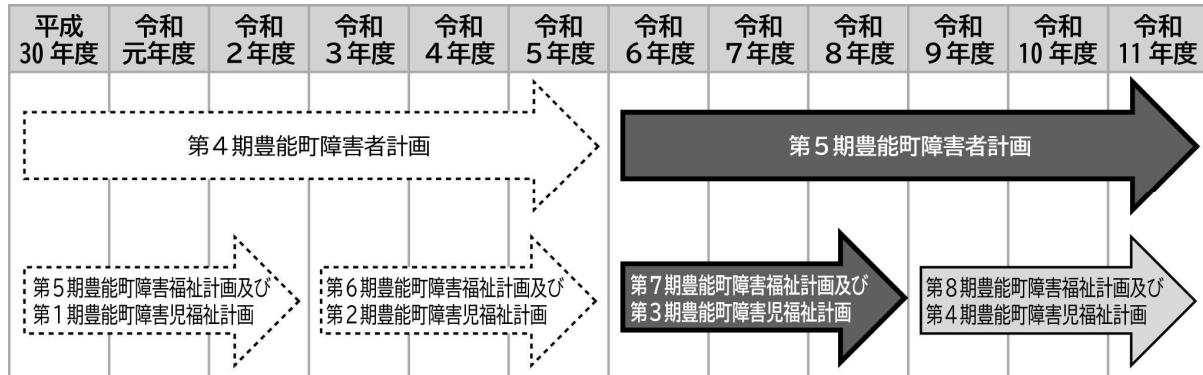
豊能町障害者計画	障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として策定します。障害者基本計画は、本町における状況等を踏まえた、障害のある人、障害のある子どものための施策に関する基本的な計画となります。障害のある人、障害のある子どもに対する保健・医療・福祉施策を中心に、啓発広報、教育、雇用就労、福祉のまちづくり等の関連施策を示しています。
豊能町障害福祉計画	障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として策定します。障害福祉計画は、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画となります。障害福祉サービスの数値目標を中心に、その数値確保のための方策等を示しています。
豊能町障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として策定します。障害児福祉計画は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画となります。障害児支援サービスの数値目標を中心に、その数値確保のための方策等を示しています。



### 第3節 計画の期間

「第5期豊能町障害者計画」の計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とし、「第7期豊能町障害福祉計画及び第3期豊能町障害児福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、各計画は、今後、国の動向に伴い、計画の根幹となる法律や制度等に大幅な変更が生じた場合、適宜見直すこととします。



## 第4節 計画策定の体制

### 1. 豊能町障害者計画等策定委員会の設置

計画策定にあたっては、学識経験者、福祉・医療関係者、障害者団体の代表者、一般公募委員及び行政関係職員からなる「豊能町障害者計画等策定委員会」を設置し、計画内容等について検討しました。

### 2. アンケート調査の実施

計画策定にあたっては、障害のある人や障害のある子ども、障害福祉サービス事業所の実情や要望等を把握するために、アンケート調査を行いました。

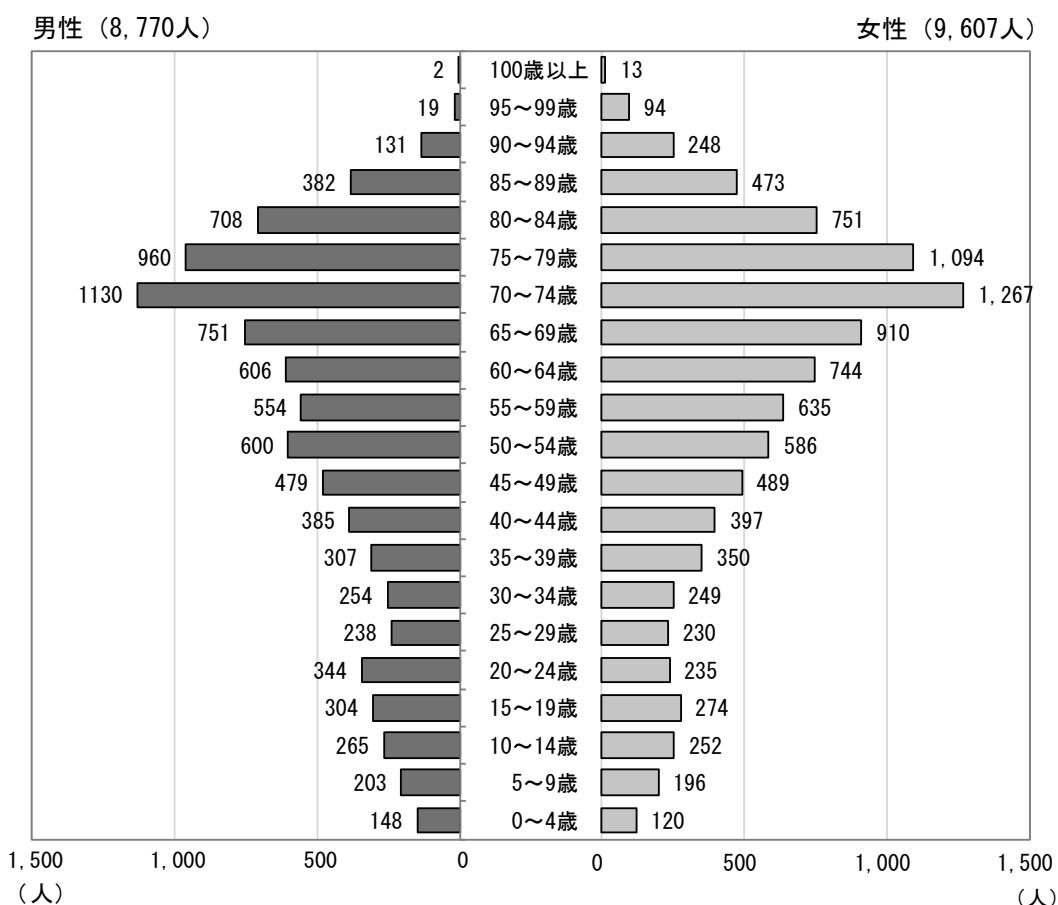
	配布数	回収数	回収率
当事者アンケート（18歳未満）	53件	19件	35.8%
当事者アンケート（18歳以上）	985件	508件	51.6%
事業所アンケート	63件	41件	65.1%

### 3. パブリックコメントの実施

計画書案について広く意見を募集するため、令和6年2月22日（木）から3月22日（金）までの30日間、計画書案をホームページに掲載するとともに、本庁（1階行政情報コーナー）、吉川支所、図書館、中央公民館図書室で閲覧ができるようにしました。

## 第1節 人口構成

令和4年度末の人口は18,377人で、そのうち8,933人が65歳以上の高齢者となっており、高齢化率は48.6%と4割を超えていました。一方、0~14歳の年少人口は1,184人(6.4%)にとどまっています。



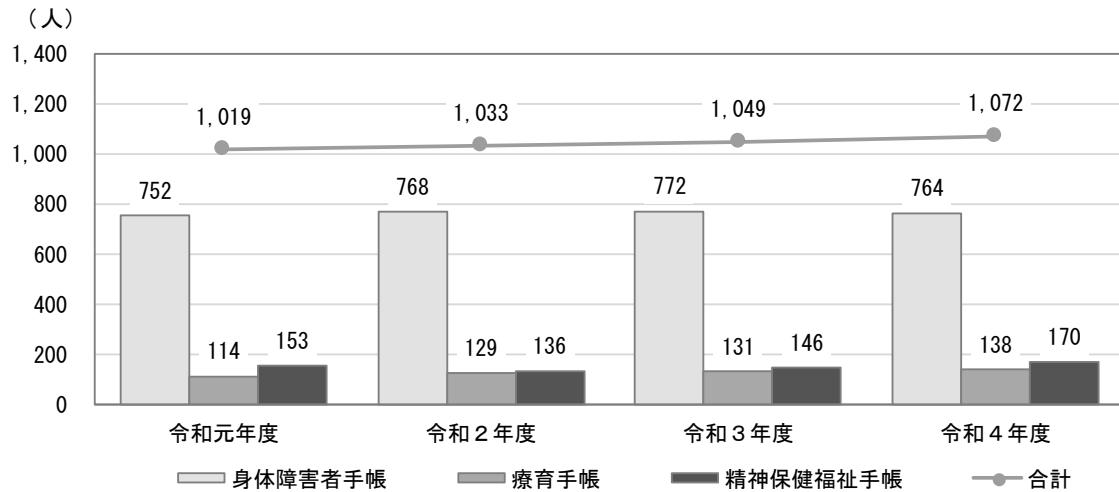
資料：住民基本台帳（令和4年度末《令和5年3月31日》時点）

## 第2節 障害のある人の状況

### 1. 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者は微増の推移となっています。令和4年度では、身体障害者手帳所持者が764人、療育手帳所持者が138人、精神障害者保健福祉手帳所持者が170人となっています。

障害者手帳の種類別にみると、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。

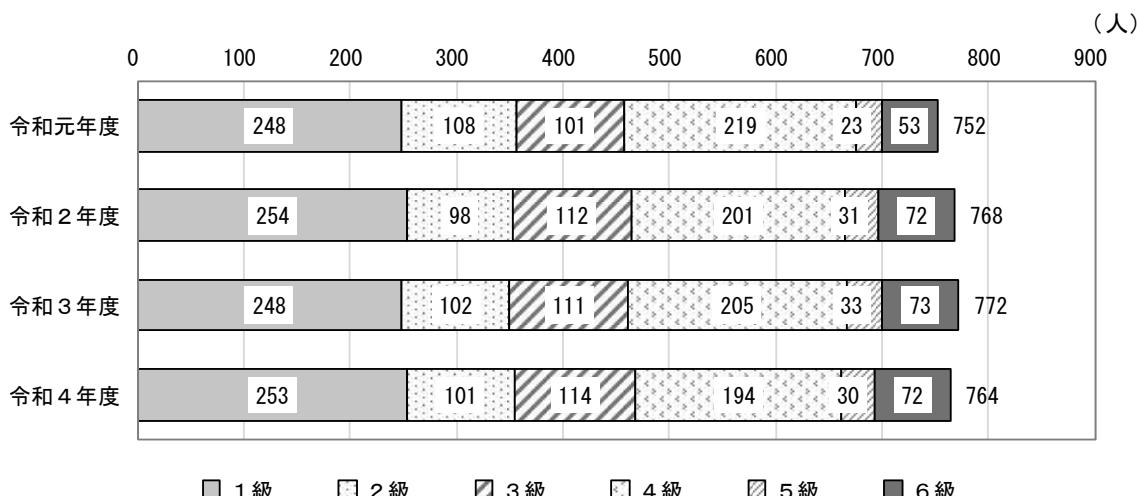


資料：福祉行政報告例、衛生行政報告例（各年度末時点）

### 2. 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者の等級別推移をみると、概ね横ばいで推移しています。

なお、等級は数字が小さいほど重度となります。

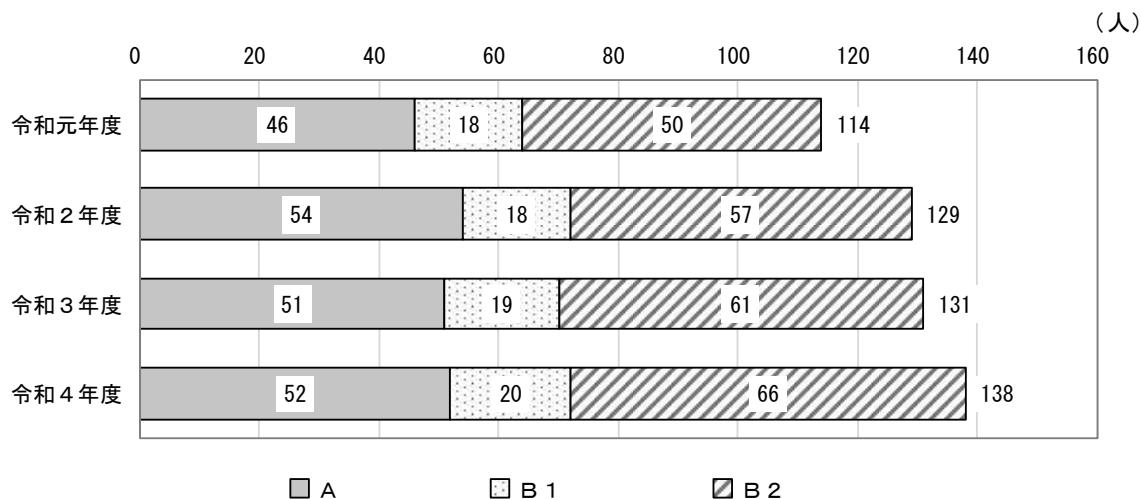


資料：福祉行政報告例、衛生行政報告例（各年度末時点）

### 3. 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者の等級別推移をみると、主にB 2（軽度）が増加しています。

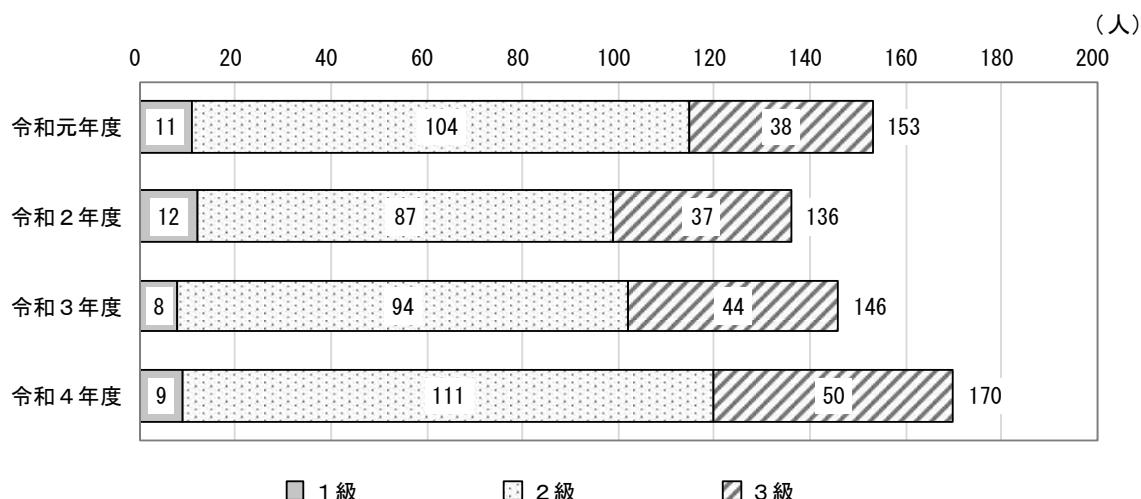
なお、Aは重度、B 1は中度となります。



### 4. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移をみると、2級と3級が増加傾向にあります。

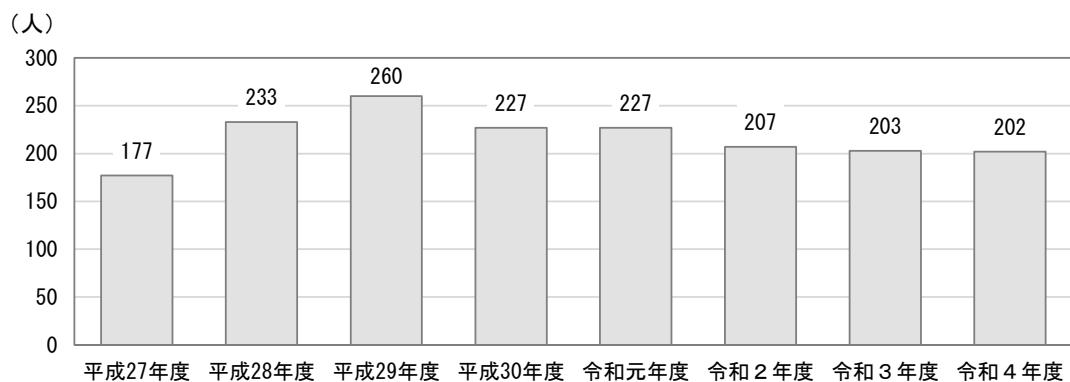
なお、等級は数字が小さいほど重度となります。



資料：福祉行政報告例、衛生行政報告例（各年度末時点）

## 5. 特定医療費（指定難病）受給者数の推移

特定医療（指定難病\*）医療受給者は、平成28年度から対象疾患の範囲が拡大したことで大きく増加しましたが、200人を超える数値で推移しています。

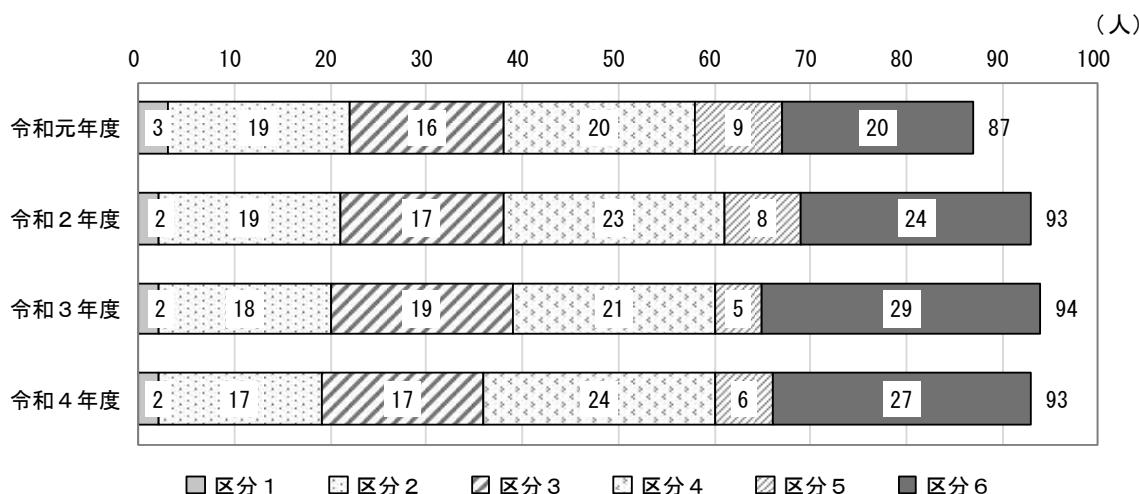


資料：大阪府池田保健所（各年度末時点）

## 6. 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者は、90人前後で推移しています。

障害支援区分は、数字が大きいほど、必要とされる支援の度合いが高くなります。



資料：福祉課（各年度末時点）

## 第2部 障害者計画





# 第1章 障害者計画の概要

## 第1節 基本理念

本町における福祉分野の上位計画である「第4次豊能町地域福祉計画」では、その基本理念を「地域のつながりでつくる 安心して暮らせるまち・とよの」と掲げており、本町における福祉に関する分野別の計画は、この「第4次豊能町地域福祉計画」の考え方に基づいて様々な施策が実行されます。

「第4期豊能町障害者計画」の基本理念は、「第4次豊能町地域福祉計画」の基本理念にもつながるものであり、本計画においても、この基本理念を継承し、障害の有無に関わらず、誰もが安心して地域で暮らすことができる社会、生きがいをもって自分らしく暮らすことができる社会を目指します。

### とよの いきいき ほほえみ プラン

–このまちで誰もが生きがいをもって、笑顔で暮らせることを願って–

#### 基本理念

1	生涯におけるすべての段階において障害のある人の自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念をもとに、人間尊重の視点に立った施策の推進により、住み慣れた地域社会で地域の一員としてあらゆる活動に参加・参画することができる共生社会の構築を目指します。
2	障害者福祉の制度が大きく転換していく中、障害のある人の潜在的ニーズを常に把握しながら、障害のある人が地域の中で、地域の人々と共に自立した日常生活を送り、障害のある人自身がその能力を十分発揮できるよう、支援体制の充実を図ります。
3	障害による日常生活や社会参加の困難さを、障害のある人自身の問題としてとらえるのではなく、学校や職場、地域社会など環境との関係から生じるものととらえ、個々の障害のある人の困難さを解消する多様な支援を目指します。

※リハビリテーションとは、医学的技術等を用いて身体の機能回復を行うというような狭い意味ではなく、すべてにおいて人権尊重の視点に立ち、障害者の「自立と社会参加」を促進するという考え方。

※ノーマライゼーションとは、地域において、一般に障害の有無に関わらず、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという考え方。

## 第2節 基本目標

第4期計画の成果を踏まえつつ、本計画においても、第4期計画の3つの基本目標を継承し、引き続き施策の推進を図ります。

### 基本目標1 自立に向けた体制づくり

障害児がその能力を最大限に発揮できるよう、一人ひとりの障害の状況に応じた療育\*・教育の充実を進めるとともに、保護者への支援体制の整備、就学から卒業後の地域生活にいたる相談・支援等に努めます。

障害者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、就労支援や生活安定のための施策の充実等に取り組み、雇用・就労を促進します。

### 基本目標2 地域生活を支える体制づくり

障害者やその介護者のニーズは、障害の種別・程度、乳幼児から高齢期まで、それぞれ異なり多様化しています。障害の早期発見・早期対応への取り組み、保健・医療の充実等の生活支援の充実に努めます。

さらに、一人ひとりの障害の種別や程度、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図り、それらのサービス等を障害者が自らの意志で選択し、自主的な選択ができる体制を整備します。

### 基本目標3 安全で快適なまちづくり

障害の有無に関わらず、主体的に社会参加ができるよう一人ひとりの適性に応じた社会参加機会の拡大を図るとともに、ボランティア活動等を促進し、心のバリアフリー\*を進めます。

障害者にとって住みよいまちをつくることは、すべての町民にとって住みよいまちをつくっていくことに他ならないという基本認識のもと、建築物や道路等における物理的な障壁（バリア）の除去を推進します。また、いざという時の安全を確保するため、防災・災害対策の充実を進めます。

さらに、障害者が充実した生活を送るため、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動等の機会の提供に努めます。

### 第3節 施策体系

#### 分野1. 療育・教育の充実

項目	施策	施策詳細	
1. 療育・相談体制等の充実	①療育・相談体制の充実	001	生活機能相談
		002	人材の確保
		003	健康相談
		004	児童相談
		005	障害児通所支援
		006	児童発達支援センターの設置
	②医療的ニーズへの対応	007	医療的ケア児支援ための協議の場の設置
	③教育相談体制の充実	008	教育相談
2. 学校教育の充実	①教育環境の整備・充実	009	学校・幼稚園・保育所への支援員の配置
		010	巡回相談
		011	機能訓練
		012	特別支援教育への対応
		013	教員研修
	②社会参加・自立促進への支援	014	社会参加・自立促進への支援
3. 生涯学習の推進	①学習の機会・場の充実	015	対面朗読サービス
		016	図書館だよりの音訳サービス
	②社会見学の機会・場の充実	017	社会見学の機会や場の検討

#### 分野2. 雇用促進と就労支援

項目	施策	施策詳細	
1. 福祉的就労の支援	①福祉的就労施設の利用拡大	018	福祉的就労施設の利用拡大
	②就労機会や場の確保の支援	019	就労機会や場の確保の支援
2. 雇用の促進と安定	①障害者雇用に関する啓発活動の促進	020	障害者雇用啓発事業
	②庁内の障害者雇用の推進	021	庁内における障害者雇用の推進
	③職業的自立支援のための関係機関との連携強化	022	障害特性に応じた仕事の確保
		023	職業的自立支援のための関係機関との連携強化

#### 分野3. 保健・医療の充実

項目	施策	施策詳細	
1. 保健サービスの充実	①障害の早期発見及び二次障害の予防	024	在宅障害者健康管理事業の実施
	②乳幼児健康診査の実施	025	4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査
2. 機能訓練・医療体制づくりの推進	①機能訓練体制の推進	026	機能訓練
	②医療費助成制度	027	医療費の助成

#### 分野4. 生活支援の充実

項目	施策	施策詳細
1. 総合的な相談体制の充実	①各種相談窓口の充実	028 基幹相談支援センターの充実【新規】 029 役場での各種相談 030 民生委員・児童委員による相談役場での各種相談 031 3障害に対応した相談体制の充実 032 人権相談等 033 各種相談の広報 004 児童相談（再掲） 034 地域自立支援協議会の開催 035 高次脳機能障害者支援の促進
2. 障害福祉サービスの充実	①自立支援給付の推進 ②地域生活支援事業の推進 ③障害者施設の支援 ④福祉機器の貸出の充実 ⑤介護保険制度等との調整	036 障害福祉サービスの推進 037 自立支援医療費の支給 038 補装具費の支給  039 自動車改造費助成事業 040 障害者自動車運転免許取得助成事業 041 重度障害者への移動支援 042 身体障害者手帳診断料助成事業 043 日常生活用具の給付・貸与 044 難病患者等・小児慢性特定疾患の人への日常生活用具の支給等 045 成年後見制度の推進  046 障害者施設の運営支援 047 車いすの貸出 048 介護保険制度等との調整
3. 生活安定施策の充実	①関連制度の充実 ②高齢化・重度化等への対応 ③介助家族の支援 ④要保護児童対策地域協議会の実施	049 豊能町重度障害者特例支援事業 050 重度障害者・児住宅改造助成事業 051 自転車駐車場車いす等スペースの確保 052 障害者差別解消の推進 053 権利擁護（日常生活自立支援事業等）の推進 054 障害者虐待防止の取り組み 055 東西間移動に係る運賃負担の軽減 056 移動手段確保の検討 057 軽自動車税の減免 058 生活福祉資金の貸付  059 地域生活支援拠点等の整備  060 サービス等の利用促進 061 介助家族の情報交換の場の確保  062 要保護児童対策地域協議会の運営
4. 精神障害者と難病患者対策の推進	①精神障害者保健福祉手帳所持者等に対する支援体制づくりの推進 ②生活支援・社会復帰対策のための関係機関との連携 ③相談体制の充実 ④精神障害者家族の支援 ⑤精神障害者が安心して暮らせる地域づくり	063 精神障害者保健福祉手帳制度の周知と福祉サービスの充実  064 生活支援・社会復帰対策のための関係機関との連携 044 難病患者等・小児慢性特定疾患の人への日常生活用具の支給等（再掲）  065 精神障害者の相談対応 066 精神障害者家族の支援  067 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

## 分野5. 理解と交流の促進

項目	施策	施策詳細	
1. 広報・啓発活動の推進	①障害者施策に関する広報活動の推進	068	障害者施策に関する広報活動
	②町、関係団体による啓発活動の推進	069 070	町の広報活動等による啓発 職員の研修への積極的な参加促進
	③「障害者週間」等の啓発活動の推進	071	各種団体との共同による啓発
2. ボランティア活動の推進	①福祉ボランティアの育成	072 073 074 075 076	手話講習会 点訳講習会 筆記通訳（要約筆記）講習会 朗読講習会 多様なボランティア活動の推進
		077	各種のボランティア活動や地域活動への支援
	②ボランティア活動への支援	078	福祉教育の推進
		079	人権行政推進計画の推進
		080 081	地域活動への障害者の参加促進 近隣住民とのふれあいの促進
3. 福祉教育の推進	①交流教育の推進	082	シートスにおける水泳教室等の実施
		083	「大阪府障がい者スポーツ大会」参加者への支援
	②ふれあい・交流の場づくりの充実	084 085 086 087	障害者スポーツ・文化活動の推進 町自主事業（公演）チケット割引制度 重度障害者の受け入れ対応の充実 シートス利用料金半額免除の実施

## 分野6. スポーツ・文化活動の振興

項目	施策	施策詳細	
1. スポーツ・文化活動の活性化	①スポーツ、文化活動の充実	082	シートスにおける水泳教室等の実施
		083	「大阪府障がい者スポーツ大会」参加者への支援
		084	障害者スポーツ・文化活動の推進
	②スポーツ、文化活動支援体制の充実	085	町自主事業（公演）チケット割引制度
		086	重度障害者の受け入れ対応の充実
		087	シートス利用料金半額免除の実施

## 分野7. 障害者にやさしいまちづくりの推進

項目	施策	施策詳細	
1. 生活環境の整備	①公共建築物の整備	088	公共施設のバリアフリー化の推進
	②民間建築物の整備	089	民間建築物の整備
	③道路の整備	090	歩道段差等改良工事
	④障害者当事者の意見を聞く場の確保	091	障害者当事者の意見を聞く場の確保
2. 移動環境の整備	①歩行空間の整備	090	歩道段差等改良工事（再掲）
	②公共交通機関の整備	092	重度障害者への移動支援
		093	民間公共交通機関を活用した公共交通体系の構築
3. 防災・防犯対策の推進	①障害者に配慮した防災対策の推進	094	地域の防災対策の確立
	②災害発生時における対策の強化	095	障害者の参加する避難訓練
	③防犯対策の強化	096	防犯対策の強化



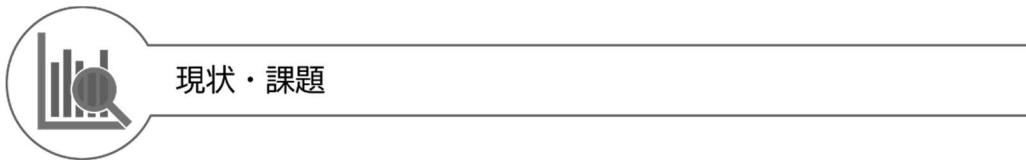
## 第2章 障害者計画の施策の方向性

### 第1節 療育・教育の充実

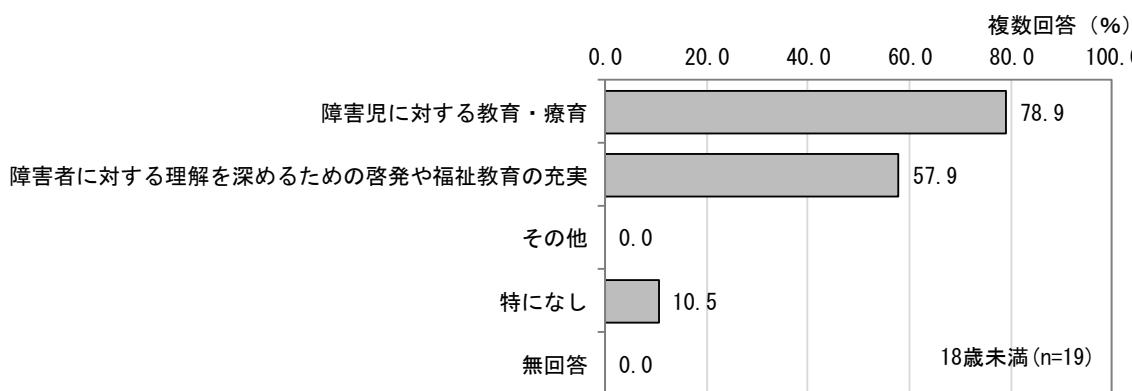
障害のある子どもが、適切な支援を受けながらその子らしく成長していくためには、子どもの成長や障害の特性に応じた専門的な支援や相談を、身近な地域で受けられるようにすることが重要です。また、家庭を中心に、療育機関、教育関係機関、医療機関、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所等が連携して、子どもの将来を見すえながら、成人期まで切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

加えて、障害の有無に関わらず、人生を豊かにしたり、将来の可能性を広げたりするために、障害のある子どもが学校教育だけではなく、地域の中で学べる環境を整えることが重要です。

#### 1. 療育・相談体制等の充実



- 障害の早期発見や早期療育として、乳幼児健康診査や専門職による相談を行うとともに、障害児通所支援による各種のサービス提供を行っていますが、町内や他市町の療育機関と連携しながらサービス提供に努めています。
- 18歳未満を対象にした当事者アンケート調査結果によると、今後充実してほしいと思う教育分野の障害者施策は何かについて、「障害児に対する教育・療育」が78.9%で最も多く、次いで「障害者に対する理解を深めるための啓発や福祉教育の充実」が57.9%、「特になし」が10.5%となっています。





- 障害の早期発見や早期療育を専門職が連携して行うとともに、療育の基盤となる家庭への支援を行います。
- 障害のある子どものライフステージに応じた一貫した支援体制の整備やサービス提供体制の確保に向けて、近隣市町等と連携しながら、児童発達支援センター\*の設置に向けた取り組みを行います。
- 医療的ケア児を支援するための関係機関による協議の場において、乳幼児期から成人期まで切れ目ない支援に取り組んでいきます。また、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的に支援ができるよう医療的ケア児等コーディネーターを配置します。
- 学校では、障害のある子ども一人ひとりに応じた適正な就学と自立促進に向けた相談支援を行います。

## ①療育・相談体制等の充実

001	生活機能相談	担当課	健康増進課
第4期計画 取り組み目標	障害児及び発達等に課題のある児童を対象に言語聴覚士による言語訓練「かがやき相談」を教育機関や他市町の療育機関と連携しながら事業を継続するとともに、事業内容の充実を図ります。		
現状及び実績	こども育成課・福祉相談支援室等と連携を図りながら、乳幼児健診等により課題のある乳幼児や集団生活で課題のある乳幼児に対し、予防を含めた作業療法士、言語聴覚士による専門相談を実施しています。		
第5期計画 取り組み目標	子育て世代包括支援センター「はぐはぐ」で「地域における総合的な相談窓口」として相談事業を実施していますが、町内及び他市町の療育機関と連携しながら事業を継続するとともに、事業内容の充実に努めます。		

002	人材の確保	担当課	健康増進課・福祉課
第4期計画 取り組み目標	「かがやき相談」において、引き続き関係機関と連携を図り、人材の確保に努めます。		
現状及び実績	教育機関や他市町の療育機関と連携しながら、人材の確保に努めています。		
第5期計画 取り組み目標	「かがやき相談」において、引き続き教育機関や他市町の療育機関と連携しながら、人材の確保に努めます。		

003	健康相談	担当課	健康増進課
第4期計画 取り組み目標	保健師、看護師、管理栄養士の職種が連携し、健康と食生活の統合した支援が必要であることから、事業を継続するとともに事業内容の充実を図ります。		
現状及び実績	保健師、看護師、管理栄養士の職種が連携し、健康と食生活の統合した支援が必要であることから、事業を継続するとともに事業内容の充実を図っています。		
第5期計画 取り組み目標	保健師、看護師、管理栄養士の職種が連携し、健康と食生活の統合した支援が必要であることから、事業を継続するとともに事業内容の充実に努めます。		

004	児童相談	担当課	こども育成課
第4期計画 取り組み目標	すべての子どもの健やかな成長を願う児童福祉法の理念に基づき関係機関との連携を図り、相談援助活動を行います。		
現状及び実績	関係機関との連携を図り、育児についての心配事等を就学前施設や学校、家庭、地域社会との関わりの中で考え、解決に努めています。		
第5期計画 取り組み目標	すべての子どもの健やかな成長を願う児童福祉法の理念に基づき関係機関との連携を図り、相談援助活動を継続するとともに、相談に対応する専門職の充実に努めます。		

005	障害児通所支援	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	障害のある子どもに対して身近な地域で、専門的な支援を提供できるよう障害児通所サービスの提供体制の確保に取り組みます。また、平成30年から新設された居宅訪問型児童発達支援のサービス提供体制の確保に取り組みます。		
現状及び実績	町内に2か所の障害児通所支援事業所があり、町内外を問わず希望するサービスを速やかに利用できるよう、関係機関と連携を図り、受給者証の発行を行っています。また、必要に応じて障害児通所支援事業所への支援も行っています。		
第5期計画 取り組み目標	引き続き療育を必要とする児童・生徒に対し、町内外を問わず希望するサービスを速やかに利用できるよう、関係機関との連携を図ります。		

006	児童発達支援センターの設置	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	大阪府や近隣市町との情報交換を踏まえて、令和2年度末までの児童発達支援センターの設置に向け、地域自立支援協議会*等の場において検討を行います。		
現状及び実績	専門的な支援を行う児童発達支援センターの設置はできていません。		
第5期計画 取り組み目標	近隣市町の情報を踏まえ、設置に向けて検討していきます。		

## ②医療的ニーズへの対応

007	医療的ケア児支援ための協議の場の設置	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	平成30年度末までの医療的ケア児支援のための協議の場の設置に向け、地域自立支援協議会等の場において検討を行います。また、当該協議の場の設置に際しては、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置します。		
現状及び実績	協議の場を設置したことなどまっています。		
第5期計画 取り組み目標	支援の必要性を検討し、必要に応じ協議を行うとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置していきます。		

## ③教育相談体制の充実

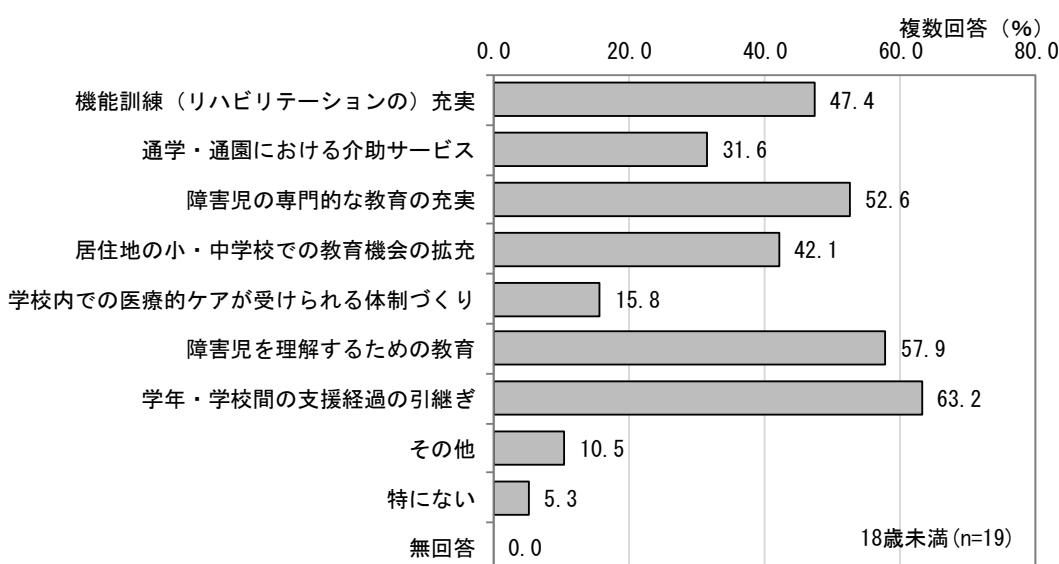
008	教育相談	担当課	義務教育課
第4期計画 取り組み目標	専門職や関係機関との連携や情報共有が重要であることから、小中学校の生徒指導、支援教育と連携し情報共有を行います。個々の特性や課題に対応し、適正な就学と自立促進の支援を行います。		
現状及び実績	一人ひとりの特性や課題を把握し、自立や可能性を伸ばせるように、関係機関や専門職と連携し、就学や進路等についての個別支援を行っています。		
第5期計画 取り組み目標	就学相談の時期・対象の見直しを行うとともに、就学相談の概要を広報等で案内します。		

## 2. 学校教育の充実



### 現状・課題

- 児童の状況に応じた支援員の配置、専門職による学校等への巡回相談や機能訓練、ユニバーサルデザインの授業づくりやインクルーシブ教育の研究等を行っています。
- 教職員が障害のある児童・生徒に対しての理解を深められるよう、特別支援教育についての研修を各学校で実施しています。また、関係機関と連携し、障害の状況や適正等に応じた進路指導に努めています。
- 18歳未満を対象にした当事者アンケート調査結果によると、障害児のための施策やサービスについて、保育・教育分野で特に充実が必要と思われるものについて、「学年・学校間の支援経過の引継ぎ」が63.2%で最も多く、次いで「障害児を理解するための教育」が57.9%、「障害児の専門的な教育の充実」が52.6%となっています。



### 施策の展開

- 特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた支援を行うとともに、障害の有無に関わらず、共に学び合えるインクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備に努めます。
- 学校全体で障害のある児童・生徒を支援できるよう、発達の課題や指導方法等を理解するための研修の充実を図ります。
- 学校卒業後の社会参加や自立促進の支援に向けて、進路の拡大や進路指導の充実に努めます。

## ①教育環境の整備・充実

009	学校・幼稚園・保育所への支援員の配置	担当課	こども育成課・義務教育課
第4期計画 取り組み目標	子どもの発達過程や障害の状況を把握し、学校・幼稚園・保育所における適切な生活・学習環境の円滑化・整備を図ります。成長過程に応じて継続して支援が行えるよう、学校や進学先との情報共有のあり方を検討します。		
現状及び実績	児童の状況に応じて支援員を配置し、学校・幼稚園・保育所における生活・学習環境の円滑化を図っています。		
第5期計画 取り組み目標	子どもの発達過程や障害の状況を把握し、学校・幼稚園・保育所における適切な生活・学習環境の円滑化・整備を図ります。また、成長過程に応じ継続して支援が行えるよう、学校や進学先との情報共有のあり方を検討します。		

010	巡回相談	担当課	義務教育課
第4期計画 取り組み目標	子どもの発達課題や特性の多様化に対応するための専門職や相談員の確保及び就学前の保育教育機関や小中学校の支援教育担当の密な連携を図りながら、きめ細かい巡回相談ができるように努めます。		
現状及び実績	言語聴覚士、作業療法士、発達心理士等の専門職の相談員が就学前の保育教育機関や小中学校を巡回し、教員や保護者に指導・助言、相談を行っています。また、専門相談員、通級指導担当者、教育委員会でリーディングチームをつくり、特別支援を必要とする子どもたちの支援を行っています。		
第5期計画 取り組み目標	リーディングチームスタッフの特別支援教育に対する専門性の向上に努めます。		

011	機能訓練	担当課	義務教育課
第4期計画 取り組み目標	子どもの課題や必要性に応じて、計画的な訓練が受けられるよう、さらに充実した取り組みを進めます。		
現状及び実績	理学療法士を就学前保育教育機関、小中学校に派遣し、訓練の必要な子どもに機能訓練を行うとともに、教員や保護者に指導・助言、相談を行っています。		
第5期計画 取り組み目標	子どもの課題や必要性に応じて、計画的な訓練が受けられるよう、さらに充実した取り組みを進めます。		

012	特別支援教育への対応	担当課	義務教育課
第4期計画 取り組み目標	「どの子にもわかる授業づくり」を目指して、授業のユニバーサルデザインやインクルーシブ教育システムを構築するために、合理的配慮、基礎的環境整備を整えるよう努めます。		
現状及び実績	各小中学校で、視覚化・焦点化・構造化を意識したユニバーサルデザインの授業づくりについて研究しています。また、授業のスタンダードを各校で共有化したり、インクルーシブ教育を目指した配慮や環境整備について研究・実践しています。		
第5期計画 取り組み目標	通常の学級、通級による指導、特別支援学級等の多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めます。		

013	教員研修	担当課	義務教育課・こども育成課
第4期計画 取り組み目標	特別支援教育担当者だけではなく、すべての教員が児童・生徒に対する理解を深め、発達の課題や特性、指導方法や支援を具体的に学ぶことが大切であることから、園や学校が組織全体で支援教育に取り組めるよう研修の充実を図ります。		
現状及び実績	各学校において、特別支援コーディネーターを中心に校内研修を行い、所属の児童・生徒の指導方法や支援について共有しています。教育委員会主催で特別支援教育をテーマに教職員研修を開催し、特別支援教育の今日的課題を学んでいます。		
第5期計画 取り組み目標	特別支援教育担当者だけではなく、すべての教員が児童・生徒に対する理解を深め、発達の課題や特性、指導方法や支援を具体的に学ぶことが大切であることから、園や学校が組織全体で支援教育に取り組めるよう研修の充実を図ります。		

## ②社会参加・自立促進への支援

014	社会参加・自立促進への支援	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	学校教育終了後の社会参加や自立促進を図るため、障害の状況や能力、適性に応じた進路の拡大を図るとともに、教育、福祉、労働の各関係機関との連携を強化し、進路指導の充実に努めることに關し、関係機関との連携を図り、引き続き実施します。		
現状及び実績	学校教育終了後の社会参加や自立促進を図るため、障害の状況や能力、適性に応じた進路の拡大を図るとともに、教育、福祉、労働の各関係機関との連携を強化し、進路指導の充実に努めています。		
第5期計画 取り組み目標	今後も関係機関と連携を図り、引き続き実施します。		

### 3. 生涯学習の推進



#### 現状・課題

- 視覚障害のある人の学習の機会・場の充実に向けて、図書館において対面朗読サービスや図書案内の音訳サービスを行っています。利用者が少ないとからサービスの周知拡大が必要と考えられます。また、聴覚障害のある人や来館が困難な人へのサービス提供が行えていないことから、これらの人々が図書館を利用しやすくなるようなサービスの検討が必要です。
- 社会参加の促進に向けて、町立たんぽぽの家において社会見学を行っています。



#### 施策の展開

- 図書館において視覚障害のある人に向けた朗読サービスや音訳サービスを継続するとともに、サービスの周知を図ります。また、より多くの人が図書館を利用できるよう、聴覚障害のある人や来館が困難な人へのサービス実施に向けた検討を行います。
- 町立たんぽぽの家の利用者の社会見学を継続し、社会参加促進へつなげます。

#### ①学習の機会・場の充実

015	対面朗読サービス	担当課	図書館
第4期計画 取り組み目標	視覚障害者向けサービスとして、引き続き音訳資料の拡充や対面朗読サービスの周知に努め、図書館利用の増加を図ります。聴覚障害者や来館困難者向けサービスについては、適正にニーズを把握し、サービスの実施に向け検討を行います。		
現状及び実績	対面朗読は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で休止、その後の電子書籍やサブリカル図書館の利用、デジタルサービスの準備が整うなどにより対面朗読サービスは中止しました。また、必要な利用者も把握できていません。来館困難者に対してはバリアフリーサービスの実施による配達サービスを開始したほか、新たに館外に返却ポストを設置しています。		
第5期計画 取り組み目標	視覚障害者向け、聴覚障害者向け、来館困難者向けの各々に必要とされているバリアフリーサービスを把握するとともに、必要とされている人の把握に努めます。		

016	図書館だよりの音訳サービス	担当課	図書館
第4期計画 取り組み目標	引き続き視覚障害者に対して図書館に関する情報提供を行うため、月1回発行の新着図書案内の音訳化を朗読ボランティアと連携して事業を実施するとともに、周知方法の改善や音訳資料の多様化等、今後の利用者増加に向けた取り組みを検討します。		
現状及び実績	新着図書案内の音訳化は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休止し、町ホームページの充実により周知を行っています。		
第5期計画 取り組み目標	新着図書案内はすでに町ホームページ（Edge利用）で音声を読み上げる機能があることから、音訳化は終了しますが、今後は音訳資料の充実に努めます。		

## ②社会見学の機会・場の充実

017	社会見学の機会や場の検討	担当課	福祉課・たんぽぽの家
第4期計画 取り組み目標	町立たんぽぽの家の利用者及び保護者の意見を聞きながら、社会見学を引き続き実施します。		
現状及び実績	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により外出することが困難であったため、実施ができていません。		
第5期計画 取り組み目標	町立たんぽぽの家の利用者の意向を聞きながら社会見学をはじめとした外出の機会をつくっていきます。		

## 第2節 雇用促進と就労支援

障害の有無に関わらず、仕事は、生活費の確保や、やりがい・生きがい、社会貢献、自分の居場所の確保につながるなど、地域で自立した生活を送る上で経済的にも精神的にも重要なものです。そのため、働く意欲のある障害のある人に対する相談の実施や、能力等に応じた就業の機会や場を提供するなど、就労支援を行うことが必要です。

### 1. 福祉的就労の支援

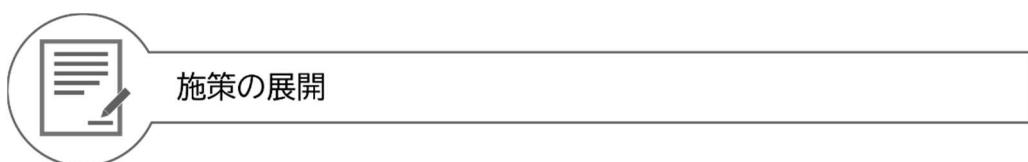
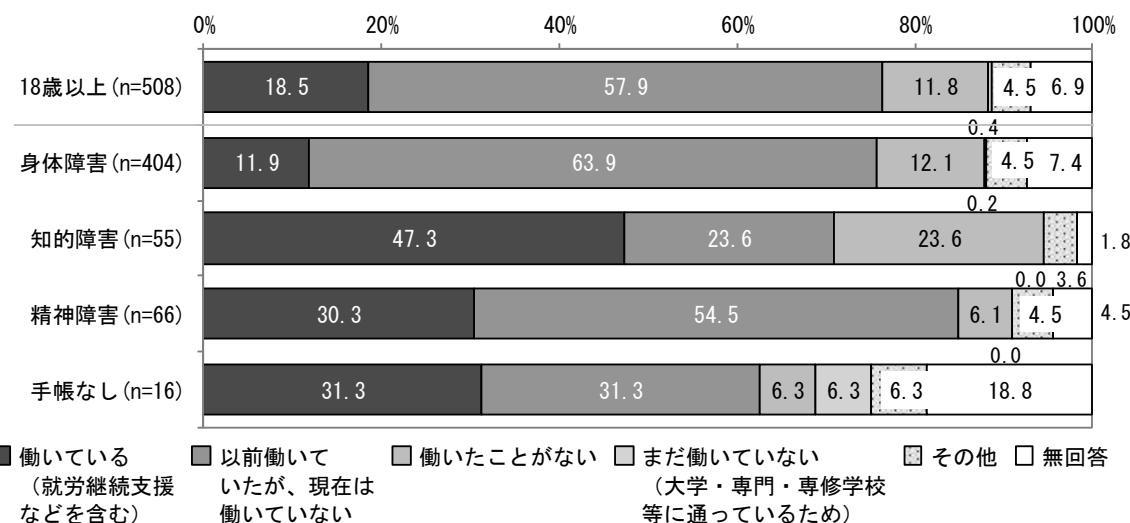


現状・課題

○町内の福祉的就労施設として、就労継続支援B型事業所が整備されています。就労移行支援、就労継続支援A型事業所が町内にないことから、近隣市町の事業所等と連携しながらサービスの提供に努めています。

○就労機会や場を確保するため、町の会計年度任用職員として障害のある人の雇用を行っています。

○18歳以上を対象にした当事者アンケート調査結果によると、現在収入や報酬を得る仕事をしているかについて、「以前働いていたが、現在は働いていない」が57.9%で最も多く、次いで「働いている（就労継続支援などを含む）」が18.5%、「働いたことがない」が11.8%となっています。



施策の展開

○福祉的就労施設の利用拡大に向けて、事業者に対して町内での事業所の設置を働きかけます。

○支援団体や関係機関と連携し、町及び町外の就労機会や場の確保に努めます。

## ①福祉的就労施設の利用拡大

018	福祉的就労施設の利用拡大	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	障害者の自立促進に向けて、関係機関と連携し福祉的就労施設の利用拡大に努めるとともに、町内でのサービス提供が可能な福祉的就労施設の設置に向け、事業所等への働きかけを行います。		
現状及び実績	以前より事業を行っていた町立たんぽぽの家とひまわりに加え、令和3年5月にかめの家が就労継続支援B型事業所として新たに開設され、町内の就労継続支援B型事業所は3か所となりました。		
第5期計画 取り組み目標	今後も障害者の自立促進に向けて、関係機関と連携し福祉的就労施設の利用拡大に努めるとともに、町内でのサービス提供が可能な福祉的就労施設の設置に向け、事業所等への働きかけを行います。		

## ②就労機会や場の確保の支援

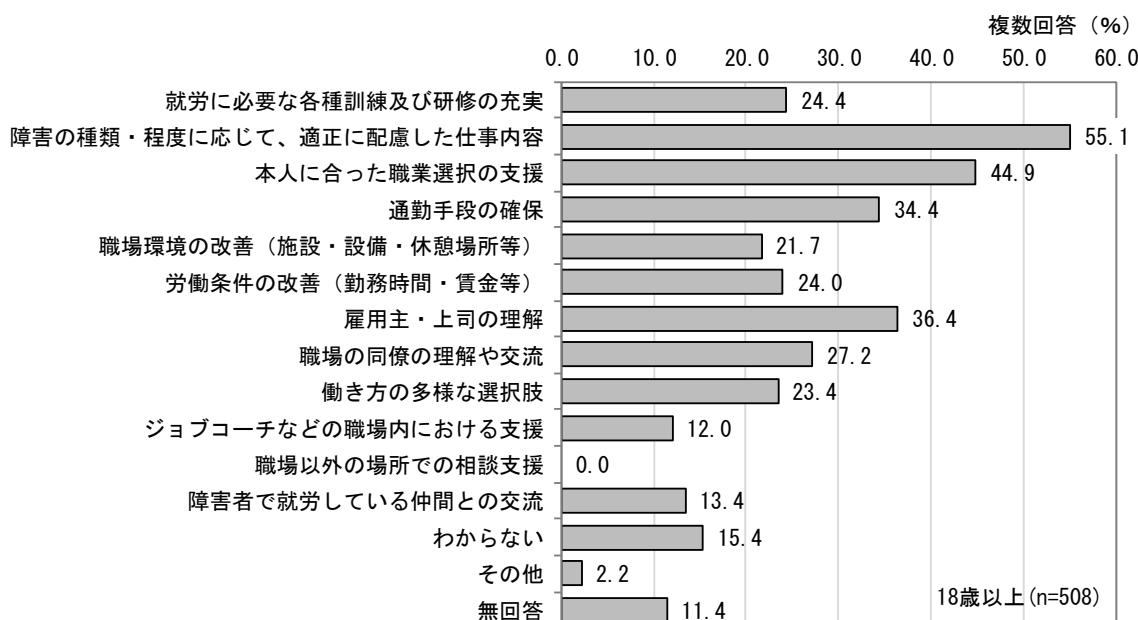
019	就労機会や場の確保の支援	担当課	農林商工課・福祉課・広報職員課
第4期計画 取り組み目標	町における障害者の雇用を継続するとともに、支援団体に協力を求めるなどにより、障害者の特性に応じた仕事の確保に努めます。また、豊能北障害者就業・生活支援センター等と連携し、町以外の就労機会や場の確保に努めます。		
現状及び実績	豊能北障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に向けての支援に努めるとともに、障害者雇用促進法に基づき、ハローワーク等と連携しながら、一般事務や清掃作業員、用務員等の雇用に努めています。		
第5期計画 取り組み目標	豊能北障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労機会や場の確保に努めます。また、町における障害者の雇用を継続するとともに、障害者の特性に応じた仕事の確保に努めます。		

## 2. 雇用の促進と安定



### 現状・課題

- 豊能北障害者就業・生活支援センター等と連携を図り、障害者雇用相談や職業指導等を行っています。
- 庁内の障害者雇用では、指導を行う職員の確保や意思疎通が困難な状況があることから、職員の障害特性への理解促進や、障害特性に応じた業務内容の検討が必要です。
- 18歳以上を対象にした当事者アンケート調査結果によると、障害のある人が働き続けるために必要なことについて、「障害の種類・程度に応じて、適正に配慮した仕事内容」が55.1%で最も多く、次いで「本人に合った職業選択の支援」が44.9%、「雇用主・上司の理解」が36.4%となっています。



### 施策の展開

- 関係機関と連携し、障害者雇用啓発事業や職業相談・指導を行うとともに、庁内の障害者雇用の維持・向上に努めます。
- 庁内で就業する障害のある人が安定して働き続けられるよう、職員における障害特性のさらなる理解や、業務内容の改善に向けた検討を行います。

## ①障害者雇用に関する啓発活動の促進

020	障害者雇用啓発事業	担当課	農林商工課
第4期計画 取り組み目標	引き続き豊能北障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、雇用に向けた支援を行います。		
現状及び実績	(一財)箕面市障害者事業団と連携し障害者雇用相談を年9回実施しており、相談件数は、令和2年が2件、令和3年が6件、令和4年が5件となっています。		
第5期計画 取り組み目標	引き続き豊能北障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、雇用に向けた支援を行います。		

## ②庁内の障害者雇用の推進

021	庁内における障害者雇用の推進	担当課	広報職員課・関係各課
第4期計画 取り組み目標	障害者の法定雇用率の確保・向上に努めるとともに、障害特性に応じた業務を行えるよう、専門的知識を有する支援団体に協力を求め、連携して取り組みます。		
現状及び実績	令和5年6月1日現在の障害者雇用率(2.19%)は法定雇用率(2.8%)を下回っていますが、法定雇用障害者数(3人)は達成しています。		
第5期計画 取り組み目標	障害者雇用促進法の改正等も注視しつつ、障害者の継続的な雇用を行います。		

022	障害特性に応じた仕事の確保	担当課	広報職員課・関係各課
第4期計画 取り組み目標	引き続き支援団体に協力を求めるなど、障害者の特性に応じた仕事の確保に努めます。また、庁内においても障害特性に応じた仕事を確保できるよう、障害特性の理解を進めるとともに、業務内容の再検討を行います。		
現状及び実績	障害者雇用促進法に基づき、ハローワーク等と連携しながら、一般事務や清掃作業員、用務員等の雇用に努めています。		
第5期計画 取り組み目標	町における障害者の雇用を継続するとともに、障害者の特性に応じた仕事の確保に努めます。		

## ③職業的自立支援のための関係機関との連携強化

023	職業的自立支援のための関係機関との連携強化	担当課	農林商工課・福祉課
第4期計画 取り組み目標	障害者のニーズや個々の障害の程度に応じた職業相談・指導等の支援や就職後のフォローアップ等、障害者の職業的自立に向けた支援を、豊能北障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携しながら実施します。また、雇用主だけではなく従業員に対する障害者理解の促進に向けた啓発に努めます。		
現状及び実績	豊能北障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、障害者の就労の促進に努めています。		
第5期計画 取り組み目標	豊能北障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、障害者の就労の促進に努めます。		

## 第3節 保健・医療の充実

障害の早期発見、早期治療、生活習慣病等からの障害の発生の予防等、障害のある人が地域で安心して暮らすためには、保健や医療の充実は必要不可欠です。

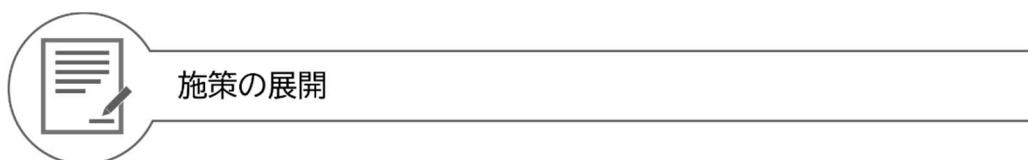
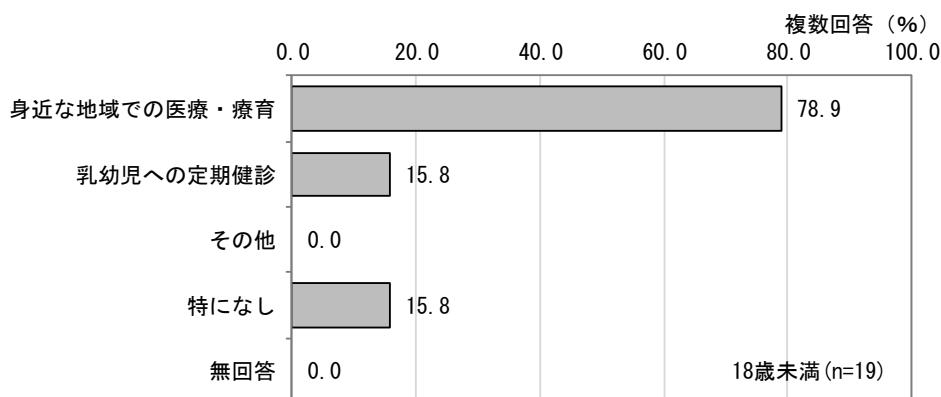
今後、障害のある人の高齢化が進む中、障害の重度化や重複化が進むことが懸念されます。また、精神障害保健福祉手帳の所持者が増加している背景として、心の病になる人が増加していると考えられます。

障害のある人、障害のある子どもが可能な限り身近な地域で保健・医療サービスを受けられるよう、それらの体制を整備することが求められます。

### 1. 保健サービスの充実



- 乳幼児健康診査や成人に対する健康診査・各種検査を実施し、生活習慣病予防や疾病の早期発見を行っています。
- 障害のある子どもに対して、専門職による二次障害の予防や相談を行っています。
- 18歳未満を対象にした当事者アンケート調査結果によると、障害児のための施策やサービスについて、保健・医療分野で特に充実が必要と思われるものについて、「身近な地域での医療・療育」が78.9%で最も多く、次いで「乳幼児への定期健診」「特になし」が15.8%となっています。



- 健康の保持・増進や疾病の早期発見・早期治療により障害の予防や進行を防ぐため、ライフステージに応じた健康診査や各種検査を行います。
- 障害のある子どもや家族に対して、専門職による相談を行います。

## ①障害の早期発見及び二次障害の予防

024	在宅障害者健康管理事業の実施	担当課	健康増進課
第4期計画 取り組み目標	障害のある乳幼児及びその保護者、障害者（身体・知的）を対象に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が二次障害の予防や日常生活動作の助言相談について、教育機関や他市町の療育機関と連携しながら、事業を継続するとともに、事業内容の充実を図ります。		
現状及び実績	地域・義務教育課・こども育成課・福祉相談支援室等と連携を図りながら、乳幼児健診等により課題のある児童や集団生活での課題のある児童に対し、予防を含めた作業療法士、言語聴覚士による専門相談を実施しています。		
第5期計画 取り組み目標	教育機関や他市町の療育機関と連携しながら、事業を継続するとともに、事業内容の充実に努めます。		

## ②乳幼児健康診査の実施

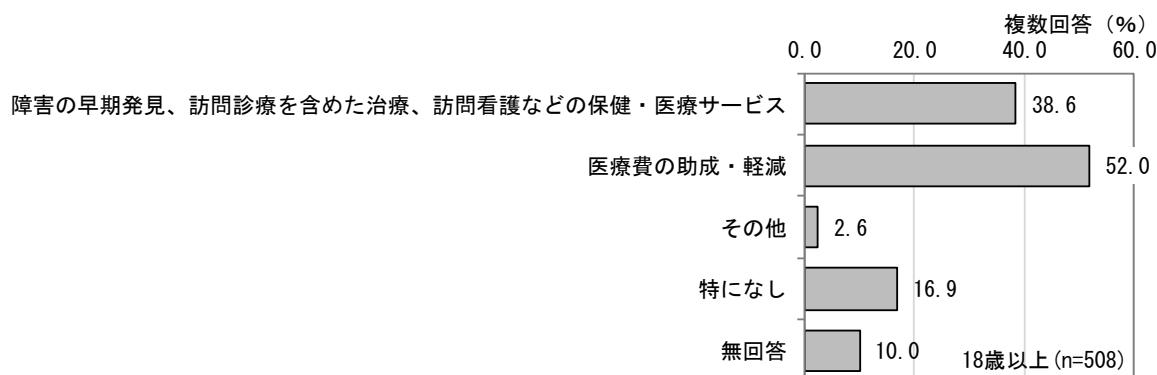
025	4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査	担当課	健康増進課
第4期計画 取り組み目標	引き続き乳幼児健康診査を実施し、身体面・精神面の両面から乳幼児の健康保持・増進を図るとともに、乳幼児健康診査の受診率の維持・向上に向けた取り組みを行います。		
現状及び実績	乳幼児健康診査を実施し、身体面・精神面の両面から乳幼児の健康保持・増進を図るとともに、乳幼児健康診査の受診率の維持・向上に向けた取り組みを行っており、新たに検査機器等導入し、早期発見、早期治療につながる体制整備を行いました。		
第5期計画 取り組み目標	乳幼児健康診査を実施し、身体面・精神面の両面から乳幼児の健康保持・増進を図るとともに、乳幼児健康診査の受診率の維持・向上に向けた取り組みを行います。		

## 2. 機能訓練・医療体制づくりの推進



### 現状・課題

- 理学療法士、言語聴覚士、保健師、看護師による、個々の障害の程度や種別に応じた訪問・通所の相談事業を実施しています。
- 身体障害及び知的障害のある人や子どもと、その家族に対する経済的支援として、医療費を助成しています。
- 18歳以上を対象にした当事者アンケート調査結果によると、今後充実してほしいと思う保健・医療の障害者施策について、「医療費の助成・軽減」が52.0%で最も多く、次いで「障害の早期発見、訪問診療を含めた治療、訪問看護などの保健・医療サービス」が38.6%、「特になし」が16.9%となっています。



### 施策の展開

- 一人ひとりの障害の状態に応じた、多職種による機能訓練を行います。
- 経済的な支援として医療費の助成を継続して行います。

## ①機能訓練体制の推進

026	機能訓練	担当課	健康増進課
第4期計画 取り組み目標	引き続き障害者の社会的自立を促進するため、個々の障害の程度、種別に応じた、多職種によるきめ細かい相談とプログラムに基づいた通所、訪問による相談支援を行います。		
現状及び実績	障害者の社会的自立を促進するため、個々の障害の程度、種別に応じた、多職種によるきめ細かい相談とプログラムに基づいた通所、訪問による運動機能等の向上に努めました。		
第5期計画 取り組み目標	障害者の社会的自立を促進するため、個々の障害の程度、種別に応じた、多職種によるきめ細かい相談とプログラムに基づいた通所、訪問による運動機能等の向上を目指します。		

## ②医療費助成制度

027	医療費の助成	担当課	保険課
第4期計画 取り組み目標	引き続き大阪府と連携を図り、医療費の一部助成を行います。また、国・大阪府に対して支援の継続についての要望を行います。		
現状及び実績	大阪府において、持続可能な制度となるよう平成30年度に医療費助成制度を再構築しました。		
第5期計画 取り組み目標	大阪府と連携を図り、医療費の一部助成を行います。		

## 第4節 生活支援の充実

障害のある人が地域で自分らしく、自立した生活を送るために、ホームヘルプサービスや日中活動等、必要な障害福祉サービスが受けられるとともに、地域での生活を総合的に支援する機能の整備、公共交通機関が十分整備されていない本町での移動手段の確保といった生活支援を充実していく必要があります。

また、障害のある人や家族の高齢化、親亡き後を見据えた支援として、相談、体験の機会、緊急時の対応等の提供機能を備えた地域生活支援拠点等\*の整備をさらに進めていくことも必要です。

身体障害、知的障害に比べて支援が遅れがちであった精神障害のある人への支援については、国において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが開始されました。町においても、関係機関をはじめ、地域住民の協力も得ながら、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう取り組みを進めています。

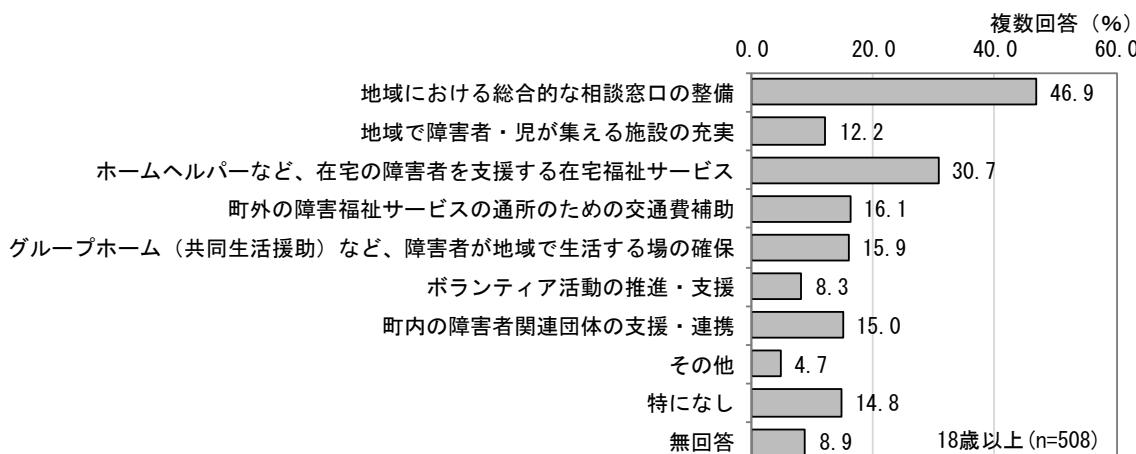
加えて、障害のある人の介助を行う家族の身体的、精神的な負担や不安の軽減に向けて、サービスの利用促進や、家族同士の情報交換の場を設けることも重要です。

### 1. 総合的な相談体制の充実

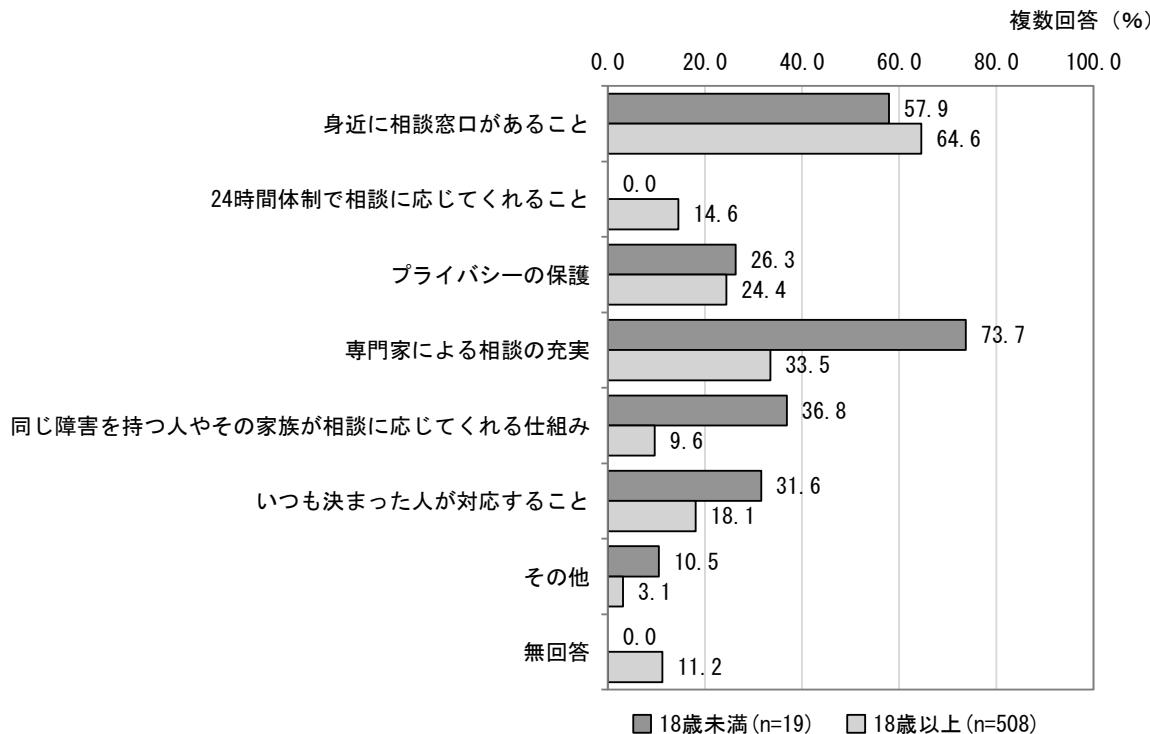


○相談窓口として、役場での各種相談や障害種別に応じた窓口の設置、民生委員・児童委員による相談を行うことで、身近な地域での相談体制を整備しているところです。ただ、精神障害に専門的に対応する相談窓口については、現在相談員の配置が充分ではないことから、その相談体制の整備が必要となっています。

○18歳以上を対象にした当事者アンケート調査結果によると、今後充実してほしいと思う福祉分野の障害者施策について、「地域における総合的な相談窓口の整備」が46.9%で最も多く、次いで「ホームヘルパーなど、在宅の障害者を支援する在宅福祉サービス」が30.7%、「町外の障害福祉サービスの通所のための交通費補助」が16.1%となっています。



○当事者アンケート調査結果によると、相談の体制で何が重要だと思うかについて、18歳未満では「専門家による相談の充実」が73.7%で最も多く、次いで「身近に相談窓口があること」が57.9%、「同じ障害を持つ人やその家族が相談に応じてくれる仕組み」が36.8%、18歳以上では「身近に相談窓口があること」が64.6%で最も多く、次いで「専門家による相談の充実」が33.5%、「プライバシーの保護」が24.4%となっています。



- 役場をはじめ関係機関が、障害のある人や障害のある子ども、その家族が抱える各種の問題に対し、相談を受け付けます。
- 精神障害のある人やその家族からの相談に専門的に対応できるよう、精神保健福祉士を配置します。
- 地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を続けて行います。
- 外見からは分かりにくい高次脳機能障害\*について、理解促進に向けた啓発活動を行います。

## ①各種相談窓口の充実

028	基幹相談支援センター*の充実	担当課	福祉課
第5期計画 取り組み目標	保健師・社会福祉士・精神保健福祉士等専門職を配置し、障害者に対する総合的・専門的な相談支援の充実や、相談支援事業所に対する専門的助言や関係機関との連携強化の取り組みを行います		

029	役場での各種相談	担当課	関係各課
第4期計画 取り組み目標	障害者の福祉の向上及び相談者の課題解決に向け、引き続き障害者相談や障害者雇用相談、人権相談、生活・人権相談、行政相談、法律相談等の各種相談を実施します。		
現状及び実績	第4期計画取り組みにもとづき、障害者相談（障害福祉サービス）や障害者雇用相談、また、行政相談、法律相談等の各種相談を実施しています。		
第5期計画 取り組み目標	障害者の福祉の向上及び相談者の課題解決に向け、障害者相談や障害者雇用相談、人権相談、生活・人権相談事業、行政相談、法律相談等の各種相談を実施します。		

030	民生委員・児童委員による相談	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	引き続き民生委員・児童委員が関係機関と連携しながら、障害者の相談に応じます。また、民生委員・児童委員が障害に関する知識を高められるよう、研修等の受講を促進します。		
現状及び実績	民生委員・児童委員が、地域の身近な相談相手として、助言や福祉サービスを適切に利用するための情報提供を行うとともに、必要な人には関係機関へのつなぎを行っています。		
第5期計画 取り組み目標	民生委員・児童委員が関係機関と連携しながら、障害者の相談に応じます。また、民生委員・児童委員が障害に関する知識を高められるよう、研修等の受講を促進します。		

031	3 障害に対応した相談体制の充実	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	身体障害者、知的障害者及び家族からの各種相談に、町から委託を受けた事業所の相談員が応じます。また、精神障害者とその家族からの相談については、精神保健福祉士を東西2か所に配置し、相談体制を整えます。		
現状及び実績	障害者及び家族からの各種相談については、町の基幹相談支援センター(福祉相談支援室)及び町から委託受けた事業所の相談員が応じています。また、精神障害者からの相談については、地域活動支援センターに相談の委託と、福祉相談支援室に精神保健福祉士を週4日配置し、相談体制を強化しました。		
第5期計画 取り組み目標	障害者及び家族からの各種相談については、町の基幹相談支援センター及び町から委託を受けた事業所の相談員が応じます。また、精神障害者についても、地域活動支援センターに相談の委託と福祉相談支援室に精神保健福祉士を配置し、相談体制の充実を図ります。		

032	人権相談等	担当課	住民人権課
第4期計画 取り組み目標	人権擁護委員による人権相談を実施（月一回、本庁及び支所で隔月実施）しています。また、生活・人権相談事業（女性相談を含む）について、とよの人権地域協議会に委託実施しています。引き続き各相談を実施し、相談者の課題解決に取り組みます。		
現状及び実績	人権擁護委員による人権相談、とよの人権地域協議会への委託による生活・人権相談（女性相談を含む）を継続して実施しています。		
第5期計画 取り組み目標	人権擁護委員による人権相談、生活・人権相談（女性相談を含む）等により相談受付体制の確保に努めます。		

033	各種相談の広報	担当課	関係各課
第4期計画 取り組み目標	引き続き広報誌や町ホームページ等を通じて、各種相談事業の日程及び事業内容の周知に努めます。また、町のイベント実施時に合わせた広報にも努めます。		
現状及び実績	広報誌や町ホームページに、各種相談事業の日程等の必要な情報を適宜載せています。		
第5期計画 取り組み目標	広報誌や町ホームページ等を通じて、各種相談事業の日程及び事業内容の周知に努めます。また、町のイベント実施時に合わせた広報にも努めます。		

004	児童相談（再掲）	担当課	こども育成課
第4期計画 取り組み目標	すべての子どもの健やかな成長を願う児童福祉法の理念に基づき関係機関との連携を図り、相談援助活動を行います。		
現状及び実績	関係機関との連携を図り、育児についての心配事等を就学前施設や学校、家庭、地域社会との関わりの中で考え、解決に努めています。		
第5期計画 取り組み目標	すべての子どもの健やかな成長を願う児童福祉法の理念に基づき関係機関との連携を図り、相談援助活動を継続するとともに、相談に対応する専門職の充実に努めます。		

034	地域自立支援協議会の開催	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	地域自立支援協議会において、関係機関と連携しながら障害者・児福祉の向上に向けた協議や情報共有を行います。また、令和2年度末までの「地域生活支援拠点等」と設置に向け、地域自立支援協議会において地域の課題に対応する各機関の機能と役割を整理します。		
現状及び実績	地域自立支援協議会にて、地域生活支援拠点等の整備や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて協議を進めています。		
第5期計画 取り組み目標	継続して協議を行い、地域の課題に対応する各機関の機能と役割を整理し、地域生活支援拠点や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実に努めます。		

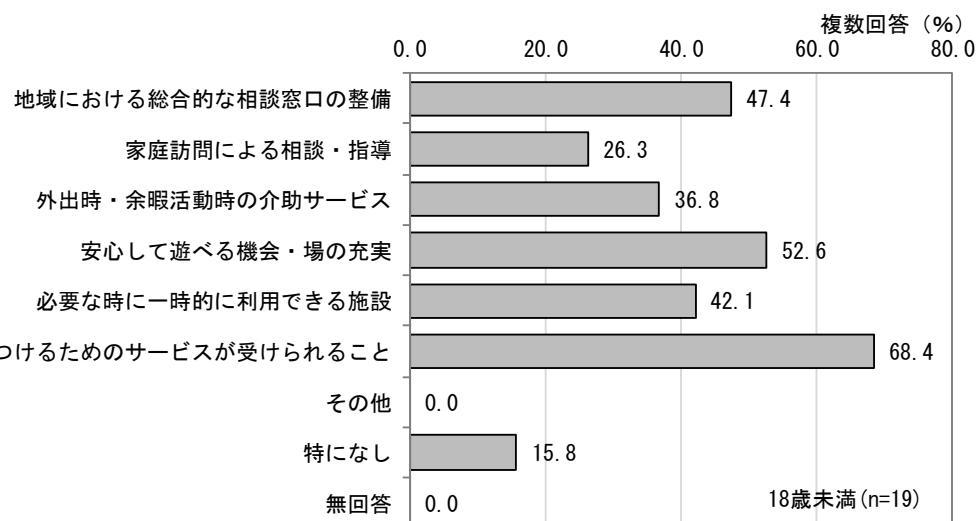
035	高次脳機能障害者支援の促進	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	高次脳機能障害に関する周知拡大と理解促進に向けて、引き続き広報誌やホームページ等を通じた啓発活動を行います。		
現状及び実績	高次脳機能障害に関するポスターの掲示やチラシの設置、ホームページ等で周知を図っています。		
第5期計画 取り組み目標	高次脳機能障害に関する周知拡大と理解促進に向けて、啓発活動を行います。		

## 2. 障害福祉サービスの充実



### 現状・課題

- 障害のある人や障害のある子どもが地域で自立した生活を営めるよう、町内の障害福祉サービス事業所の増加を図るとともに、近隣市町の事業所等と連携しながら、サービスの提供を行っています。また、地域の実情に応じたサービスとして、地域生活支援事業を行っています。
- 18歳未満を対象にした当事者アンケート調査結果によると、障害児のための施策やサービスについて、福祉分野で特に充実が必要と思われるものについて、「社会性を身につけるためのサービスが受けられること」が68.4%で最も多く、次いで「安心して遊べる機会・場の充実」が52.6%、「地域における総合的な相談窓口の整備」が47.4%となっています。



### 施策の展開

- 障害のある人や障害のある子どもがより身近な地域で障害福祉サービスを受けられるよう、新サービスの事業所確保とともに、町内所在のサービス事業所の増加を図ります。
- 法律に基づいて、自立支援医療費や補装具費を支給します。
- 地域生活支援事業については、実績のない事業についても継続して実施し、障害のある人や障害のある子どもの生活を支えます。
- 高齢化が進展する中、障害者の権利擁護を推進するため、成年後見制度\*の利用促進に向けた制度の周知を行います。
- 新たに障害者施設を設置しようとする事業者への支援方法について検討します。

## ①自立支援給付の推進

036	障害福祉サービスの推進	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	引き続き関係機関と連携を図りながら障害福祉サービス制度の充実に努めます。また、平成30年度から新設される就労定着支援、自立生活援助のサービス提供体制の確保に取り組みます。		
現状及び実績	障害者が地域で自立した生活を営むため、関係機関と連携を図り、障害福祉サービス制度を推進しています。		
第5期計画 取り組み目標	関係機関と連携を図りながら、障害福祉サービス制度の充実に努めます。		

037	自立支援医療費の支給	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	障害者が特定の医療を受ける場合、その心身の障害の状態から対象となる人に、障害者自立支援法に基づく自立支援医療費の支給を行っており、引き続き障害者総合支援法に基づき医療費を支給します。		
現状及び実績	大阪府とも連携を行いながら、対象となる人に対して障害者自立支援法に基づく自立支援医療費の支給を行っています。		
第5期計画 取り組み目標	障害者自立支援法に基づく自立支援医療費の認定や医療費の支給等を行います。		

038	補装具費の支給	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	障害者が、その身体の障害の状態から補装具の購入または修理が必要と認められた場合、補装具費の購入または修理に要した費用について、障害者自立支援法に基づく補装具費の支給を行っており、引き続き障害者総合支援法に基づき補装具費を支給します。また、障害児等の補装具費の貸与について検討を行います。		
現状及び実績	申請に応じて適切に業務を遂行してます。計画期間内では、平成30年度に22件、令和元年度に43件、令和2年度に44件、令和3年度に26件、令和4年度に36件の支給決定実績がありました。		
第5期計画 取り組み目標	障害者総合支援法に基づきながら補装具費の支給を行っていきます。また、大阪府とも連携を取りつつ、要望に応じて補装具の貸与や特例補装具の支給等も対応してきます。		

## ②地域生活支援事業の推進

039	自動車改造費助成事業	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	引き続き障害者が就労等のために自動車の一部を改造する必要がある場合、費用の一部を助成します。		
現状及び実績	申請に応じて、適切に業務を遂行しています。計画期間内では、令和4年度に1件の実績がありました。		
第5期計画 取り組み目標	障害者が就労等のために自動車の一部を改造する必要がある場合、費用の一部を助成していきます。		

040	障害者自動車運転免許取得助成事業	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	引き続き障害者が就労等のために自動車運転免許を取得する場合、免許取得に要した費用の一部を助成します。		
現状及び実績	計画期間内での実績は現在のところありませんが、申請に応じて適切に業務を遂行しています。		
第5期計画 取り組み目標	障害者が就労等のために自動車運転免許を取得する場合、免許取得に要した費用の一部を助成していきます。		

041	重度障害者への移動支援	担当課	健康増進課
第4期計画 取り組み目標	民間に事業を移行するかどうか検討しつつ、引き続き一定の要件を満たす障害者に対し、通院や公共施設の利用等のための移動に係る費用を助成します。		
現状及び実績	社会参加の促進を図るため、一定の要件を満たす障害者に対し、通院や公共施設の利用等のための移動に係る経費を助成しています。		
第5期計画 取り組み目標	一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）者が増加しており、事業を継続するかどうか検討するとともに、一定の要件を満たす障害者に対し、通院や公共施設の利用等のための移動に係る費用を助成します。		

042	身体障害者手帳診断料助成事業	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	引き続き非課税世帯に対し身体障害者手帳交付申請のために要した診断料相当額を助成します。大阪府の事業であるため、大阪府が事業廃止の場合は、本町も事業の継続について検討します。		
現状及び実績	大阪府と適宜連携し、滞ることなく適切に事業の周知や事務処理を行っています。平成30年度に8件、令和元年度に7件、令和2年度に9件、令和3年度に5件、令和4年度に5件の実績がありました。		
第5期計画 取り組み目標	非課税世帯に対し身体障害者手帳交付申請のために要した診断料相当額を助成していきます。また、大阪府の事業であるため、大阪府の本事業に対する動向把握にも努めます。		

043	日常生活用具の給付・貸与	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	障害者が地域で自立した生活を営めるよう、引き続き事業を実施するとともに、日常生活用具の対象品目の拡大や利用増加を見込んだサービス提供体制の確保等、関係機関と連携して制度の充実に努めます。		
現状及び実績	申請に応じて、適切に業務を遂行しています。計画期間内では、平成30年度に439件、令和元年度に498件、令和2年度に461件、令和3年度に512件、令和4年度に458件の支給決定実績がありました。		
第5期計画 取り組み目標	障害者が地域で自立した生活を営めるように事業を実施するとともに、日常生活用具の対象品目の拡大や利用増加を見込んだサービス提供体制の確保等、関係機関と連携して制度の充実に努めていきます。		

044	難病患者等・小児慢性特定疾患の人への日常生活用具の支給等	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	障害者が地域で自立した生活を営むため、小児慢性特定疾患児について早期の要綱制定に努めるとともに、引き続き事業を実施します。また、日常生活用具の対象品目の拡充等、関係機関と連携を図り制度の充実に努めます。		
現状及び実績	小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱に基づき、申請者に対し給付を行いましたが、本町としての小児慢性特定疾病時に対する日常生活用具給付要綱を制定することはできませんでした。		
第5期計画 取り組み目標	小児慢性特定疾患児についての要綱策定や日常生活用具の対象品目の見直し等を行うため、関係機関とも連携しながら業務を遂行していきます。		

045	成年後見制度の推進	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	引き続き「大阪後見支援センター」等関係機関や町内関係部署との連携のもと、対象となる知的・精神障害のある人と、地域で活動されている人への成年後見制度の周知を図ります。		
現状及び実績	令和元年度に住民を対象に成年後見制度の講演会を行い、令和4年度には民生委員を対象に講演会を実施しています。		
第5期計画 取り組み目標	住民や事業所を対象に講演会を実施し、成年後見制度の啓発に努めます。		

### ③障害者施設の支援

046	障害者施設の運営支援	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	町立たんぽぽの家については、運営の委託を継続しながら安定した運営に努めます。また、新たに障害者施設を設置しようとする事業者に対する具体的な支援の方法について検討します。		
現状及び実績	町立たんぽぽの家については、豊悠福祉会と令和3年度～令和7年度の5年間、指定管理施設として、施設の管理及び運営を委託し、安定した運営を行っています。また、令和元年9月に町内にグループホームが設立され、グループホーム開設にあたり、事業補助を行いました。		
第5期計画 取り組み目標	町立たんぽぽの家の運営については、運営の委託を継続しつつ、今後の方向性を検討していきます。また、新たな障害者施設を設置しようとする事業者に対する具体的な方法について検討していきます。		

### ④福祉機器の貸出の充実

047	車いすの貸出	担当課	社会福祉協議会
第4期計画 取り組み目標	引き続き車いす（自操用、介助用）の貸出を行うとともに、役場の各機関の窓口にチラシを設置し周知に努めます。		
現状及び実績	車いす（自操用・介助用）の貸し出しを実施しており、一時的に使用される人も増えています。		
第5期計画 取り組み目標	貸し出しは継続して実施します。また、事業のチラシは、窓口に設置し、民生委員や地区福祉委員への周知を行います。		

### ⑤介護保険制度等との調整

048	介護保険制度等との調整	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	引き続き国の方針を遵守しながら、介護保険制度によるサービスと障害者へのサービスを総合的に組み合わせ、一人ひとりに最も効果的なサービス提供となるよう努めます。		
現状及び実績	高齢障害者については、個々のケースにより関係機関との情報交換等を開催し、適正で効果的なサービス提供を実施していきます。		
第5期計画 取り組み目標	令和5年度に作成した支給決定基準をもとに、必要に応じて介護保険制度によるサービスと障害者へのサービスを組み合わせるなど、適正で効果的なサービスを提供します。		

### 3. 生活安定施策の充実



#### 現状・課題

- 町の在日外国人高齢者に対する福祉金の支給や、重度の障害のある人や子どもに対する住宅改造助成、駐輪場の使用料の減免、軽自動車税の免除といった経済的支援を行っています。また、社会福祉協議会では、生活福祉資金の貸付を行っています。
- 福祉サービスの情報提供や利用手続き、日常的な金銭管理、書類の預かり等、福祉サービス利用等についての相談や支援をする「日常生活自立支援事業」は、社会福祉協議会が実施しています。事業の認知度が低いことから、町は社会福祉協議会と連携して当該事業の周知を図るとともに、事業の利用促進を図っています。
- 障害者虐待防止センターを役場に設置し、障害者虐待の早期発見につなげています。また、障害者虐待に関する啓発を行い、虐待の未然防止を図っています。
- 移動に関する支援としては、身体障害者・知的障害者・精神障害者については手帳等の提示により、豊能町デマンドタクシーの運賃を半額としています。
- 実証実験中のAI オンデマンド交通の運賃についても、身体障害者・知的障害者は手帳等の提示により、運賃の割引をしています。
- 介助家族への支援として、サービス利用促進や、介助家族の交流の場の確保、児童虐待の未然防止に取り組んでいます。



#### 施策の展開

- 障害のある人やその家族の経済的負担軽減に向けて、手当、年金、税の減免、交通機関の利用料金の割引等を行います。
- 障害者差別解消法の趣旨である、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供が、行政機関はもちろん、事業所をはじめ地域の中でも行われるよう、広報誌や町ホームページ等を通じて町民に対して広く啓発します。
- 障害のある人や障害のある子どもの権利擁護に向けて、日常生活自立支援事業の利用促進や、虐待防止に向けた取り組みを行います。
- 障害者が利用しやすい移動環境の維持・確保の取り組みについて検討していきます。
- 介助家族への支援として、引き続きサービス利用促進や当事者家族の交流の場の確保等に取り組みます。

## ①関連制度の充実

049	豊能町重度障害者特例支援事業	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	豊能町在日外国人高齢者福祉金を支給しています。また、町内の在日外国人高齢者の生活の安定と福祉の向上を図るため、引き続き事業を実施します。		
現状及び実績	現在利用者はいませんが、今後も適正に豊能町在日外国人高齢者福祉金を支給します。		
第5期計画 取り組み目標	町内の在日外国人高齢者の生活の安定と福祉の向上を図るため、引き続き事業を実施します。		

050	重度障害者・児住宅改造助成事業	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	重度障害者・児が安心かつ安全に生活できる環境整備の推進を図るため、引き続き事業を実施します。		
現状及び実績	計画期間内での実績は現在のところありませんが、申請に応じて適切に業務を遂行しています。		
第5期計画 取り組み目標	重度障害者・児が安心かつ安全に生活できる環境整備の推進を図るため、引き続き事業を実施します。		

051	自転車駐車場車いす等スペースの確保	担当課	都市計画課
第4期計画 取り組み目標	障害者の経済的負担の軽減を図るため、引き続き事業を実施します。平成31年度中に自転車駐車場の無料化を実施する予定です。		
現状及び実績	平成31年度に自転車駐車場の無料化を実施し、光風台駅前にある第3自転車駐車場に2台分の車いす等の駐車スペースを設けています。		
第5期計画 取り組み目標	今後も障害者が外出しやすいよう、引き続き事業を行います。		

052	障害者差別解消の推進	担当課	広報職員課・福祉課
第4期計画 取り組み目標	広報誌や町ホームページ等を通じ、町民に向けて障害者差別解消法についての周知拡大を図ります。また、町内関係部署や関係機関と連携し、町内に所在する一般の事業所に向けた啓発に努めます。		
現状及び実績	新規採用職員に対する研修（障害者総合支援法・人権問題）は実施しているが、その後の取り組みが実施できていません。また、障害者差別解消法について町ホームページ等にて周知するとともに、本町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づき、町内関係部署や関係機関と連携し、適切に対応します。		
第5期計画 取り組み目標	障害や障害者への理解が進むよう職員研修に取り組むとともに、他団体主催の研修についても職員に周知し、参加を促進します。また、障害者差別解消法について広報等の充実を図り、周知に努めます。		

053	権利擁護（日常生活自立支援事業等）の推進	担当課	社会福祉協議会・福祉課
第4期計画 取り組み目標	引き続き自己の意思決定の困難な障害者の日常の相談や福祉サービス等の支援に関して、社会福祉協議会が地域福祉権利擁護事業として実施します。また、各関係機関への周知拡大を図るとともに、広報誌等を通じ地域で活動する民生委員・児童委員や地区福祉委員等の制度の認知度向上を図り、ニーズがある人への支援へつなげます。町は社会福祉協議会と連携し、事業を推進します。		
現状及び実績	判断能力が不十分な方が地域で安心して生活ができるように、日常生活自立支援事業を継続しています。福祉サービスを安心して利用できるサービスや毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れ等を手伝っています。事業案内等は関係機関に継続して周知しています。また、町は日常生活自立支援事業を実施している豊能町社会福祉協議会と連携し、制度の周知を図っています。		
第5期計画 取り組み目標	豊能町社会福祉協議会は個々のニーズに対応し、日常生活自立支援事業を継続するとともに、町は豊能町社会福祉協議会と連携して日常生活自立支援事業の周知を図り、ニーズのある人への支援につなげます。		

054	障害者虐待防止の取り組み	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	障害者虐待防止に向けて、町民に対して広報誌や町ホームページ等で障害者虐待防止法について周知し、虐待についての正しい理解の促進を図ります。また、障害者虐待の早期発見に向けて障害者虐待防止センターの周知を図ります。		
現状及び実績	虐待防止センターの設置し、障害者虐待防止に努めており、通報・相談の専用回線にて日中・夜間・休日にも対応しています。		
第5期計画 取り組み目標	障害者虐待防止に関する広報等の充実を図り、障害者虐待防止センターの周知を図ります。		

055	東西間移動に係る運賃負担の軽減	担当課	総合政策課
第4期計画 取り組み目標	障害者の経済的負担の軽減に向けて、東西乗継移動にかかる運賃負担軽減を検討します。		
現状及び実績	令和4年7月1日より東西間（余野～支所前）デマンドタクシーを運行しています。身体障害者・知的障害者・精神障害者については手帳等の提示により半額で乗車できます。		
第5期計画 取り組み目標	東西間デマンドタクシーの利用者が少ないとから、周知を徹底するとともに、本数も1時間に1本で片道9本と少ないため、より多くの人に利用してもらい、本数を増やせるように努めます。		

056	移動手段確保の検討	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	移動手段確保の方策について、平成31年度の実施に向け地域自立支援協議会等の場において検討します。		
現状及び実績	移動手段確保について検討しましたが、具体的な内容は決定できませんでした。		
第5期計画 取り組み目標	障害者が利用しやすい方法や手段等について検討していきます。		

057	軽自動車税の減免	担当課	税務課
第4期計画 取り組み目標	一定の要件を満たす身体障害者等の軽自動車税を減免し、経済的な負担の軽減を図るため、引き続き事務の簡素化を図りながら事業を実施します。		
現状及び実績	豊能町税条例に基づき、身体障害者等が日常生活を営む上で不可欠な軽自動車について軽自動車税の減免を実施しています。		
第5期計画 取り組み目標	経済的な負担の軽減を図るため、豊能町税条例に基づき施策を実施します。		

058	生活福祉資金の貸付	担当課	社会福祉協議会
第4期計画 取り組み目標	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯等を対象に、引き続き事業を実施するとともに、関係機関に対して事業の周知拡大に努めます。		
現状及び実績	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯等を対象に生活福祉資金の貸付を行っています。		
第5期計画 取り組み目標	継続して事業を実施するとともに、関係機関に対して事業の周知拡大に努めます。		

## ②高齢化・重度化等への対応

059	地域生活支援拠点等の整備	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	大阪府や近隣市町との情報交換を踏まえて、令和2年度末までの整備に向け、地域自立支援協議会等の場において検討を行います。		
現状及び実績	地域生活支援拠点等の整備については令和2年3月に整備済みとなっており、5つの機能のうち、①相談、②緊急時の受入・対応の機能を備えています。		
第5期計画 取り組み目標	地域生活支援拠点については、①相談、②緊急時の受入・対応の充実、他の3つの機能を備えることが必要であるため、引き続き地域自立支援協議会にて検討を行います。		

### ③介助家族の支援

060	サービス等の利用促進	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	引き続き障害者やその家族が利用できるサービスやボランティア活動についての情報提供を図るとともに、サービス利用の促進を図ります。		
現状及び実績	障害者やその家族に対して各種サービスの情報提供は相談時に対応しています。また、ボランティア活動については、社会福祉協議会に協力を求め、情報提供を実施しています。		
第5期計画 取り組み目標	障害者やその家族が利用できるサービスやボランティア活動についての情報提供を図るとともに、サービス利用の促進を図ります。		

061	介助家族の情報交換の場の確保	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	介助家族が悩み相談や情報交換を行えるよう、情報交換の場を確保し交流の機会を設けるとともに、場の情報提供を行います。		
現状及び実績	精神障害者家族会きずなが平成29年度末に休会となり、情報交換や支援の機会が少なくなりました。		
第5期計画 取り組み目標	介助家族が悩み相談や情報交換を行えるよう、情報交換の場を確保し交流の機会を設けるとともに、場の情報提供を行います。		

### ④要保護児童対策地域協議会の実施

062	要保護児童対策地域協議会の運営	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	関係機関と連携を密にとり支援体制を一体的に提供し、児童虐待の未然防止に努めます。		
現状及び実績	要保護児童対策地域協議会（代表者会議）、実務者会議や定期的に個別ケース会議を開催しました。		
第5期計画 取り組み目標	関係機関と連携を密にとり支援体制を一体的に提供し、児童虐待の未然防止に努めます。		

## 4. 精神障害者と難病患者対策の推進



- 精神障害のある人に対する福祉サービスを推進するために、精神障害者保健福祉手帳制度の周知に取り組んでいます。
- 精神障害のある人に対する退院や退職後の社会復帰の促進や家族支援に向けて、精神障害者家族会と連携し、支援ニーズの掘り起こしに努めています。今後は、実態の把握が十分ではない難病患者等における同様の取り組みが必要です。
- 精神障害のある人からの相談体制の充実に向けて、精神保健福祉士の配置日数を増やし、週4日間の体制としています。



- 精神障害のある人に対する支援体制の充実に向けて、継続して支援ニーズを調査するとともに、手帳制度に関する啓発活動を行います。
- 精神障害のある人からの相談に専門的に対応できるよう、引き続き福祉相談支援室に精神保健福祉士を専門相談員として配置します。

### ①精神障害者保健福祉手帳所持者等に対する支援体制づくりの推進

063	精神障害者保健福祉手帳制度の周知と福祉サービスの充実	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	精神障害者に対し各種支援体制づくりを推進するために、精神障害者保健福祉手帳制度の周知に努めます。また、各種福祉サービスの充実のため関係機関と連携の強化を図ります。		
現状及び実績	窓口や電話の相談の機会を通じて手帳の周知を図っています。また、困難事例や多くの支援を必要とする事例につきましては、相談支援事業者をはじめとした関係機関とケース会議を実施しています。		
第5期計画 取り組み目標	精神障害者に対し各種支援体制づくりを推進するために、精神障害者保健福祉手帳制度の周知に努めます。また、各種福祉サービスの充実のため関係機関との連携の強化を図ります。		

## ②生活支援・社会復帰対策のための関係機関との連携

064	生活支援・社会復帰対策のための関係機関との連携	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	引き続き日常の相談に加え、豊能町精神障害者家族会きづなの定例会等に出席し、精神障害者の実態やニーズの把握に努めるとともに、ニーズに応じた生活支援・社会復帰対策を関係機関と連携して検討します。また、難病患者のニーズの把握方法の検討や、生活支援・社会復帰対策についても検討します。		
現状及び実績	平成29年度末に豊能町精神障害者家族会きづなが休止となり、定例会等に参加し精神障害者の実態等を把握する機会はなくなりましたが、日常の相談の中で、精神障害者の実態やニーズの把握に努めています。また、難病患者については、窓口での相談や関係機関との連携を通してニーズの把握に努めています。		
第5期計画 取り組み目標	日常の相談の中で、精神障害者の実態やニーズの把握に努めるとともに、難病患者については、窓口での相談や関係機関との連携を密にして、ニーズの把握や生活支援・社会復帰対策について検討します。		

044	難病患者等・小児慢性特定疾患の人への日常生活用具の支給等(再掲)	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	障害者が地域で自立した生活を営むため、小児慢性特定疾患児について早期の要綱制定に努めるとともに、引き続き事業を実施します。また、日常生活用具の対象品目の拡充等、関係機関と連携を図り制度の充実に努めます。		
現状及び実績	小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱に基づき、申請者に対し給付を行いましたが、本町としての小児慢性特定疾病時に対する日常生活用具給付要綱を制定することはできませんでした。		
第5期計画 取り組み目標	小児慢性特定疾患児についての要綱策定や日常生活用具の対象品目の見直し等を行うため、関係機関とも連携しながら業務を遂行していきます。		

## ③相談体制の充実

065	精神障害者の相談対応	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	引き続き保健所等関係機関と連携、協力のもとに、患者、家族の負担軽減に取り組みます。精神保健福祉士を東西2か所に配置し、精神障害者とその家族からの相談体制を整えます。		
現状及び実績	精神障害者の相談については、地域活動支援センターへの委託に加え、精神保健福祉士を週4日配置し、実施しています。		
第5期計画 取り組み目標	精神保健福祉士を配置し、保健所をはじめとした関係機関との連携のもと、精神障害者やその家族への支援に努めます。		

#### ④精神障害者家族の支援

066	精神障害者家族の支援	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	精神障害者家族会きずなが行う月1回の定例会に、引き続き出席し、精神障害者家族と意見を交換して必要な支援の提供に努めます。		
現状及び実績	平成29年度末に精神障害者家族会きずなが休会となつたため、現在は支援を行つていません。		
第5期計画 取り組み目標	新たに家族会が発足する際は、発足までの支援や定例会等の運営等を支援します。		

#### ⑤精神障害者が安心して暮らせる地域づくり

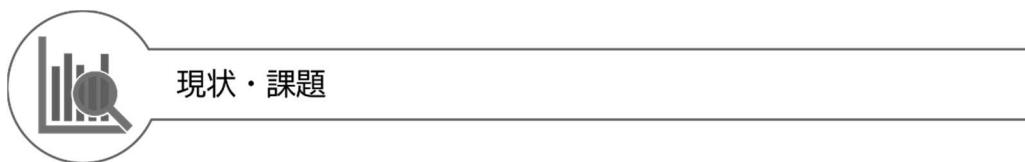
067	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	大阪府や近隣市町との情報交換を踏まえて、令和2年度末までの設置に向け、地域自立支援協議会等の場において検討を行います。		
現状及び実績	地域自立支援協議会の場において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて検討しました。		
第5期計画 取り組み目標	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて、地域自立支援協議会の場において検討します。		

## 第5節 理解と交流の促進

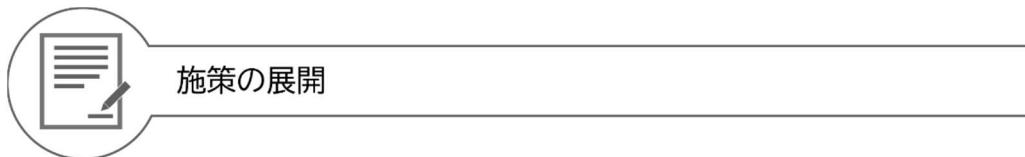
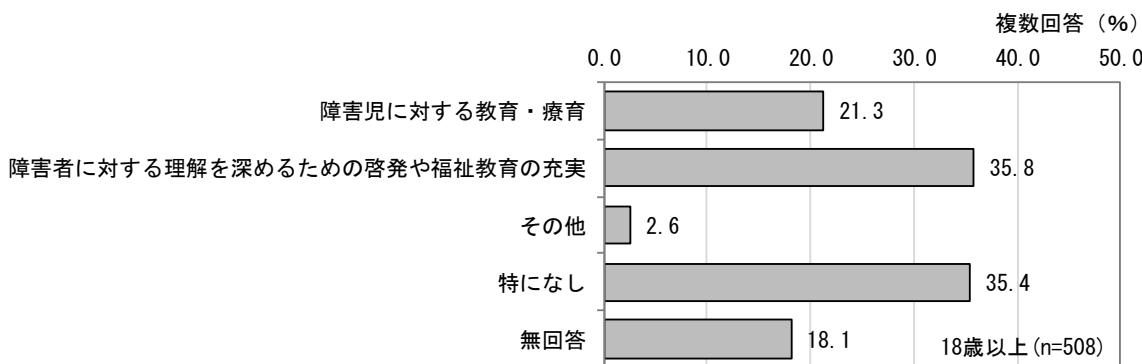
障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域をつくるためには、町民をはじめ、企業や地域等に、障害に対して正しい認識と理解を広げていくことが重要です。

そのためには、理解促進に向けた啓発や交流の機会を設けることとともに、地域に住む一人ひとりが、支援を受ける側や支える側だけに固定されるのではなく、地域の大事な一員としてお互いに支え合いながらみんなで共生社会をつくるという意識を醸成する取り組みを進めることも重要です。

### 1. 広報・啓発活動の推進



- 広報誌やホームページ等を通した障害者施策に関する広報活動、各種団体と連携した啓発活動、町内障害者支援施設で制作した物品の配布等による町民と対面した啓発活動を行っています。
- 障害のある人や障害のある子どもに関する各種制度の周知は、大阪府が作成した「福祉の手引き」を活用しています。今後は、町独自のサービスを含めた手引きの作成が必要です。
- 町職員に対し、障害への理解促進に向けた研修の参加を促進しています。
- 18歳以上を対象にした当事者アンケート調査結果によると、今後充実してほしいと思う教育の障害者施策について、「障害者に対する理解を深めるための啓発や福祉教育の充実」が35.8%で最も多く、次いで「特になし」が35.4%、「障害児に対する教育・療育」が21.3%となっています。



- 各種媒体により障害に関する制度の情報提供や啓発を行うとともに、豊能町版「福祉の手引き」の作成に取り組みます。
- 各種団体や関係機関と連携し、障害に対する理解促進に向けた啓発活動を行います。
- 町職員に対する障害や人権意識の向上に向けた研修を行います。また町以外が主催する障害や人権に関する研修への職員の参加を促進します。

## ①障害者施策に関する広報活動の推進

068	障害者施策に関する広報活動	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	引き続き広報誌や町ホームページ等を通じて、障害者施策に関する情報提供に努めます。また、豊能町版「福祉の手引き」の作成について取り組み、各種制度の周知に努めます。		
現状及び実績	広報誌や町ホームページ等を通じて、障害者施策に関する情報提供を行いました。また、大阪府版「福祉の手引き」を本町の障害者が利用しやすいように作成し、障害者手帳発行時に配布しました。		
第5期計画 取り組み目標	広報誌や町ホームページ等を通じて障害者施策に関する情報提供を行うとともに、豊能町版「福祉の手引き」を作成し、各種制度の周知に努めます。		

## ②町、関係団体による啓発活動の推進

069	町の広報活動等による啓発	担当課	社会福祉協議会・福祉課・たんぽぽの家
第4期計画 取り組み目標	引き続き町立たんぽぽの家と連携し、障害者と町民との交流を通して啓発活動に取り組みます。また、社会福祉協議会とも連携し、広報及び障害者団体の活動の周知を図ります。		
現状及び実績	町の広報活動による啓発に加え、町立たんぽぽの家で自主製作している物品を各種イベント等の機会に配布し、障害者の理解・啓発に努めました。		
第5期計画 取り組み目標	町内障害者支援施設と連携し、障害者と町民との交流を通して啓発活動に取り組むとともに、社会福祉協議会とも連携し、広報及び障害者団体の活動の周知を図ります。		

070	職員の研修への積極的な参加促進	担当課	広報職員課
第4期計画 取り組み目標	障害や障害者への理解等を内容に含めた府内主催の人権研修に取り組むとともに、研修参加の機会の増加に向けて、他団体主催の研修についても職員に周知し、参加を促進します。		
現状及び実績	新規採用職員に対する研修（障害者総合支援法・人権問題）は実施していますが、その後の取り組みが実施できていません。		
第5期計画 取り組み目標	障害や障害者への理解が進むよう職員研修に取り組むとともに、他団体主催の研修についても職員に周知し、参加を促進します。		

### ③ 「障害者週間」等の啓発活動の推進

071	各種団体との共同による啓発	担当課	住民人権課
第4期計画 取り組み目標	引き続き町人権まちづくり協会において各種団体等とともに、町民に対し、より広く、効果的な啓発を進めていきます。		
現状及び実績	町人権まちづくり協会において、継続して啓発活動を実施しています。		
第5期計画 取り組み目標	町人権まちづくり協会を中心に各種団体等と連携し、効果的な啓発活動の実施に努めます。		

## 2. ボランティア活動の推進



- 手話、点訳、要約筆記、朗読のボランティアを社会福祉協議会が養成していますが、受講者が少ない養成講座もあります。障害のある人の社会参加促進に向けて、これらのボランティアの増加が必要です。
- 障害の有無に関わらず誰でもボランティア活動に参加できるよう、社会福祉協議会では関係機関と連携し、ボランティア活動の推進や、ボランティア団体への活動支援を行っています。



- 手話、点訳、要約筆記、朗読講習会の参加者の増加を図るとともに、既存のボランティアのレベルアップに向けた講習会を行います。
- 様々なボランティア活動があることを周知するとともに、既存のボランティアに対しては障害への理解促進に向けた講座等を行うなど、障害のある人がボランティアに参加するきっかけづくりや参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- ボランティア活動を行う団体の増加に向けて、そのきっかけとなる講座の開催を検討します。
- 社会福祉協議会によるボランティア活動の促進に向けた取り組みが効果的に行われるよう、町はこれらの取り組みを広く周知するなど、町と社会福祉協議会が密に連携し、施策を推進します。

## ①福祉ボランティアの育成

072	手話講習会	担当課	社会福祉協議会
第4期計画 取り組み目標	引き続き初級、中級、上級と順次レベルアップが図れるよう、異なるレベルの手話講習会を実施します。また、登録メンバー全体のレベルアップを目指します。受講者の増加に向けて、広報誌等で積極的に講習会の情報提供を行います。		
現状及び実績	初級、中級、上級と順次レベルアップが図れるよう、手話講習会を実施しており、登録メンバー全体のレベルアップを目指します。また、受講者の増加に向けて、広報紙等で積極的に講習会の情報提供を行っています。		
第5期計画 取り組み目標	初級、中級、上級と順次レベルアップが図れるよう、手話講習会を実施し、登録メンバーのレベルアップが図れるような講習会を開催します。また、受講者の増加に向けて、広報紙等で積極的に講習会の情報提供を行います。		

073	点訳講習会	担当課	社会福祉協議会
第4期計画 取り組み目標	レベルアップ講習会を開講し、登録メンバー全体のレベルアップを目指します。また、参加者の増加に向けて、広報誌等で積極的に講習会の情報提供を行います。		
現状及び実績	広報紙等で講習会の情報提供を行っていますが、参加者がいないのが現状です。		
第5期計画 取り組み目標	レベルアップ講習会を開講し、登録メンバー全体のレベルアップを目指すとともに、地域住民に関心を持つてもらえるよう、広報紙等で積極的に講習会の情報提供を行います。		

074	筆記通訳（要約筆記）講習会	担当課	社会福祉協議会
第4期計画 取り組み目標	地域の啓発も含め講習会を継続して実施します。受講者の増加に向けて、広報誌等で積極的に講習会の情報提供を行います。		
現状及び実績	講演会等では筆記通訳を行っており、必要性は感じてもらっていますが、講習会を開催しても参加者がいないのが現状です。		
第5期計画 取り組み目標	地域啓発も含め講習会の企画は継続して行うとともに、地域住民に関心を持ってもらえるよう広報紙等で積極的に情報提供を行います。		

075	朗読講習会	担当課	社会福祉協議会
第4期計画 取り組み目標	レベルアップ講習会を開講し、登録メンバー全体のレベルアップを目指します。また、受講者の増加に向けて、広報誌等で積極的に講習会の情報提供を行います。		
現状及び実績	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で「声を発声する」ことができずに講習会は開催できませんでした。		
第5期計画 取り組み目標	初心者向けの講習会と経験者向けのレベルアップ講習会を開講するとともに、地域住民に関心を持ってもらえるよう、広報紙等で積極的に情報提供を行います。		

076	多様なボランティア活動の推進	担当課	社会福祉協議会
第4期計画 取り組み目標	障害の有無に関わらず、誰もがボランティアに関心を持ち、またボランティア活動に参加できるよう、様々な活動の場があることを地域に向けて発信します。また、ボランティアを対象に、講座等を通じ障害への理解を深める取り組みを行います。		
現状及び実績	障害の有無に関わらず、誰もがボランティアに関心を持ち、またボランティア活動に参加できるよう、様々な活動の場を発信するとともに、新任の地区福祉委員には講座等を通じて障害への理解を深める取り組みを行っています。		
第5期計画 取り組み目標	障害の有無に関わらず、誰もがボランティアに関心を持ち、またボランティア活動に参加できるよう、様々な活動の場があることを地域に向けて継続して発信するとともに、地域住民を対象に、講座等を通じて障害への理解を深める取り組みを行います。		

## ②ボランティア活動への支援

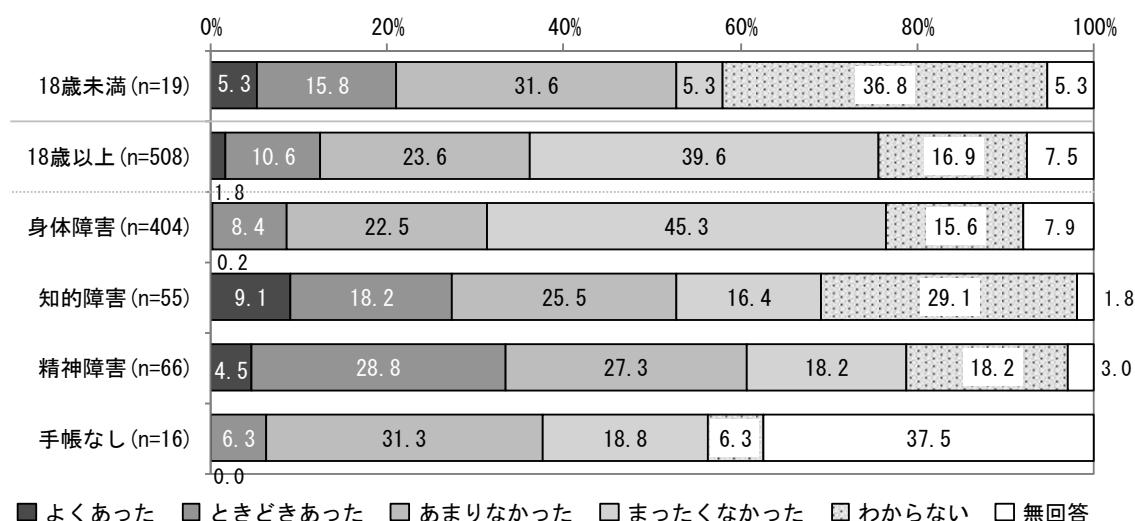
077	各種のボランティア活動や地域活動への支援	担当課	社会福祉協議会
第4期計画 取り組み目標	既存のボランティアグループの支援とともに、新たに活動を始めようとする団体への支援も行います。またボランティア活動のきっかけとなる講座を検討します。		
現状及び実績	ボランティア活動に関心を持つてもらえるよう、ボランティア体験の場の提供を行っています。また、ボランティアグループ及び個人の活動を広報紙等で紹介しています。		
第5期計画 取り組み目標	ボランティア活動に関心を持つてもらえるよう、ボランティア体験の場の提供を行うとともに、ボランティアグループ及び個人の活動を広報紙等で継続して紹介します。		

### 3. 福祉教育の推進



#### 現状・課題

- ノーマライゼーションの理念の定着や、共生社会をつくっていくためには、障害に対する理解を深めるための福祉教育が欠かせないことから、地域全体を対象に、発達障害\*等を含めた障害児への理解促進に向けた福祉教育を行っています。
- 障害をはじめ、人権全般に対する取り組みとしては、豊能町人権教育推進計画に基づき、障害のある人の理解促進を含めた各種施策を進めています。
- 障害に対する理解促進に向けて、障害のある人が地域活動に参加する機会や、近隣住民と交流する機会を設けています。
- 当事者アンケート調査結果によると、過去3年の間に、障害があるために、差別を受けたと感じたり、いやな思いをしたことがあるかについて、18歳未満では「わからない」が36.8%で最も多く、次いで「あまりなかった」が31.6%、「ときどきあった」が15.8%、18歳以上では「まったくなかった」が39.6%で最も多く、次いで「あまりなかった」が23.6%、「わからない」が16.9%となっています。



#### 施策の展開

- 学齢期から障害に対する正しい理解や認識を育てるため、学校における福祉教育の充実を図ります。
- 地域の多くの人が障害に対する理解を深めるための機会を持てるよう、講演会の開催等による福祉教育を行います。
- 障害のある人と地域の人との交流機会を積極的に設け、相互理解を促進します。

## ①交流教育の推進

078	福祉教育の推進	担当課	義務教育課・福祉課
第4期計画 取り組み目標	引き続き関係機関と連携、発達障害等を含めた障害児への理解を地域全体で深められるよう、福祉教育充実を図ります。		
現状及び実績	障害者週間等の啓発ポスターの町内施設での掲示、啓発品の配布を行っています。広く町民が、障害福祉について理解と認識を深められるよう、福祉教育（障害児理解教育）の充実に努めています。		
第5期計画 取り組み目標	関係機関と連携、発達障害等を含めた障害児への理解を地域全体で深められるよう、福祉教育充実を図ります。		

079	人権行政推進計画の推進	担当課	義務教育課・住民人権課
第4期計画 取り組み目標	引き続きあらゆる人の人権が尊重される社会の実現のため、関係機関と連携し、人権行政推進計画の各施策の推進に取り組みます。また、学校や地域等においては、地域や関係機関と保育・教育機関が連携し、子どもたちの地域福祉への認識と障害を持つ人との共生についての意識を高めていきます。		
現状及び実績	障害者、外国人、高齢者、児童等あらゆる人の人権が尊重されるよう府内各課及び関係機関と連携し、人権行政推進計画の各施策に取り組んでおり、町人権まちづくり協会と教育委員会との連携としては、障害者理解をはじめ、様々な人権について正しい理解と認識を深められるよう、人権作品募集、講演会、各種講座等、人権学習の推進を図っています。また、啓発活動の実施等により、あらゆる人の人権が尊重される社会の実現のため、関係機関と連携し、人権行政推進計画の各施策の推進に取り組んでいます。		
第5期計画 取り組み目標	あらゆる人の人権が尊重される社会の実現のため、関係機関と連携し、人権行政推進計画の各施策の推進に取り組むとともに、学校や地域等においては、地域や関係機関と保育・教育機関が連携し、子どもたちの地域福祉への認識と障害を持つ人との共生についての意識を高めていきます。また、町人権まちづくり協会をはじめとする各関係機関と連携し、継続して啓発活動を実施することにより、人権が尊重される社会の実現のため、各施策の推進に取り組みます。		

## ②ふれあい・交流の場づくりの充実

080	地域活動への障害者の参加促進	担当課 福祉課・生涯学習課
第4期計画 取り組み目標	引き続き地域活動への障害者の参加促進に向けた働きかけや啓発の取り組みを推進します。また、障害の有無に関わらず、誰もが気軽に参加できる事業の展開を図ります。	
現状及び実績	障害の有無に関わらず、誰もが気軽に参加できる事業を展開できました。	
第5期計画 取り組み目標	地域活動への障害者の参加促進に向けた働きかけや啓発の取り組みを推進するとともに、障害の有無に関わらず、誰もが気軽に参加できる事業の展開を図ります。	

081	近隣住民とのふれあいの促進	担当課 福祉課・住民人権課
第4期計画 取り組み目標	障害者と近隣住民とのふれあい・支え合いが促進されるよう、民生委員・児童委員、自治会を通じた啓発活動の推進を図り、共に生きるまちづくりについての啓発の取り組みを引き続き推進します。	
現状及び実績	町人権まちづくり協会を中心に民生委員児童委員協議会や自治会とも連携し、継続して啓発活動を実施しています。	
第5期計画 取り組み目標	町人権まちづくり協会を中心に民生委員児童委員協議会や自治会とも連携し、継続して地域に密着した啓発活動の実施に努めます。	

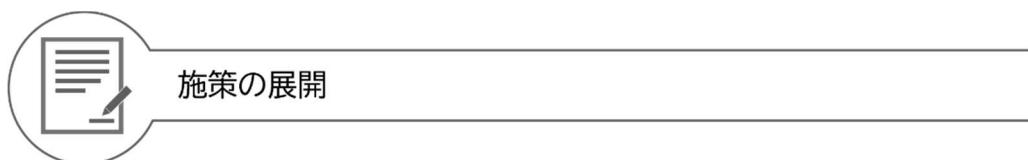
## 第6節 スポーツ・文化活動の振興

スポーツや文化活動を行うことは、生活を豊かにしたり、生きがいのある生活を送ったり、社会参加の促進につながるものです。特にスポーツ活動は、機能回復や健康・体力の保持増進にもつながります。これらの活動は、障害の有無に関わらず促進していくべきものですが、実際には障害のある人が、障害のない人と同じようにスポーツや文化芸術活動に参加できていると言える状況ではなく、誰もがこれらの活動に参加しやすい環境を整備することが求められています。

### 1. スポーツ・文化活動の活性化



- 障害のある子どもの健康増進や仲間と共にスポーツを楽しむ機会として、障害のある子どもを対象とした水泳教室を継続して実施しています。
- 障害のある人のスポーツ活動の促進に向けて、「大阪府障がい者スポーツ大会」の参加者に対する支援を行っています。
- 障害のある人に対して、町立スポーツセンターシートスの使用料の半額免除を行っています。
- 障害のある人が文化活動に参加しやすいよう、町立ユーベルホールで開催される主な自主公演の鑑賞料金の割引を行っています。また、重度の障害のある人が町立ユーベルホールでの鑑賞がしやすいように、車いすスペース等を活用しています。



- 町立スポーツセンターシートスを活用し、障害のある子どもを対象とした水泳教室を実施するとともに、障害のある人に対しては利用料金の半額免除を行い、障害のある人や障害のある子どもがスポーツを行いやすい環境を提供します。
- 「大阪府障がい者スポーツ大会」への参加者の増加を図るとともに、参加者に対する支援を行います。
- 町立ユーベルホールにおいて、障害のある人や介護者に対するチケット代金の割引を行い、文化活動への参加を促進します。

## ①スポーツ、文化活動の充実

082	シートスにおける水泳教室等の実施	担当課	生涯学習課（シートス）
第4期計画 取り組み目標	引き続きシートスにおいて、障害児を対象とした水泳教室等を実施します。		
現状及び実績	障害児を対象とした水泳教室の参加人数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、減少した時期もありましたが、感染拡大が落ち着いてきたことにより増加傾向にあります。平成30年延べ104名、令和元年延べ87名、令和2年延べ79名、令和3年延べ96名、令和4年延べ126名。		
第5期計画 取り組み目標	シートスにおいて、障害児を対象とした水泳教室等を実施します。		

083	「大阪府障がい者スポーツ大会」参加者への支援	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	障害者スポーツの振興と障害者相互の交流の促進の観点から、引き続き、大阪府が実施する「大阪府障がい者スポーツ大会」への参加者に対する支援を行います。		
現状及び実績	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度～令和3年度中はスポーツ大会が実施されませんでしたが、平成30年度に1人、令和元年度に1人、令和4年度に1人が参加し、大会の支援を行いました。		
第5期計画 取り組み目標	大阪府が実施する「大阪府障がい者スポーツ大会」への参加者に対する支援を行い、障害者スポーツの振興と障害者相互の交流の促進を図ります。		

084	障害者スポーツ・文化活動の推進	担当課	福祉課
第4期計画 取り組み目標	障害者スポーツ・文化活動の推進に向けて、引き続き、大阪府が実施する「大阪府障がい者スポーツ大会」の参加者に対する支援を行います。また、広報等を通じ、「大阪府障がい者スポーツ大会」の周知に努めます。		
現状及び実績	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度～令和3年度中はスポーツ大会が実施されませんでしたが、開催年度時は広報等を活用し、スポーツ大会の周知に努めました。		
第5期計画 取り組み目標	大阪府が主催する「大阪府障がい者スポーツ大会」の参加者に対しての支援を行うとともに、広報等を通じて、「大阪府障がい者スポーツ大会」の周知に努めます。		

## ②スポーツ、文化活動支援体制の充実

085	町自主事業（公演）チケット割引制度	担当課	生涯学習課（ユーベルホール）
第4期計画 取り組み目標	障害者の余暇活動、文化活動の振興に向けて、引き続き、障害者とその介助者に対して主な庁の自主事業（公演）のチケット代金の割引制度を継続できるよう努めます。		
現状及び実績	割引制度の導入により、障害者だけでなく介護者も割引されるので、公演の参加がしやすくなりました。		
第5期計画 取り組み目標	今後も維持するために、割引制度を継続できるように努めます。		

086	重度障害者の受け入れ対応の充実	担当課	生涯学習課（ユーベルホール）
第4期計画 取り組み目標	引き続き重度障害者が町立ユーベルホールに入場しやすいよう、車いすスペース等の活用を図ります。		
現状及び実績	車いすスペースを設けることにより、より多くの人や障害者が入場できました。		
第5期計画 取り組み目標	重度障害者が町立ユーベルホールに入場しやすいよう、車いすスペース等の活用を図ります。		

087	シートス利用料金半額免除の実施	担当課	生涯学習課（シートス）
第4期計画 取り組み目標	引き続き障害者のシートス利用に対し、個人利用及び月間施設利用の各料金の半額減免を行います。		
現状及び実績	広報シートスのページにプール、トレーニング施設利用料金の半額減免が掲載されており、多くの住民に周知し実施することができました。		
第5期計画 取り組み目標	障害者のシートス利用に対し、個人利用及び月間施設利用の各料金の半額減免を行います。		

## 第7節 障害者にやさしいまちづくりの推進

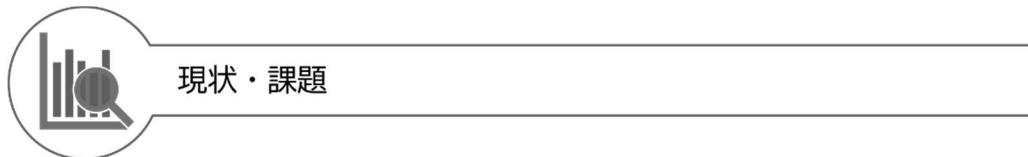
障害のある人が社会活動に参加しやすい環境や、安全に安心して暮らせる地域をつくるためには、移動しやすい環境の整備や利用しやすい公共施設等の整備、防犯・防災の取り組み、災害発生時の支援体制の整備が求められます。

電車や路線バスといった公共交通機関におけるバリアフリー等の環境整備はもとより、公共交通機関が充実しているとはいえない本町における移動手段の確保方策について検討し、より移動しやすい環境を整備することが必要です。

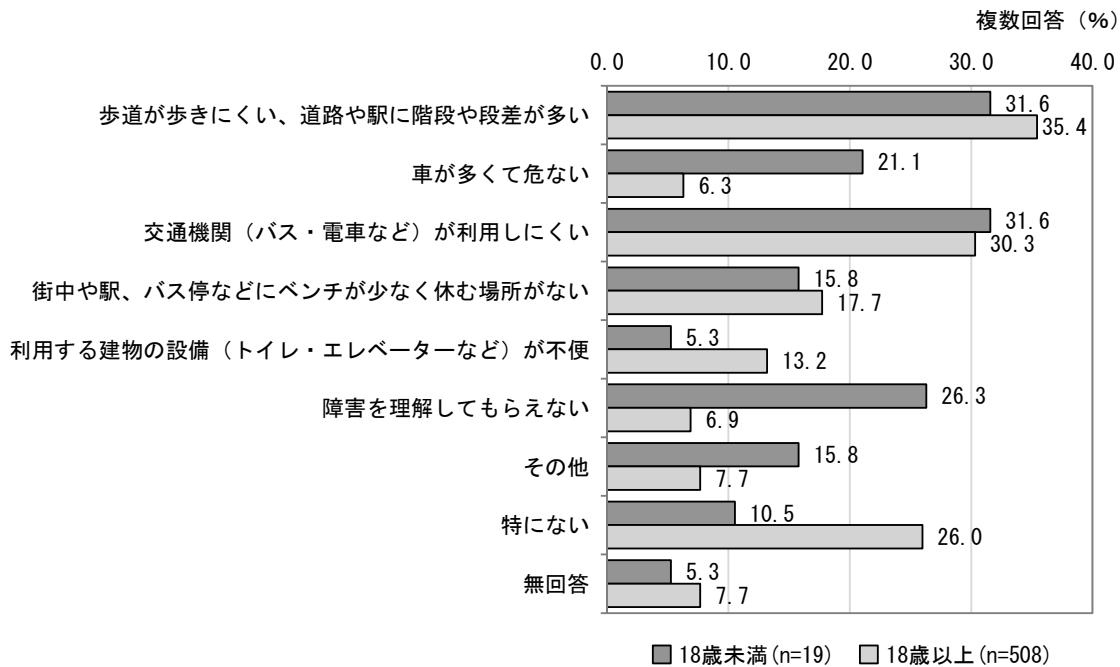
防災対策としては、近年、大きな被害をもたらすような自然災害が多く発生していることや大地震の発生が予測されていることから、いつでも起こりうる災害への対策を充実していく必要があります。

防犯については、判断能力が不十分な人を犯罪や消費者トラブルから守るために、防犯に関する情報を提供していますが、今後、障害のある人やその家族の高齢化や、地域移行を推進していく中で一人暮らしをする障害のある人が増えていくことなどが考えられることから、防犯に向けた取り組みや孤独・孤立対策を強化することも必要です。

### 1. 生活環境の整備



- 公共施設では、障害者用のスロープや障害者用トイレを設置しバリアフリー化を進めていますが、エレベーターの設置ができていない等の状況もあり、さらなる取り組みが必要です。
- 民間の建築物に対してはバリアフリー化の整備を指導していますが、費用の問題から整備が進んでいない建物もあります。
- 当事者アンケート調査結果によると、外出するときに困るバリアフリー関係等について、18歳未満では「歩道が歩きにくい、道路や駅に階段や段差が多い」「交通機関（バス・電車など）が利用しにくい」が31.6%で最も多く、次いで「障害を理解してもらえない」が26.3%、「車が多くて危ない」が21.1%、18歳以上では「歩道が歩きにくい、道路や駅に階段や段差が多い」が35.4%で最も多く、次いで「交通機関（バス・電車など）が利用しにくい」が30.3%、「特がない」が26.0%となっています。



### 施策の展開

- 公共施設でのバリアフリー化をさらに進めるとともに、民間施設のバリアフリー化の指導を行い、町全体で障害のある人が利用しやすい建築物の増加を図ります。
- 障害のある人の外出を支援し、歩行時の安全を確保するために、障害種別に応じた歩行環境を整備します。
- 障害のある人の意見や視点をまちづくりに反映できるよう、当事者や家族との意見交換を積極的に行います。

### ①公共建築物の整備

088 公共施設のバリアフリー化の推進		担当課	福祉課・関係各課
第4期計画 取り組み目標	障害者をはじめ多くの町民が利用する公共施設を、誰もが安全かつ快適に利用できるよう、バリアフリー化されていない公共施設において、敷地、建築物のバリアフリー化に努めます。		
現状及び実績	既存不適格の施設（旧建物）においては、公共施設再編を控えていることや、予算の都合上、実施はされていない状況です。また、新たな施設や建築確認申請の必要な建物については、福祉のまちづくり条例に基づいて実施されています。		
第5期計画 取り組み目標	既存不適格の施設（旧建物）については、利用者からの要望に備え、事前に必要な箇所をピックアップし、公共施設再編を考慮に入れながら、優先順位をつけて備えておきます。また、新たな施設や建築確認申請の必要がある建物については、引き続き福祉のまちづくり条例に基づいて実施していきます。		

## ②民間建築物の整備

089	民間建築物の整備	担当課 福祉課・都市計画課
第4期計画 取り組み目標	引き続き民間建築物における、敷地、建築物のバリアフリー化に対し整備を指導します。	
現状及び実績	民間建築物に対しては福祉のまちづくり条例に基づいて指導を実施していますが、努力義務の建築物については、費用負担の面から実施されていない状況があります。	
第5期計画 取り組み目標	民間建築物における敷地、建物のバリアフリー化に対し整備を指導していきます。	

## ③道路の整備

090	歩道段差等改良工事	担当課 建設課
第4期計画 取り組み目標	障害者や高齢者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に歩道を利用できるよう、要望等を踏まえて、段差の解消、補修、点字ブロック設置等の道路の整備に個別に取り組みます。	
現状及び実績	不用な街路樹を撤去することで歩道の幅員を確保することができました。また、街路樹の根上り等で損傷した歩道の修繕や歩車ブロックの段差等軽微なものは補修材（常温合材）で対応しました。	
第5期計画 取り組み目標	損傷部分が拡大しないうちに補修できる体制を構築し、必要に応じて補助構造物（手摺）の設置を検討します。	

## ④障害者当事者の意見を聞く場の確保

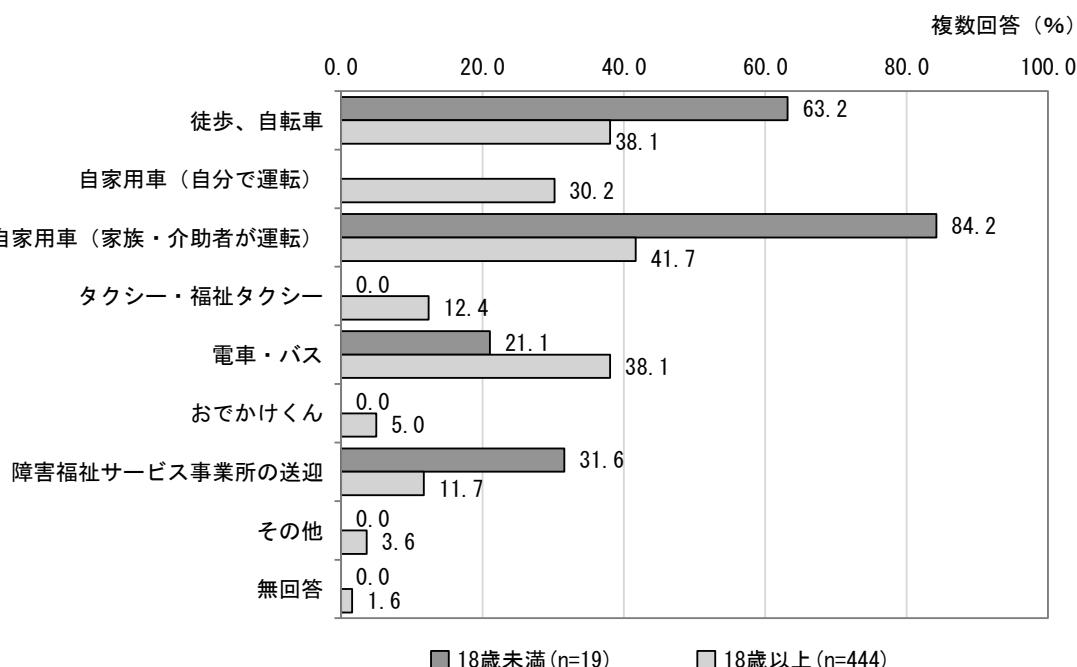
091	障害者当事者の意見を聞く場の確保	担当課 福祉課
第4期計画 取り組み目標	町が進める地域環境や住環境等のバリアフリー化を含めたまちづくりに関して、障害当事者等との意見交換を行います。また、他の団体の意見を聞く場の確保に努めます。	
現状及び実績	精神障害者家族会きずなの定例会や町立たんぽぽの家保護者会に参加し、情報提供・意見交換を実施しましたが、どちらも活動を休止もしくは終了しました。	
第5期計画 取り組み目標	町が進める地域環境や住環境等のバリアフリー化を含めたまちづくりに関して、障害当事者等との意見交換を行うとともに、他の団体の意見を聞く場の確保に努めます。	

## 2. 移動環境の整備



### 現状・課題

- 移動手段の確保として、在宅高齢者等外出支援事業の中で重度障害者への移動支援を実施しています。
- 今後、近隣市における鉄道の延伸や高速道路の開業による企業立地等、町をとりまく公共交通体制が変化すると予測されることから、その動向に応じた移動環境の整備が必要です。
- 当事者アンケート調査結果によると、外出する人に、どのような方法で外出しているかについて聞いたところ、18歳未満では「自家用車（家族・介助者が運転）」が84.2%で最も多く、次いで「徒歩、自転車」が63.2%、「障害福祉サービス事業所の送迎」が31.6%、18歳以上では「自家用車（家族・介助者が運転）」が41.7%で最も多く、次いで「徒歩、自転車」「電車・バス」が38.1%、「自家用車（自分で運転）」が30.2%となっています。



### 施策の展開

- 移動支援を利用しやすいものとするために、民間への事業委託も含め事業方法について検討を行います。
- 民間の交通事業者と協議しながら、町の公共交通体系の構築を進めます。

## ①歩行空間の整備

090	歩道段差等改良工事（再掲）	担当課	建設課
第4期計画 取り組み目標	障害者や高齢者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に歩道を利用できるよう、要望等を踏まえて、段差の解消、補修、点字ブロック設置等の道路の整備に個別に取り組みます。		
現状及び実績	不用な街路樹を撤去することで歩道の幅員を確保することができました。また、街路樹の根上り等で損傷した歩道の修繕や歩車ブロックの段差等軽微なものは補修材（常温合材）で対応しました。		
第5期計画 取り組み目標	損傷部分が拡大しないうちに補修できる体制を構築し、必要に応じて補助構造物（手摺）の設置を検討します。		

## ②公共交通機関の整備

092	重度障害者への移動支援	担当課	健康増進課・福祉課
第4期計画 取り組み目標	在宅高齢者等外出支援事業で重度障害者への移動支援を実施していますが、福祉有償運送有資格者団体が増えたことにより、事業自体を民間へ移行するかどうか検討を行います。		
現状及び実績	社会参加の促進を図るため、一定の要件を満たす障害者に対し、通院や公共施設の利用等のための移動に係る経費を助成しています。		
第5期計画 取り組み目標	一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）者が増加しており、事業を継続するかどうか検討するとともに、一定の要件を満たす障害者に対して、通院や公共施設の利用等のための移動に係る費用を助成します。		

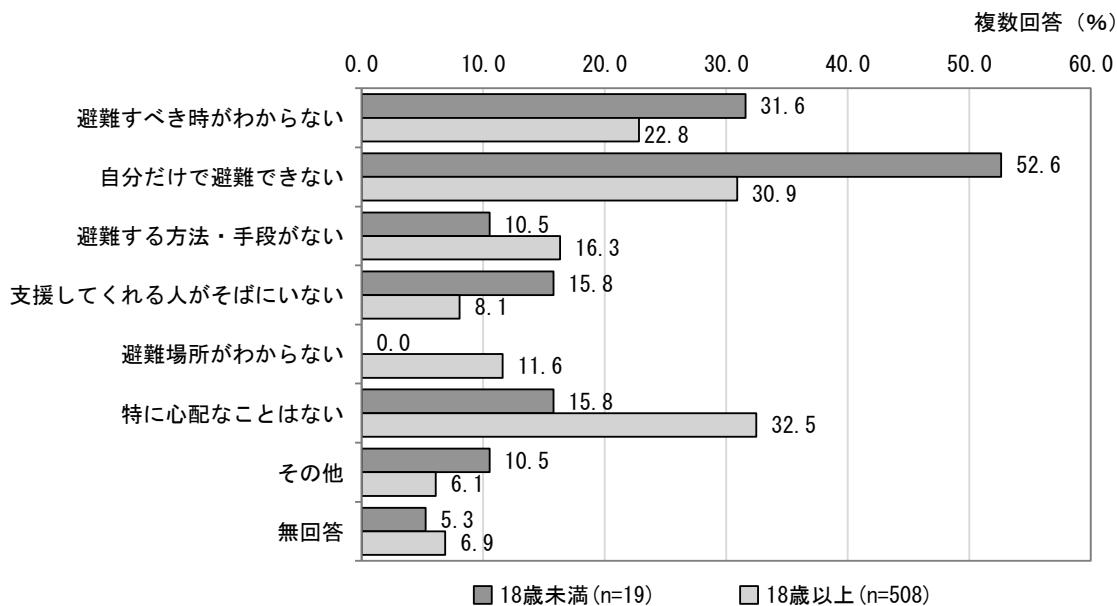
093	民間公共交通機関を活用した公共交通体系の構築	担当課	総合政策課
第4期計画 取り組み目標	平成26年4月に策定した豊能町地域公共交通基本構想では、阪急バス箕面森町線のときわ台（もしくは光風台駅）までの延伸を目指しており、これにより現在代替手段として運行している豊能町リレー便を廃止することとなっています。今後は、令和2年に開業予定の北大阪急行の延伸や箕面森町企業団地の開発に伴って大幅にバスの運行形態が変わることが予想されます。このような民間公共交通の動向を考慮に入れ、民間公共交通をより活用した公共交通体系を構築し、障害者等の移動環境の維持確保を目指します。		
現状及び実績	阪急バス箕面森町線のときわ台（もしくは光風台駅）までの延伸は実現していませんが、代わりに令和4年7月1日より、ときわ台駅と箕面森町地区センターは経由しませんが、光風台駅～千里中央の阪急バス社会実験運行を実施しています。なお、リレー便については、令和4年7月1日よりデマンドタクシーに置き換わっています。また、阪急バスについては、身体障害者・知的障害者について、手帳等の提示により半額で乗車、デマンドタクシーについては、身体障害者・知的障害者・精神障害者について半額で乗車できます。		
第5期計画 取り組み目標	令和6年3月に北大阪急行線が箕面まで延伸したことにより、阪急バスの便を箕面萱野駅までに再編し住民の利便性を高めていきます。地域公共交通のベストミックスにより、町内外を結ぶ「幹線」と、町内を循環する「支線(フィーダー)」の役割分担を明確にすることで、利便性の高い地域公共交通ネットワークを構築するとともに、ICT・IoT技術を活用し、使いやすく持続性の高い地域公共交通サービスを維持します。		

### 3. 防災・防犯対策の推進

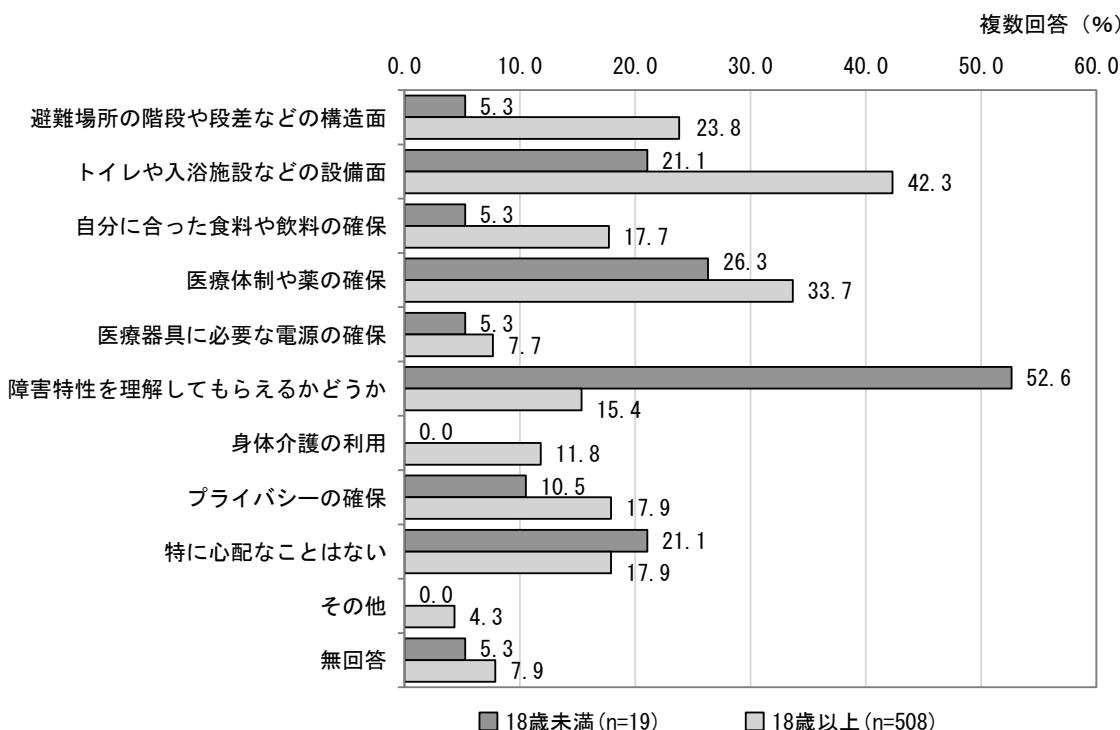


#### 現状・課題

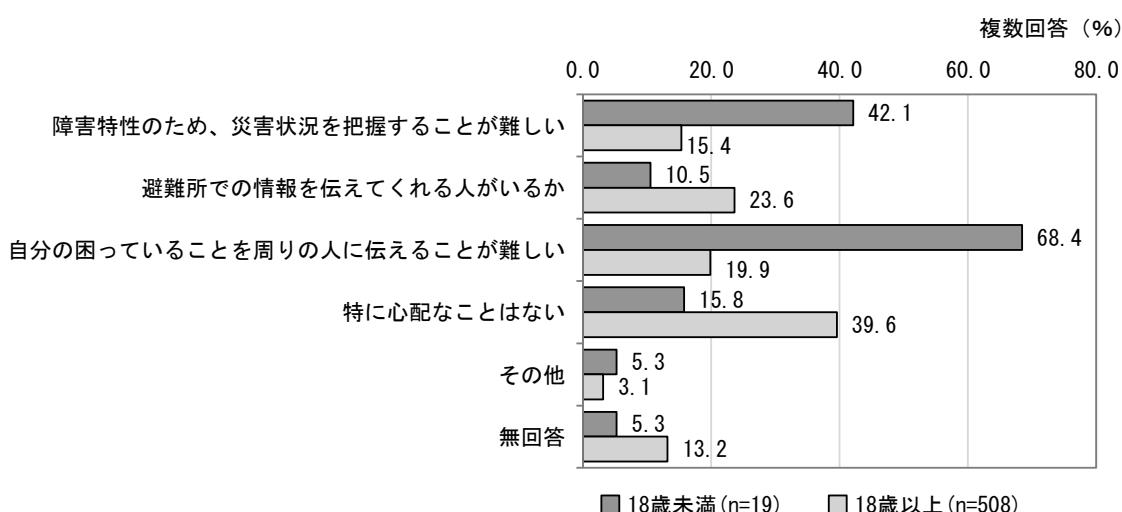
- 自治会それぞれの自主防災組織を組織化し、啓発や避難時の支援体制の検討を進めるなど、防災体制の強化を図っています。
- 災害が発生したときには、自力では避難できない障害のある人の避難を迅速に行う必要があります。また、障害者等施設で活動しているときに災害が発生したとしても、職員だけでは利用者を迅速に避難させることは困難なことも想像されることから、地域住民の協力が不可欠です。そのため、町民と共に障害の状況や特性等を踏まえた避難訓練を実施する必要がありますが、実施には至っていません。
- 防犯に関しては、メールで緊急時の情報提供ができる体制を整備しています。
- 当事者アンケート調査結果によると、災害を想定した場合、避難時の不安について、18歳未満では「自分で避難できない」が52.6%で最も多く、次いで「避難すべき時がわからない」が31.6%、「支援してくれる人がそばにいない」「特に心配なことはない」が15.8%、18歳以上では「特に心配なことはない」が32.5%で最も多く、次いで「自分で避難できない」が30.9%、「避難すべき時がわからない」が22.8%となっています。



○当事者アンケート調査結果によると、災害を想定した場合、避難場所の不安について、18歳未満では「障害特性を理解してもらえるかどうか」が52.6%で最も多く、次いで「医療体制や薬の確保」が26.3%、「トイレや入浴施設などの設備面」「特に心配なことはない」が21.1%、18歳以上では「トイレや入浴施設などの設備面」が42.3%で最も多く、次いで「医療体制や薬の確保」が33.7%、「避難場所の階段や段差などの構造面」が23.8%となっています。



○当事者アンケート調査結果によると、災害を想定した場合、状況把握・コミュニケーションの不安について、18歳未満では「自分の困っていることを周りの人に伝えることが難しい」が68.4%で最も多く、次いで「障害特性のため、災害状況を把握することが難しい」が42.1%、「特に心配なことはない」が15.8%、18歳以上では「特に心配なことはない」が39.6%で最も多く、次いで「避難所での情報を伝えてくれる人がいるか」が23.6%、「自分の困っていることを周りの人に伝えることが難しい」が19.9%となっています。





- 自主防災組織と連携し、障害のある人に対する防災への啓発や、迅速に避難できる体制を整備します。
- 地域で行われる避難訓練が、障害のある人や障害福祉サービス事業所等も含めて実施されるよう、関係機関と共に取り組みます。
- 防犯に関する情報を障害のある人すべてに提供できるよう、障害種別に応じた広報に努めます

## ①障害者に配慮した防災対策の推進

094	地域の防災対策の確立	担当課	総務課・福祉課・健康増進課
第4期計画 取り組み目標	自主防災組織等と連携を図り、障害者に対し防災の啓発等に取り組むとともに、災害時等に障害者がいち早く避難行動等が起こせるよう、迅速かつ的確に情報伝達ができるさらなる手段の確保に努めます。また、災害時における要支援者の受け入れ体制の整備について社会福祉施設等と協議を行います。		
現状及び実績	平成30年6月に、災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書を、町内の社会福祉施設と締結しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、障害者に対する啓発活動や情報伝達手段の確保、要支援者の受入体制の整備を進めることはできませんでした。		
第5期計画 取り組み目標	自主防災組織等と連携を図り、障害者に対し防災の啓発等に取り組むとともに、災害時等に障害者がいち早く避難行動等が起こせるよう、迅速かつ的確に情報伝達ができる、さらなる手段の確保に努めます。また、災害時における要支援者の受け入れ体制を行います。		

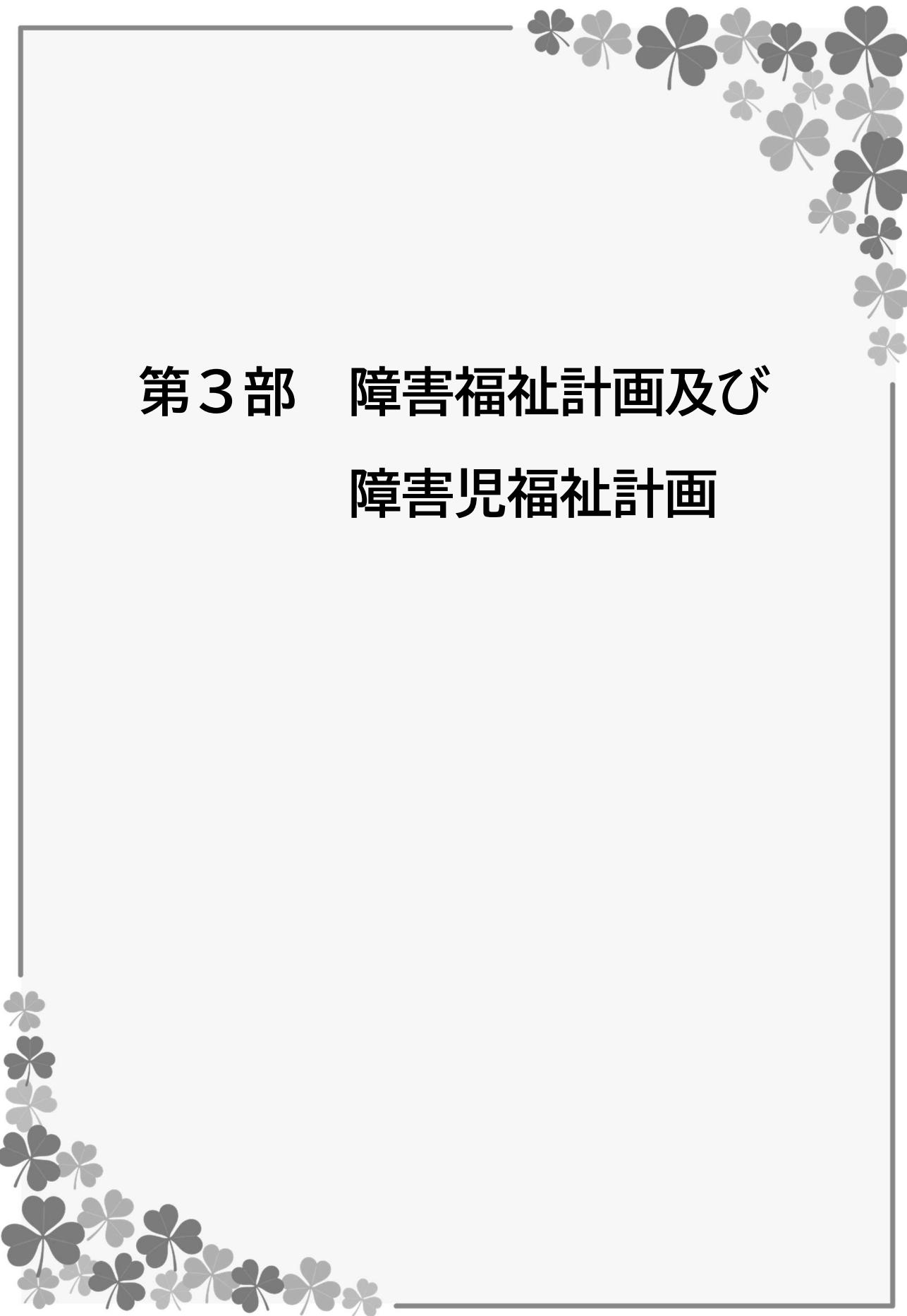
## ②災害発生時における対策の強化

095	障害者の参加する避難訓練	担当課	総務課・福祉課
第4期計画 取り組み目標	障害者の参加する避難訓練の実施に向けて、関係機関と連携して地域の協力を仰ぐとともに、実施方法について検討を行います。		
現状及び実績	新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和3年度～令和4年度は避難訓練自体を実施することができませんでした。		
第5期計画 取り組み目標	障害者の参加する避難訓練の実施に向けて、関係機関と連携して地域の協力を仰ぐとともに、実施方法について検討を行います。		

### ③防犯対策の強化

096	防犯対策の強化	担当課	住民人権課・総務課
第4期計画 取り組み目標	行政、町民、警察、消防等が一体となり連携を強化し、詐欺等の被害を未然に防止するための各種情報提供や犯罪被害の防止、犯罪を発生させない環境づくりに努めます。また、障害種別に応じた防犯情報の広報に努めます。		
現状及び実績	消費生活に関し、消費者（相談者）に寄り添った相談受付対応に取り組んできましたが、専門知識をもった相談員が不在となって以降は、情報の収集や提供の実施にとどまっています。また、防犯委員を中心に特殊詐欺対策の研修会を実施する等、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取り組みを行っていたところでしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和3年度～令和4年度以降は活動ができませんでした。		
第5期計画 取り組み目標	専門の相談員が不在となって以降、町による相談者に寄り添った相談の受付対応の実施が困難になっており、関係機関との連携を強化して、相談者に対する適切な対応に努めていきます。また、地域の防犯委員等と連携を図り、研修会の実施等犯罪被害を未然に防ぐ活動を行っていきます。		





## **第3部 障害福祉計画及び 障害児福祉計画**





## 第1章

# 障害福祉計画及び障害児福祉計画の概要

## 第1節 計画の方向性

障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、以下の7点を計画の方向性とします。

### 1. 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人の自立と社会参加の実現を目指します。障害のある人が障害の種別、程度に関わらず、障害のある人等の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮とともに、必要とする障害福祉サービスや支援を受け、可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう障害福祉サービスの基盤整備を図ります。

### 2. 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人はもちろん、発達障害や高次脳機能障害、難病患者等障害のある人すべてに対する一元的な障害福祉サービスの充実・均等化を図るとともに、制度の周知を図り、大阪府等の支援を通じた格差のない障害福祉を提供します。

### 3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害のある人等の自立支援の点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービス提供体制を整備するとともに、地域生活を支援する拠点づくりや地域の社会資源を最大限活用して、障害のある人の生活を、地域全体で継続的に支援するシステム構築に努めます。また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

### 4. 地域共生社会の実現に向けた取り組み

サービスや支援の「受け手」と「支え手」に分かれるのではなく、町民一人ひとりが地域の一員として、お互いに支え合いながら、主体的に地域をより良くする取り組みを行えるよう、多機能協働の中核的機能や伴走支援を担う機能、相談支援と一体的に行う就労支援や居住支援等の社会参加に向けた支援、コーディネート機能等を備えた支援等、相談支援機能を充実させ、地域共生社会\*の実現に向けて取り組みます。

また、地域住民や関係機関との関係性の構築を通じ、事業所の利用者の安全確保に向けた防災・防犯対策や感染症対策等、地域共生社会の考えに基づき、障害者が安心して生活できる社会の実現に向けた取り組みを進めます。

## 5. 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害のある子どものライフステージに沿った切れ目ない一貫した支援体制の構築を図るとともに、地域生活社会への参加やインクルージョン\*を推進します。

また、医療的ケア児に対する支援については、包括的な支援体制を構築します。

## 6. 障害福祉人材の確保・定着

専門性を高めるための研修の実施、多職種間、他の公的な制度や障害福祉サービス以外の活動との連携の推進、障害福祉の現場の働きがいや魅力についての積極的な周知・広報等に取り組み障害福祉人材の確保に努めます。

また、障害福祉人材の不足が全国的な問題であることに鑑み、町内外における新たな人材の発掘に向けて、町の体制の整備に加えて、国や大阪府においても人材不足の解消に向けた抜本的な取り組みが行われるよう継続して求めてまいります。

## 7. 障害のある人の社会参加を支える取り組み定着

障害のある人が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保、視覚障害者等の読書環境の整備、ユニバーサルデザインの推進による各種施設のバリアフリー化や情報保障等、ハード面・ソフト面での環境整備、事業所における支援人材の育成や関係者のネットワークの確保等に取り組み、障害のある人の地域における社会参加の促進に努めます。

## 第2節 基本的な考え方

### 1. 障害福祉サービスに関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制を確保するため、基本的理念を踏まえ、数値目標を設定し、計画的なサービス基盤の整備を図ります。

#### ①全国で必要とされる訪問系サービスの充実

訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスの提供を行います。

#### ②日中活動系サービスの充実

希望する障害者等に日中活動系サービスの充実を図ります。

#### ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

グループホームの充実を図るとともに、入所施設等からの地域生活への移行を進め、グループホームにおける希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図ります。

さらに地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより機能の充実を図ります。

#### ④福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業所等の確保と機能向上、障害特性やニーズに応じた支援の充実を図ることにより、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

#### ⑤強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者の支援ニーズを把握するとともに、地域課題の整理や地域資源の開発等を通じた支援体制の整備を図ります。

## 2. 相談支援に関する基本的な考え方

---

### ①相談支援体制の充実・強化

障害のある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。

さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる「地域自立支援協議会」を設け、ネットワークの構築を図ります。

### ②地域生活への意向や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設に入所または精神科病院に入院している障害者等の数を勘案し、計画的に地域移行支援に係るサービス提供体制の確保を図ります。

### ③発達障害者等に対する支援

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者やその家族等に対する支援体制の構築を図ります。

### ④協議会の活性化

地域自立支援協議会では、個別事例の検討等を通じて抽出する課題を踏まえて地域の支援体制整備の取り組みの活性化を図ります。

## 3. 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

---

### ①地域支援体制の構築

児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ります。

### ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備や障害児の早期発見・支援や健全育成を推進するために保育、教育機関、母子保健施策等と緊密な連携を図ります。

また、就学時や卒業時に支援を円滑に引き継いでいくために、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、障害福祉サービスを提供する事業所と緊密な連携を図ります。

### **③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進**

障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等を活用し、子どもの育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制の構築を図ります。

### **④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の構築**

重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、支援体制の充実を図ります。

### **⑤障害児相談支援の提供体制の確保**

障害児相談支援は、障害の疑いのある段階から障害のある子ども自身や家族に対する継続的な相談支援を実施するとともに、支援にあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っているため、質の確保・向上を図り、支援の提供体制の構築を図ります。



## 第2章 数値目標の設定

第7期障害福祉計画においては、令和8年度を目標年度として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を設定するとともに、成果目標を達成するため、令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量を設定し、その見込量の確保の方策を明らかにすることが必要とされています。

### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域生活移行者数については、令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</li><li>○施設入所者の削減数については、令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。</li></ul>
大阪府の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域生活移行者数については、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、各市町村において目標を設定すること。</li><li>○施設入所者の削減数については、国基準と異なる目標設定であるが、令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数の1.7%以上削減することを基本として、各市町村において目標値を設定すること。</li></ul>

上記の方針を踏まえ、本町においては、令和8年度末時点の施設入所者数及び地域生活移行者数、削減数を次のとおりとします。

施設入所者の地域生活への移行		人数	備考
施設入所者数（第6期計画期間中）		21人	令和4年度末時点（A）
地域生活移行者数	目標値	2人	(A) × 6%
施設入所者の削減数	目標値	1人	(A) × 1.7%

## 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数については、令和8年度における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。</li> <li>○精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）については、令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。</li> <li>○精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）については、令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。</li> </ul>
大阪府の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数については、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を325.3日以上とする。</li> <li>○精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）については、国基準と異なる目標設定であるが、令和8年6月末時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数を8,193人とし、各市町村においては、この目標値を1年以上の長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定すること。</li> <li>○精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）については、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度の精神病床における退院率を3か月時点68.9%以上、6か月時点84.5%以上、12か月時点91.0%以上とする。</li> </ul>

上記の方針を踏まえて、本町においては、大阪府から提示された次の数値を目標とします。

精神病床における 1年以上長期入院患者数	人数	備考
令和8年6月末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数	16人	大阪府の目標数値と、令和4年6月末の府内市町村の長期入院患者比により設定

上記の方針を踏まえ、本町においては、関係機関と連携し、医療機関や障害者支援施設等からの地域移行や地域生活の継続支援等、様々な課題を踏まえ、精神障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムの構築を目指し、事例を検証しながら協議を行います。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和8年度末
保健・医療・福祉関係者による協議の場の有無	有
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15人
うち保健関係者	3人
うち医療関係者（精神科）	0人
うち医療関係者（精神科以外）	0人
うち福祉関係者	11人
うち介護関係者	0人
うち当事者	0人
うち家族	1人
うちその他	0人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回

### 3. 地域生活支援の充実

国の基本指針	<p>○令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
大阪府の考え方	<p>○国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>○国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに強度行動障害者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、下記の目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村又は圏域において、強度行動障害者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施</li> <li>・各圏域において、「大阪府強度行動障がい地域連携モデル（令和4年3月）」を参考とした取り組みを実施</li> </ul>

上記の方針を踏まえ、大阪府や近隣市町との情報交換を踏まえながら、令和元年度末をもって整備した地域生活支援拠点等の機能について、年1回以上の運用状況の検証及び検討に努め、更なる強化・充実に取り組みます。

地域生活支援拠点等		令和8年度末
コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築 コーディネーターの配置人数	構築 1人
機能の充実に向けての運用状況の検証・検討の実施回数		1回

また、強度行動障害のある人の支援について、町内の障害福祉サービス事業所の協働による事例研究や取り組みの報告を通じ、支援ニーズの把握や意思決定の支援に配慮した支援体制の整備を進めます。

強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	令和8年度末
支援ニーズの把握	把握
地域の関係機関が連携した支援体制の整備	整備

## 4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	<p>○就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標については、令和8年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和8年度中に令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上、概ね1.28倍以上とする。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。</p> <p>○一般就労後の定着支援に関する目標については、就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進めることを基本とする。</p>
大阪府の考え方	<p>○就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標については、国の基本指針を踏まえ、令和8年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とし、併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上とすることを大阪府の目標として設定する。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とする。</p> <p>○一般就労後の定着支援に関する目標については、国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進めるよう、市町村へ働きかける。（全市町村に設置）</p>

上記の方針を踏まえ、本町においては、大阪府から提示された次の数値を目標として福祉施設から一般就労への移行等の推進を図ります。

就労移行支援事業等を通じた福祉施設から一般就労への移行者数		令和8年度末
一般就労への移行者数		7人
うち就労移行支援事業利用者		4人
うち就労継続支援A型利用者		0人
うち就労継続支援B型利用者		3人

また、町内に就労移行支援事業所と就労定着支援事業所が所在しませんが、近隣市町に所在する事業所及び関係機関との連携を図り、重層的かつ継続的な就労支援体制の整備を進めます。

## 5. 就労継続B型事業所における工賃の平均額

大阪府の考え方	○大阪府の工賃の令和8年度の目標の設定については、令和3年度の各事業所の目標額と達成状況（実績額）を基に、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて設定する。各市町村においては、管内の就労継続支援B型事業所において設定した令和3年度の目標工賃を踏まえ、目標設定に協力すること。
---------	---

上記の方針を踏まえて、本町においては、管内の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえた次の目標を設定します。

また、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障害者施設等からの物品を調達する等の支援を行います。

就労継続支援B型事業所における工賃向上	月額	備考
就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	実績値	10,006円 令和3年度実績
	目標値	13,000円 個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標値の平均値

## 6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	○令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。
大阪府の考え方	○国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、基幹相談支援センターをすべての市町村において設置（複数市町村による共同設置含む）するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を各市町村において確保する。また、令和8年度末までに、すべての市町村の協議会（複数市町村による共同設置含む）において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みがなされ、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。府としては、広域的な観点から、障害者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取り組みを促進する。

上記の方針を踏まえ、本町においては、令和2年4月に基幹相談支援センターを設置しており、同センターを中心に、利用者や地域の障害福祉サービス等の実情を適切に把握し、地域の相談支援事業所等に対する専門的な指導や助言、人材育成の支援、相談支援事業所と保健、医療、福祉サービス等の関係機関との連携強化、主任相談支援専門員の計画的な確保や活用等、相談支援体制の強化・充実に、引き続き取り組みます。

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	令和8年度末
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言回数	2回
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	3回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人

協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	令和8年度末
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	1回
参加事業者・機関数	13社
協議会の専門部会の設置数	1部会
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	2回

## 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針	○令和8年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るために取り組みに係る体制を構築する。
大阪府の考え方	<p>○国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、府において下記の目標を設定する。(令和8年度末までに)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。</li> <li>・「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討する。</li> <li>・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。</li> </ul> <p>市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定すること。国の基本指針の趣旨を踏まえ、府において相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成するとともに、意思決定支援に関する研修を推進することを目標とする。</p>

上記の方針を踏まえ、本町においては、審査体制の強化や関係機関との連携の強化、情報共有等に取り組み、各種研修等も活用し、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

また、広域福祉課が実施する障害福祉サービス事業者に対する指導監査の結果について、障害福祉担当職員への周知、意識付けを強化するため、定期的に情報を共有する体制を構築します。

サービスの質の向上を図るために体制構築	令和8年度
大阪府が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町村職員に対して実施する研修の参加人数	2人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の有無	有
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有の実施回数	12回
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無	有
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係自治体との共有回数	1回

## 8. 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	<p>○重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実については、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。(地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)</p> <p>○難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築については、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、各都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。また、令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進すること。</p> <p>○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p> <p>○医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置については、令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>○障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置については、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各政令市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。</p>
大阪府の考え方	<p>○重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実については、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域で少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。また、未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することとする。</p>

- 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築については、難聴児の早期発見・早期支援を総合的に推進するための計画策定については、第5次大阪府障がい者計画（後期計画）（仮称）に位置づける。（目標としては設定しない。）また、国の基本指針の趣旨を踏まえ、福祉情報コミュニケーションセンターを中心支援拠点として、保健医療・福祉・教育等の関係機関との連携によりきこえない・きこえにくい子どもの相談支援等、難聴児に係る切れ目ない支援を推進する。難聴児に関する関係機関の協議の場として大阪府障がい者施策推進協議会手話言語条例評価部会において、難聴児支援担当部局をはじめ、保健医療・福祉・教育等の関係機関が日常的な連携や情報交換を行う。部会の他、難聴児支援担当部局の連携の場である「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」関連施策連携会議や、新生児聴覚検査関係機関連携会議等を活用し、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制を構築する。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定すること。ただし、府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定すること。
- 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置については、国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府医療的ケア児支援センターを設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを1名以上配置し、医療的ケア児等の支援の総合調整を行う。府の協議の場にも、市町村支援につながるよう、少なくとも1名を参画させる。国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障害児者等に関する関係機関の協議の場を、府、各圏域、各市町村で設置することを基本とする。また、設置済みの市町村においては、心身状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。また、令和8年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。
- 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置については、国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府においては、子ども家庭センターが移行調整の責任主体となり、当該児童が15歳に到達した時、遅滞なく、市町村、障害児入所施設等の関係者と連携し、移行調整を協議する「協議の場」を設け、円滑な移行調整を進める。また、政令市においては、関係機関と連携し、移行調整の責任主体として協議の場を設けて移行調整を進めていくように目標を設定すること。

上記の方針を踏まえ、本町においては、児童発達支援センターを町単独での設置はせず、大阪府や近隣市町との情報交換も踏まえて、児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備に向けた検討を進めることで、障害の重度化・重複化や多様化に対応できる専門的機能の強化や重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。

障害児のライフステージに沿った切れ目がない一貫した支援体制の構築を図るとともに、地域社会への参加やインクルージョンを推進します。

地域自立支援協議会等の場での協議や、近隣市町との情報交換を踏まえて、圏域において少なくとも1か所ずつ確保するとともに、その機能の強化やサービスの質の向上を図ることを目標とします。

要保護児童対策地域協議会に専門部会として設置した関係機関の協議の場をより活性化することに努めるとともに、地域の実情に応じ、町または圏域で少なくとも福祉関係及び医療関係1名の医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けて検討を行います。

障害児支援の提供体制の整備等	令和8年度末
児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備	整備
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保（設置箇所数）	1箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保（設置箇所数）	1箇所
医療的ケア児支援の協議の場（保健、医療、障害福祉、保育、教育等各分野の協議の場）の設置	有
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人

## 9. 発達障害者等に対する支援等

国の基本指針	<p>○発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。</p> <p>○発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。</p>
--------	--

上記の方針を踏まえ、子育て世代包括支援センターにおいて、ペアレントトレーニングを実施するとともに、他の障害児通所支援事業所や関係機関等でペアレントトレーニングを提供する事業所が増加するよう、支援者養成研修等について周知を図ります。

発達障害者等に対する支援等	令和8年度末
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	12人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	2人
ペアレントメンター*の人数	2人
ピアソポーターの活動への参加人数	-人



### 第3章

## 障害福祉サービス等の見込量の設定と確保の方策

### 第1節 障害福祉サービスの見込量の設定と確保の方策

#### 1. 訪問系サービス

##### ①居宅介護

自宅等において、入浴、排泄、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる介護を行います。

居宅介護		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人/月)	計画値	25	27	29	27	29	31
	身体障害者	8	9	10	8	9	10
	知的障害者	6	6	6	7	7	7
	精神障害者	9	10	11	11	12	13
	障害児	2	2	2	1	1	1
実績値		24	25	23			
総利用時間 (時間/月)	計画値	570	610	650	1,060	1,090	1,120
	身体障害者	300	320	340	540	560	580
	知的障害者	100	110	120	300	300	300
	精神障害者	120	130	140	110	120	130
	障害児	50	50	50	110	110	110
実績値		436	504	537			

※令和5年度は実績見込

##### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由の人に対する居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護等、総合的な介護を行います。

重度訪問介護		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1	1	1	1
	身体障害者	1	1	1	1	1	1
	知的障害者	0	0	0	0	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	0	0
	障害児	0	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0			
総利用時間 (時間/月)	計画値	120	120	120	120	120	120
	身体障害者	120	120	120	120	120	120
	知的障害者	0	0	0	0	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	0	0
	障害児	0	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0			

※令和5年度は実績見込

### ③同行援護

視覚障害によって移動に著しい困難がある人に対して、外出の際に必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の援護を行います。

同行援護		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人/月)	計画値	3	3	3	5	6	7
	身体障害者	3	3	3	4	5	6
	障害児	0	0	0	1	1	1
総利用時間 (時間/月)	実績値	4	4	4			
	計画値	30	30	30	25	30	35
	身体障害者	30	30	30	20	25	30
	障害児	0	0	0	5	5	5
	実績値	11	13	17			

※令和5年度は実績見込

### ④行動援護

知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護を行います。

行動援護		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人/月)	計画値	2	2	2	2	2	2
	知的障害者	1	1	1	1	1	1
	精神障害者	0	0	0	0	0	0
総利用時間 (時間/月)	障害児	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			
	計画値	20	20	20	20	20	20
	知的障害者	10	10	10	10	10	10
	精神障害者	0	0	0	0	0	0
	障害児	10	10	10	10	10	10
	実績値	0	0	0			

※令和5年度は実績見込

## ⑤重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人に対する居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供します。

重度障害者等包括支援	第6期 実績			第7期 見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0	0	0
	身体障害者	0	0	0	0	0
	知的障害者	0	0	0	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	0
	障害児	0	0	0	0	0
総利用時間 (時間/月)	実績値	0	0	0		
	計画値	0	0	0	0	0
	身体障害者	0	0	0	0	0
	知的障害者	0	0	0	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	0
	障害児	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0		

※令和5年度は実績見込



- 障害のある人が地域生活を送れるように、障害福祉サービス等の内容について行政や相談支援事業所等で分かりやすい情報提供を行います。
- 障害特性に応じたサービス提供ができるよう相談支援事業所と連携し、地域自立支援協議会を通じて情報交換や学習機会を設け、サービス提供事業者の資質向上に努めます。
- 在宅生活を支援するため、訪問系サービスを適切に提供できるよう、事業所と連携しながらヘルパーの確保と質の向上に努めます。
- 難病等患者や医療的ケアの必要な重度障害者等の支援に対応できるよう、各機関が連携して支援体制を構築するとともに、事業者に対して各種研修等の情報提供を行います。
- 同行援護については、利用者の増加に対応できるよう、事業所とヘルパーの確保に努めます。

## 2. 短期入所

介護する人の病気等によって短期間の入所が必要な人に、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。

短期入所（福祉型）		第6期 実績			第7期 見込		
実利用者数 (人/月)	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	身体障害者	2	2	2	1	1	1
	知的障害者	5	5	5	1	1	1
	精神障害者	1	1	1	2	2	2
	障害児	1	1	1	1	1	1
	実績値	2	1	3			
総利用時間 (人日分/月)	計画値	27	27	27	18	18	18
	身体障害者	4	4	4	10	10	10
	知的障害者	20	20	20	3	3	3
	精神障害者	2	2	2	4	4	4
	障害児	1	1	1	1	1	1
	実績値	6	6	12			

※令和5年度は実績見込

短期入所（医療型）		第6期 実績			第7期 見込		
実利用者数 (人/月)	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	身体障害者	0	0	0	0	0	0
	知的障害者	0	0	0	0	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	0	0
	障害児	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			
総利用時間 (人日分/月)	計画値	2	2	2	2	2	2
	身体障害者	0	0	0	0	0	0
	知的障害者	0	0	0	0	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	0	0
	障害児	2	2	2	2	2	2
	実績値	0	0	0			

※令和5年度は実績見込



- 町内に受け入れ可能な事業所が少ないとともに、利用を希望する対象者に対しては、必要に応じた適切な情報提供を行います。
- 医療的ケアが必要な重度身体障害のある人も安心して利用できる事業所の情報収集に努め、相談者に対して適切な情報提供を行うように努めます。

### 3. 日中活動系サービス

#### ①生活介護

障害者支援施設等の施設で日中に行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供等の援助を行います。

生活介護		第6期 実績			第7期 見込		
実利用者数 (人/月)	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	身体障害者	20	20	20	18	19	20
	知的障害者	18	18	19	23	23	23
	精神障害者	4	4	4	2	2	2
	実績値	38	39	42			
延利用者数 (人日分/月)	計画値	800	800	820	840	860	880
	身体障害者	390	390	390	350	370	390
	知的障害者	360	360	380	470	470	470
	精神障害者	50	50	50	20	20	20
	実績値	731	729	812			

※令和5年度は実績見込

#### ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を行うため、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)		第6期 実績			第7期 見込		
実利用者数 (人/月)	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	身体障害者	2	2	2	2	2	2
	知的障害者	1	1	1	1	1	1
	精神障害者	1	1	1	0	0	0
	実績値	2	2	1			
延利用者数 (人日分/月)	計画値	80	80	80	40	40	40
	身体障害者	40	40	40	25	25	25
	知的障害者	20	20	20	15	15	15
	精神障害者	20	20	20	0	0	0
	実績値	37	20	18			

※令和5年度は実績見込

### ③就労選択支援

就労移行支援や就労継続支援といった「就労系障害福祉サービス」を利用する前に、当事者が事業者と共同して就労アセスメントを行うことで、より適切なサービスを選択できるようサポートを行います。

(令和7年10月から開始予定の事業)

就労選択支援		第7期 見込		
実利用者数 (人/月)	計画値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	身体障害者	-	0	0
	知的障害者	-	0	0
	精神障害者	-	1	2

### ④就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に対して、一定期間、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供を行います。

就労移行支援		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人/月)	計画値	10	11	12	5	7	9
	身体障害者	0	0	0	0	0	0
	知的障害者	4	4	4	2	3	4
	精神障害者	6	7	8	3	4	5
	実績値	4	3	1			
延利用者数 (人日分/月)	計画値	180	200	220	60	80	100
	身体障害者	0	0	0	0	0	0
	知的障害者	80	80	80	20	30	40
	精神障害者	100	120	140	40	50	60
	実績値	58	40	20			

※令和5年度は実績見込

## ⑤就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（A型）		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人/月)	計画値	12	13	14	12	12	13
	身体障害者	2	2	2	2	2	2
	知的障害者	3	3	3	5	5	5
	精神障害者	7	8	9	5	5	6
延利用者数 (人日分/月)	実績値	11	9	12			
	計画値	240	260	280	230	230	250
	身体障害者	40	40	40	40	40	40
	知的障害者	60	60	60	90	90	90
	精神障害者	140	160	180	100	100	120
実績値		206	167	248			

※令和5年度は実績見込

就労継続支援（B型）		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人/月)	計画値	33	35	37	31	33	35
	身体障害者	6	6	6	3	3	3
	知的障害者	17	18	19	17	18	19
	精神障害者	10	11	12	11	12	13
延利用者数 (人日分/月)	実績値	20	28	27			
	計画値	660	700	740	500	540	580
	身体障害者	120	120	120	40	40	40
	知的障害者	340	360	380	320	340	360
	精神障害者	200	220	240	140	160	180
実績値		300	455	449			

※令和5年度は実績見込

## ⑥療養介護

医療が必要な人に対して、病院等で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。

療養介護		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1	1	1	1
	身体障害者	1	1	1	1	1	1
	知的障害者	0	0	0	0	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	0	0
延利用者数 (人日分/月)	実績値	1	1	1			
	計画値	31	31	31	31	31	31
	身体障害者	31	31	31	31	31	31
	知的障害者	0	0	0	0	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	0	0
実績値		31	31	0			

## ⑦就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

就労定着支援	第6期 実績			第7期 見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人/月)	計画値	2	2	2	3	3
	身体障害者	0	0	0	0	0
	知的障害者	1	1	1	1	1
	精神障害者	1	1	1	2	2
実績値		3	4	3		

※令和5年度は実績見込



○就労移行支援は、一般就労への移行を積極的に進めることとし、今後も利用が増加することを見込んでいます。また、就労継続支援A型・B型についても、今後、利用が増加していくことを見込んでいます。

○障害が原因で在宅生活が長引き、社会参加の機会の少ない人に対して、日中活動の場の情報提供を行います。

○自立した社会生活を営むために必要な訓練が受けられるよう支援します。

○可能な限り一般就労に向けた取り組みを行うことを基本とし、障害者本人の意向を踏まえ、就労系サービスの利用につながるように適切な相談支援を行います。

○利用者にとって魅力のある障害福祉サービスが提供できるよう、事業所への情報提供を行い、利用希望者が適切にサービスを利用できる体制の構築に努めます。

○就労定着支援については、近隣市町との連携を強化し、事業所の確保に努めます。

## 4. 居住系サービス

### ①共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活援助 (グループホーム)		第6期 実績			第7期 見込		
実利用者数 (人/月)	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	身体障害者	5	5	5	6	7	7
	知的障害者	12	13	14	14	14	14
	精神障害者	5	6	7	4	4	5
	実績値	18	17	18			

※令和5年度は実績見込

### ②施設入所支援

施設に入所する人に対して、夜間に入浴、排泄、食事の介護を行います。

施設入所支援		第6期 実績			第7期 見込		
実利用者数 (人/月)	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	身体障害者	11	11	11	11	11	10
	知的障害者	10	11	11	11	11	11
	精神障害者	1	1	1	0	0	0
	実績値	22	20	21			

※令和5年度は実績見込

### ③自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していった障害者で一人暮らしを希望する人等に対して、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

自立生活援助		第6期 実績			第7期 見込		
実利用者数 (人/月)	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	身体障害者	0	0	0	0	0	0
	知的障害者	1	1	1	1	1	1
	精神障害者	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			

※令和5年度は実績見込



## 見込量確保の方策

- 地域生活への移行を進めるとともに、障害のある人が住み慣れた地域での生活の場を確保するため、共同生活援助（グループホーム）事業者へ建設費の一部補助等を引き続き行い、町内での整備を促進します。
- 近隣市町所在のグループホームの情報収集に努めるとともに、グループホームの利用希望者に対して、適切に情報提供を行います。
- 自立生活援助については、近隣市町と連携し、事業所の確保に努めます。

## 5. 相談支援

### ①計画相談支援

障害福祉サービスを利用するときに必要なサービス等利用計画の作成と、定期的なモニタリングを行います。

計画相談支援		第6期 実績			第7期 見込		
実利用者数 (人/月)	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	身体障害者	5	6	7	6	7	8
	知的障害者	11	12	13	10	11	12
	精神障害者	5	6	7	8	9	10
	障害児	1	1	1	1	1	1
	実績値	14	15	20			

※令和5年度は実績見込

### ②地域移行支援

施設等に入所している人に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。

地域移行支援		第6期 実績			第7期 見込		
実利用者数 (人/月)	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	身体障害者	0	1	1	0	0	1
	知的障害者	1	1	1	0	0	0
	精神障害者	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			

※令和5年度は実績見込

### ③地域定着支援

居宅において単身等で生活する人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談や支援を行います。

地域定着支援		第6期 実績			第7期 見込		
実利用者数 (人/月)	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	身体障害者	0	0	0	0	0	1
	知的障害者	1	1	1	0	0	0
	精神障害者	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			

※令和5年度は実績見込



## 見込量確保の方策

- 障害福祉サービスの利用希望者が適切かつ迅速にサービスの利用を開始できるように、相談支援事業所との連携を強化し、サービス等利用計画の適切な作成と質の向上に努めます。
- 相談員の確保とスキルアップを図り、対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じたモニタリングの実施に努めます。
- 地域移行支援や地域定着支援のサービス提供体制の確保・充実に努めるとともに、積極的に活用し、施設入所者や長期入院者の地域生活を支援します。また、地域移行支援や地域定着支援について、関係機関への利用方法等の周知を図り、利用しやすい仕組みを検討します。

## 第2節 障害児支援サービスの見込量の設定と確保の方策

### ①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

なお、福祉型・医療型の一元化により、第3期における「児童発達支援」の見込については、「医療型児童発達支援」を合算した数値になっています。

児童発達支援		第2期 実績			第3期 見込		
実利用者数 (人/月)	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		9	4	6	11	12	13
延利用者数 (人日分/月)	計画値	70	75	80	61	66	71
		62	15	40	34	35	36

※令和5年度は実績見込

### ②放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

放課後等デイサービス		第2期 実績			第3期 見込		
実利用者数 (人/月)	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		25	26	27	34	35	36
延利用者数 (人日分/月)	計画値	210	220	230	320	330	340
		267	297	313	34	35	36

※令和5年度は実績見込

### ③保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

保育所等訪問支援		第2期 実績			第3期 見込		
実利用者数 (人/月)	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		1	1	1	1	1	1
延利用者数 (人日分/月)	計画値	1	1	1	1	1	1
		1	1	1	34	35	36

※令和5年度は実績見込

#### ④居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

居宅訪問型児童発達支援	第2期 実績			第3期 見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0		
延利用者数 (人日分/月)	計画値	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0		

※令和5年度は実績見込

#### ⑤障害児相談支援

障害児通所支援サービスを利用するすべての障害児を対象に、相談支援専門員が各サービスの利用計画の作成及び利用状況の検証、計画の見直しを行います。

障害児相談支援	第2期 実績			第3期 見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人/月)	計画値	5	5	5	14	15
	実績値	8	8	9		16

※令和5年度は実績見込



- 町内に障害児支援サービスを提供する事業所が2か所のみであり、近隣市町に所在の障害児支援サービス事業所を利用している町民が比較的多いことを踏まえ、引き続き近隣市町所在の事業所との連携を図りながら、利用を希望する人に対して適切に情報提供を行うように努めます。
- 令和2年度に新たに開設した福祉相談支援室、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所等と連携を図りながら、障害児支援サービス利用希望者が、適切かつ迅速にサービスを利用できるように努めます。
- 障害児通所支援と保育所や認定子ども園等の子育て支援施策やその他の関連施策との緊密な連携を図ることにより、障害児に対する支援体制の整備や障害児の早期発見・早期支援、健全育成を図ります。



## 第4章 地域生活支援事業の充実

### 第1節 必須事業

#### 1. 相談支援事業

##### ①障害者相談支援事業

障害福祉サービスの利用や日常生活での困りごとについて、障害者本人や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うことにより、自立した日常生活及び社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。

障害者相談支援事業 (委託)		第6期 実績			第7期 見込		
実施箇所数（箇所）	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値	2	2	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込

##### ②障害者虐待防止センター

障害者虐待防止センターは、福祉課福祉相談支援室内に設置しています。窓口での障害者虐待の相談受け付けに加え、専用電話やFAX等の活用により、夜間や休日等の閉庁時でも通報や相談に対応できる体制を構築しています。

障害者虐待防止センター		第6期 実績			第7期 見込		
実施箇所数（箇所）	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は実績見込

### ③基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターでは、各相談支援事業所と連携を図りながら、地域の中核的な相談支援の拠点として、3障害に対応した総合的な相談業務と、各相談支援事業所への助言等を行うとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に向け、相談事例や取り組みの共有・分析、啓発等の取り組みを行います。

今後は、基幹相談支援センターや相談支援事業所が中心となり、関係機関との連携を図るとともに、情報共有を行いながら、専門的な相談支援体制の拡充に努めます。

基幹相談支援センター		第6期 実績			第7期 見込		
実施有無	計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は実績見込

基幹相談支援センター等 機能強化事業		第6期 実績			第7期 見込		
実施の有無	計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	無	無	無	有	有	有

※令和5年度は実績見込

### ④地域自立支援協議会

地域自立支援協議会では、平成24年度に発足した豊能町・能勢町地域自立支援協議会本部会議及び豊能町地域会議の場において地域の課題について検討を行うとともに、関係機関のネットワークの構築に努めています。

地域自立支援協議会		第6期 実績			第7期 見込		
実施の有無	計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は実績見込

### ⑤住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居の際、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援を必要としている障害者について、入居に必要な調整等の支援、家主等への相談、助言等を行い、障害者の地域生活を支援します。

実績はありませんが、ニーズにより対応することとなるため、計画期間中の状況により事業実施の判断をします。

住宅入居等支援事業		第6期 実績			第7期 見込		
実施の有無	計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	無	無	無	無	無	無

※令和5年度は実績見込

## 2. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である人に対し、町が費用を負担することにより制度の利用を支援します。

研修の実施等により成年後見制度の更なる周知を図るとともに、費用負担が困難なため制度の利用ができない人に対して情報提供を行い、制度の利用を支援します。また、障害者の権利擁護のために必要な対策をとれるよう体制の強化を図ります。

成年後見制度利用支援事業		第6期 実績			第7期 見込		
実利用者数（人）	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値	1	0	0			

※令和5年度は実績見込

## 3. 成年後見制度法人後見支援事業

後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援します。実績はありませんが、ニーズにより対応することとなるため、計画期間中の状況により事業実施の判断をします。

成年後見制度 法人後見支援事業		第6期 実績			第7期 見込		
実施の有無	計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	無	無	無	無	無	無

※令和5年度は実績見込

## 4. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため意思疎通に支障がある障害者等に、当事者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

今後は、手話通訳者及び要約筆記者の確保に努めるとともに、広域的な派遣依頼に対応できるよう他市町との連携を図ります。

手話通訳者派遣事業		第6期 実績			第7期 見込		
年間利用件数（件）	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値	3	7	18			
年間時間数（時間）	計画値	8	8	8	30	32	34
	実績値	5	12	33			

※令和5年度は実績見込

要約筆記者派遣事業		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間利用件数（件）	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	0	0	0			
年間時間数（時間）	計画値	4	4	4	4	4	4
	実績値	0	0	0			

※※令和5年度は実績見込

手話通訳者設置事業		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間設置者数（人）	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			

※令和5年度は実績見込

## 5. 日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等によって、日常生活の便宜を図ります。

今後は、給付を希望する人に対して適切に情報提供を行います。

日常生活用具給付等事業		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 給付件数（人）	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	0	0	0			
自立生活支援用具 給付件数（人）	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	1	3	1			
在宅療養等支援用具 給付件数（人）	計画値	5	5	5	4	4	4
	実績値	6	2	2			
情報・意思疎通支援用具 給付件数（人）	計画値	3	4	5	2	2	2
	実績値	1	0	0			
排泄管理支援用具 給付件数（人）	計画値	510	520	530	460	470	480
	実績値	504	453	454			
住宅改修費 給付件数（人）	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			

※令和5年度は実績見込

## 6. 手話奉仕員養成研修事業

手話によるコミュニケーションを保障する上で必要となる手話通訳者等を確保するため、その基礎となる奉仕員養成研修を実施します。

手話奉仕員養成研修	第6期 実績			第7期 見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修修了者数（人）	計画値	6	7	8	0	0
	実績値	4	0	0		

※令和5年度は実績見込

## 7. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。1名の対象者に対してガイドヘルパー1名が支援する個別支援型により実施し、利用者のニーズに対応できるよう事業所と連携して適切なサービスの提供に努めます。

今後は、利用者の増加に対応できるよう、事業所やガイドヘルパーの確保を図るとともに、制度の適切な運営に努めます。

移動支援事業 (個別支援型)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人/月)	計画値	15	17	19	13	15	17
	身体障害者	6	7	8	5	6	7
	知的障害者	6	6	6	6	7	8
	精神障害者	1	2	3	1	1	1
	障害児	2	2	2	1	1	1
総利用時間 (時間/月)	実績値	15	14	12			
	計画値	700	900	1,100	450	530	610
	身体障害者	300	400	500	160	190	220
	知的障害者	200	200	200	270	320	370
	精神障害者	100	200	300	10	10	10
	障害児	100	100	100	10	10	10
	実績値	632	380	330			

※令和5年度は実績見込

## 8. 地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対し、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う通所型施設として、地域生活を支援します。

今後は、利用者のニーズや事業者の意向等の調整を図り、町内での設置について検討します。

地域活動支援センター 機能強化事業		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的事業 実施箇所数（箇所）	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
実利用者数（人）	計画値	17	18	19	20	21	22
	実績値	22	20	20			
機能強化事業（Ⅰ型） 実施箇所数（箇所）	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
機能強化事業（Ⅱ型） 実施箇所数（箇所）	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0			
機能強化事業（Ⅲ型） 実施箇所数（箇所）	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0			

※令和5年度は実績見込

## 9. 理解促進研修・啓発事業

障害者等の理解を深めるための研修・啓発等を通じて地域住民への働きかけを強化します。

理解促進研修・啓発事業		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有			

※令和5年度は実績見込

## 10. 自発的活動支援事業

障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去することを目的として自発的に行う活動に対して補助を行います。

自発的活動支援事業		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有			

※令和5年度は実績見込

## 第2節 任意事業

### 1. 訪問入浴サービス事業

一般住宅の浴槽を使用しての入浴が困難な重度身体障害者等に対して、自宅等へ浴槽を搬入して行う訪問入浴サービスを行います。

訪問入浴サービス事業		第6期 実績			第7期 見込		
利用者数（人）	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値	1	1	1			

※令和5年度は実績見込

### 2. 日中一時支援事業

昼の時間帯に障害者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

日中一時支援事業		第6期 実績			第7期 見込		
利用者数（人）	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値	1	2	2			

※令和5年度は実績見込

### 3. 障害者自動車運転免許取得助成事業

障害者が運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

障害者自動車運転免許取得助成事業		第6期 実績			第7期 見込		
利用者数（人）	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値	0	0	0			

※令和5年度は実績見込

### 4. 身体障害者自動車改造助成事業

身体障害者が運転条件を満たすために必要となる自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

身体障害者自動車改造助成事業		第6期 実績			第7期 見込		
利用者数（人）	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績値	0	0	0			

※令和5年度は実績見込

## **5. 点字・声の広報等発行事業**

---

町広報誌の記事を読み上げて録音し、視覚障害のある希望者に配布します。

## **6. スポーツ・レクリエーション教室開催等事業**

---

障害のある人や障がいのある子どもを対象としたスポーツ教室等を開催します。



## 第4部 施策の推進体制



## **1. 関係機関等との連携**

---

本計画の推進にあたっては、福祉、保健、医療、教育、労働、生活環境等、広範な分野の連携を図るとともに、大阪府等の関係機関との密接な連携のもと、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

また、特に広域的な基盤整備等が必要な施策については、豊能北圏域（池田市、豊能町、能勢町、箕面市）内での情報交換や連携を密にして、効果的・効率的な体制整備に努めます。

## **2. 推進体制の整備**

---

豊能町・能勢町地域自立支援協議会に参画する関係団体や障害福祉サービス事業所等との連携強化に努め、施策の内容や実施方法について意見交換を行うことにより、本計画を具体化し、施策の継続的な発展を図ります。

また、同会議において計画の進捗状況を点検・評価して、進行管理を行い、さらなる施策の向上を目指します。

## **3. 町民参加のまちづくりの促進**

---

国における障害者施策の展開と、これに伴う法制度や施策の変更については速やかに情報提供を行い、適切なサービスの提供体制の整備に努めます。



# 資料編



## 1. とよの いきいき ほほえみ プランの策定経過

	開催日	案件
第1回	令和5年 6月27日（火）	<ul style="list-style-type: none"><li>・委員長、副委員長の選任について</li><li>・障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定の概要について</li><li>・計画策定に係るアンケート調査について</li><li>・策定スケジュールについて</li></ul>
第2回	令和5年 10月24日（火）	<ul style="list-style-type: none"><li>・アンケート調査報告について</li><li>・現行計画の取り組みの検証について</li><li>・障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画骨子案について</li></ul>
第3回	令和5年 12月12日（火）	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画素案について</li><li>・パブリックコメントについて</li></ul>
第4回	令和6年 3月29日（金）	<ul style="list-style-type: none"><li>・パブリックコメントの実施結果について</li><li>・障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画最終案について</li></ul>

## 2. 豊能町障害者計画等策定委員会規則

平成28年12月21日規則第18号

### (趣旨)

第1条 この規則は、豊能町附屬機関に関する条例（平成25年豊能町条例第24号）第2条の規定に基づき、豊能町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

### (担任事務の細目)

第2条 委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者計画の策定及び見直しに関する事項
- (2) 障害福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) 障害児福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (4) その他前3号の計画に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 保健、医療又は福祉に関する事業所の代表者
- (4) 公募による町の住民
- (5) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、任命又は委嘱の日から計画の策定又は見直しが完了する日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。

5 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生活福祉部福祉課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（平成29年3月30日規則第4号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

### 3. 豊能町障害者計画等策定委員会名簿

委嘱期間：令和5年6月27日～令和6年3月31日

(敬称略、順不同)

区分	所属	役職	氏名
学識経験を有する者	大阪大谷大学 人間社会学部 人間社会学科	教授	◎秦 康宏
	池田市医師会	代表	馬渡 秀徳
障害者団体の代表者	豊能町肢体不自由児者父母の会	代表	三澤 由美子
保健、医療又は福祉に関する事業所の代表者	社会福祉法人豊能町社会福祉協議会	会長	○宮崎 純光
	豊能町民生委員児童委員協議会	会長	長越 利秋
	社会福祉法人北摂信愛園 北摂信愛園（障害者支援施設） 豊能町相談支援センター まーぶる（相談支援事業所）	施設長	前田 佳則
	社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団 福祉相談くすのき（相談支援事業所）	所長	高橋 基樹
	社会福祉法人豊悠福祉会 たんぽぽの家（就B・生活介護事業所） ひまわり（就B・生活介護事業所） すみぞら（障害者グループホーム） ほたるぼし（放課後等デイサービス・児童発達支援事業所） ここりんく（相談支援事業所）	総合施設長 障がい事業部長	井口 仁 油谷 佳典
	社会福祉法人てしま福祉会 咲笑（相談支援事業所・地域活動支援センター）	理事長	野田 美紗子
	社会福祉法人北摂福祉会 第2わとと（放課後等デイサービス・児童発達支援事業所）	管理責任者	清水 正樹
	一般社団法人ホープビジョン かめの家（就B・生活介護事業所）	施設長	北井 陽子
公募による住民委員			山本 幸久
関係行政機関の職員	大阪労働局池田職業安定所 専門援助部門	統括職業指導官	嶋岡 聰
	大阪府池田保健所	地域保健課長	島田 真吾
	大阪府池田子ども家庭センター	育成支援課 課長補佐	川原 恭子
町職員	豊能町生活福祉部	部長	小森 進

(◎委員長、○副委員長)

## 4. 用語解説

### あ行

#### 医療的ケア

たんの吸引や鼻等から管を通して栄養剤を流し込む経管栄養等、在宅で家族が日常的に行う医療的介助行為。医師法上の医療行為と区別され、医療的ケアと呼ばれる。

#### インクルージョン

福祉や教育の分野等において、障害があることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わり合い、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念。

### か行

#### 高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害等の認知障害等のこと。

#### 基幹相談支援センター

障害者総合支援法に基づき設置される、地域における障害者、障害児及びその家族等に対する相談支援の中核的な役割を担う機関。

### さ行

#### 児童発達支援センター

通所により障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場としての機能に加えて、専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言等を行う地域の中核的な療育支援施設。

#### 成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。

### た行

#### 地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

## **地域自立支援協議会**

障害者の地域における自立生活を支援するため、関係機関・団体、障害者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療、教育、雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同で設置する。

## **地域生活支援拠点等**

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談支援、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の養成・確保、地域の体制づくり）を、1つの機関に集約する多機能拠点整備型、地域の複数の機関が分担して機能を担う面的整備型等、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。

## **な行**

### **難病**

発病の原因が不明で治療方法が確立していない希少で、長期にわたり療養を必要とする疾患。

## **は行**

### **発達障害**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害で、その症状が通常低年齢において発現するもの。

自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

### **バリアフリー**

バリアとは「壁」のことで、バリアフリーは、障害のある人等が生活するうえで妨げとなる壁を取り去った状態のことを表す。物理的な障壁だけではなく、人々の意識の問題等も含めて用いられる。

### **ペアレントメンター**

発達障害のある子どもの子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。同じような障害のある子どもを持つ親の悩みに共感し、子育ての経験を通して子どもへの関わり方や地域資源等について助言することができる。

## ら行

### 療育

昭和 26 年に肢体不自由の父といわれる高木憲次が唱えた言葉であり、「療」は医療を「育」は養育または保育を意味し、医学的治療と教育その他の科学を総動員して障害児の残存能力や可能性を開発しようという主張であった。児童福祉法では療育の指導等の規定があり、福祉の措置である。障害の早期発見、早期治療によりその障害の治癒または軽減を図ることを目的としている。

## とよの いきいき ほほえみ プラン

～ このまちで誰もが生きがいをもって、笑顔で暮らせることを願って ～

第5期豊能町障害者計画

第7期豊能町障害福祉計画

第3期豊能町障害児福祉計画

発 行 令和6年3月

発行者 豊能町 生活福祉部 福祉課

〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野 414 番地の1

T E L : 072-739-0001 (代表) F A X : 072-739-1980